

# 平成 20 年度一般会計予算特別委員会会議録

平成 20 年 3 月 14 日 (金)

(開 会) 10 : 00

(閉 会) 19 : 47

## ○ 委員長

ただいまから平成 20 年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第 9 号 平成 20 年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

第 4 款 衛生費、及び第 5 款 労働費、99 ページから 116 ページまでの質疑を許します。初めに質疑通告されております 99 ページ衛生費 保健衛生総務費 保健センター運営委員報酬について川上委員の質疑を許します。

## ○ 川上委員

おはようございます。川上です。予算書 99 ページ衛生費 保健衛生費 報酬の欄の保健センター運営委員報酬 48,000 円についてまずお尋ねをいたします。この保健センター運営委員の構成と役割についてお尋ねします。

## ○ 健康増進課長

保健センターの運営委員の役割につきましては、保健センター条例の第 16 条に役割といたしまして飯塚保健センター、穂波の保健センター、それと庄内のハーモニー、それぞれ条例があるわけでございますけれども、その各保健センターの管理運営に関する事項を協議するために保健センター運営委員を置くという風になっております。委員については 11 名でございます。構成につきましては医師会 2 名、歯科医師会 1 名、薬剤師会 1 名、自治連合会 1 名、老人クラブ連合会 1 名、婦人会 1 名、食生活改善推進会 1 名、嘉穂保健福祉環境事務所 1 名、飯塚市 2 名、飯塚市 2 名は企画調整部と保健福祉部でございます。以上の 11 名でございます。

## ○ 川上委員

活動状況をお尋ねします。

## ○ 健康増進課長

はい、保健センターの運営につきましては、重要事項等がある場合に委員会を開催するという風になっておりまして、18 年の 3 月に合併後、会長及び副会長の選任ならびにそれぞれのセンターの報告とまた保健事業の報告につきまして運営委員会を開催し報告いたしております。以上です。

## ○ 川上委員

重要なテーマがある時ということですので、随時ということと思っておりますけれども、平成 20 年度は予算としては何回予定していることになりますか。

## ○ 健康増進課長

予算といたしましては 1 回の予定でございます。

## ○ 川上委員

18 年度と 19 年度は何回されているんですか、それぞれ。

## ○ 健康増進課長

18 年度は 1 回、19 年度においては開催いたしておりません。

## ○ 川上委員

それではですね資料集の 124 ページに保健センター予算総括表を出していただいています。124 ですね。これを見ますと母子保健事業が増加しておるんですけれども、一方で保健事業はですね大幅に減少してますね。これはどういう理由でしょうか。

## ○ 健康増進課長

申し訳ございません。ご質問の前にこの資料の訂正を報告しなくちゃいけないものが後先に

なりまして申し訳ございません。124ページの資料の数字の訂正を申し訳ございませんけれどもさせていただきます。今ご質問の中にありましたけれども訂正箇所につきましては保健事業の18年度、19年度の数字でございます。合わせて合計という形になります。単純なミスでございます、申し訳ございません。18年度の数字が、棒読みで行きます、202,156、19年度の数字が196,379。合計でございます。18年度が377,129、19年度の合計が375,992でございます。数字が大きく間違っております、申し訳ございません。すみませんもう一度申し上げます。保健事業3億2350万7千円のところが2億215万6千円。19年のところの296594のところが1億9637万9千円。合計の欄でございます。18年度の合計が3億7712万9千円。19年度の合計が3億7599万2千円でございます。

まず母子保健の方につきましては、大きな要因といたしましては妊婦検診の回数。保健事業の減の大きな要因につきましては、基本検診が国保の保険者の方の特定検診に変わったといったことが大きな理由でございます。

○ 川上委員

そうしますと市民の側からすると健康診査を受ける機会が少なくなるということはないんですね。

○ 健康増進課長

基本的に、と申しますよりも少なくはなりません。逆に多く受診していただくという機会を作っていくということになろうと思います。

○ 委員長

引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

101ページ予防費、下の方に予防接種委託料が1億3573万5千円計上されています。これについてお尋ねいたします。委託方法の関係もあると思うんですが、委託先はどこの予定ですか。

○ 健康増進課長

飯塚医師会の予定でございます。

○ 川上委員

これは長年随契でされてますね。お尋ねします。

○ 健康増進課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

実施方法をお尋ねします。

○ 健康増進課長

それぞれの予防接種の対象者が個別接種ということで、その期間内に各病院・医院の方に行って接種をする、といった方法でございます。

○ 川上委員

4月以降市立病院がスタートするわけですがけれども、市立病院の役割はどういう風な位置付けになりますか。

○ 企画調整部長

4月1日から労災病院の後を受けまして飯塚市立病院を開設いたします。その中で医療法に基づきましてこの予防接種とそれから検診、そういう諸々の部分につきましてもお受けするという形になります。

○ 川上委員

いや、その程度の答弁は聞いていないんですよ。当たり前のことです。ちょっともう少し誠実にというか、中身のある答弁をお願いします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:10

再 開 10:12

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

はい、失礼しました。予防接種に関しまして新しく4月からの市立病院ということでございます。現行では筑豊労災病院につきましても飯塚医師会の方に加入してございますので、医療機関の1医療機関として4月以降についてもそういったことで継続していく、という風に思っております。

○ 川上委員

市立病院で予防接種を継続するのは当たり前じゃないですか。今までは労働者健康福祉機構の病院だったわけでしょう、国の。これが飯塚市の病院になるわけでしょう。だから特別な位置付けでねこの業務を取り組むようなことはないのか、と聞いているわけですよ。

○ 健康増進課長

特別に、ということで全てその病院において接種うんぬんということになるのか、また時間外的な形で非常に受けやすい形になるのか、そういったこといろいろ考えられると思いますけれども、いわゆる接種する側からの立場から行けば非常に受けやすい機会を多く作る、多くの医院にこの対象の予防接種の対象医院として登録していただく、という形になろうと思えます。そういったことで、特別そういった時間外的な問題、こういうことがあればその部分についてもですね検討すべき事項かな、という風には思っております。

○ 川上委員

それで要望があればという位置付けではなくてね、市立病院として出発するわけですから、きちんとした位置付けでね市民の要望を掘り起こしてよく聞いて反映させていく、という前向きな位置付けが必要なんじゃないでしょうかね。それから資料の125ページに予防接種の実施状況調が出ております。これを見ますと一にお聞きしたいことがあります。BCGですね、計画人数に対して接種人数が8割程度ですね。今結核は全体として増加傾向にあるだろうと思うんですよ。それから言うと計画を下回っていると、8割程度に留まったというのはどういう風に評価されているかお尋ねします。

○ 健康増進課長

どういう要因かということを確認には把握いたしておりませんが、BCG接種の時期につきましては生後3ヶ月から6ヶ月未満という風な時期に1回接種するわけでございます。その部分の時期を通じてこの部分の実施については広報、お知らせをいたしておりますけれども、現段階では12月まででございますので836人という数字で今後も若干の増加はあると思えますけれども、具体的な要因というのは十分に把握しておりません。

○ 川上委員

BCGというのは結核対策の接種のことでしょう。

○ 健康増進課長

その通りです。

○ 川上委員

結核が一頃はですね非常に少なくなってきたんですよ。それが十数年前位から上昇に転じているんですよね確か。だからちょっとそういう風な認識もちょっと持っていてくださいね、

検討してもらいたいなと思います。それからその下のですね日本脳炎は計画人数が3,800人で延べ接種人数が59人ということになっておりますが、これはどういう風に評価になりますか。

○ 健康増進課長

日本脳炎につきましては日本脳炎の接種の勧奨ということで、この予防接種につきましては定期に行うものということで無料で接種しているわけですが、その中で平成17年度に日本脳炎のいわゆる事故の関係で厚労省の方から積極的な勧奨は控えるようにと、いうことで、このことにつきましては2市1町、医師会、県保健所、関係医療機関等ですね、この実施方法については十分に協議いたしてまいりました。家族が、親が望めば医師の同意の下に接種することは可能でございます。ただこの数字につきましては既に予算として上げておりましたので、こういった数字が残っておりますけれども、現段階におきましても日本脳炎に対するワクチンの部分がまだ未開発ということで厚労省からの積極的な勧奨についてはまだ控えるように、といった指導でございますので、本年度につきましては若干でございますけど、20人程度の予算は計上しております。そういうことでこの資料上では大きく下がった結果となっております。

○ 川上委員

それと直接関連がないと思うんですが、実は予算書のすぐ上にですね予防接種賠償責任保険料25万7千円というのがあるんですね。これはどういう予算ですか。

○ 健康増進課長

予防接種賠償責任保険料の部分でございます。これは予防接種に関しましてその予防接種の被害等に関する保険料で、全国市長会の方に加入しております保険料でございます。

○ 川上委員

予防接種の被害というのは、具体的にはどういったのが対象になっているわけですか、この保険の。

○ 健康増進課長

予防接種法に基づきます定期の接種は、具体的には125ページに上がっておりますような予防接種でございます。

○ 川上委員

それでその被害と先ほど言われましたので、125ページの接種をするんだけど、被害と言われる場合はどういうのを被害と呼ぶのかを聞いたんですけど。

○ 健康増進課長

この予防接種が原因といたしまして起こる、この副反応によって起きます色々な身体的に確実にそうであろう、といったようなもので、例えば死亡まで至る、といったようなこともそういったことだろうと思います。

○ 川上委員

今言われたのは素人が言う言葉ですからあれですが、要するに副作用ということを言われたんですね。それと同時に注射ですから刺し間違えたとかね、そういうのもこの対象になるんですか。

○ 健康増進課長

そのことがですね小さな対象の症状までを確認いたしておりませんけれども、そういったような、例えば注射ちょっと打って手が痺れた、とかいったようなことについてまで、この保険でもし認定されればそういった対象になる可能性があると思いますけれども、細かな部分については申し訳ございません、よく存じておりません。

○ 川上委員

今まで賠償したことがどの程度ありますか。

○ 健康増進課長

過去にはないと記憶しております。

○ 川上委員

相談体制はどうなってますか。被害というかトラブルが発生したときの相談。

○ 健康増進課長

まずは医師会の方に委託しますし、まずどこにあればかと、病院、それとももちろん健康増進課の方にもそういった、どちらにかかればいかご相談があればお受けいたしますし、医師会からの報告等で相談があれば受けるという形になろうと思っております。

○ 川上委員

そのことは市民には周知されていますか。

○ 健康増進課長

実施主体として市の方で行っております。

○ 川上委員

ところがその市がですね、例えば賠償責任の保険に入っているんだけど、どういう場合に賠償責任保険が適用されるか詳細を知らない、と先ほど言われましたね。そうするとね、相談する甲斐がないというか、いうことになりませんか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:26

再 開 10:30

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 健康増進課長

予防接種によります被害と申しますか、事故があった時に接種者がどちらに相談したらいいか、という風に迷うのではないかと、そういったご質問でございます。この被害等につきましてはいまだ申しましたように、保険に入っております。この接種時期に今後そういった接種者に対しての相談窓口、何か事故があった時にはご相談ください、といった文言等を含めて、安心して接種していただけるように、そういったものを含めて実施していきたい、という風に思います。

○ 委員長

引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

105ページ環境対策費、下の方に水質検査手数料があります。この水質検査のですね目的、場所選定どうしているか、あるいは回数など実施状況についてお尋ねします。

○ 環境整備課長

お答えいたします。飯塚市内を流れる河川等の環境汚染状況を把握するため、遠賀川の本流、支流の中で50箇所を選定いたしまして、年2回検査を行っております。

○ 川上委員

この結果の、今年もされるんですが、前回のこの結果の特徴はどうか。

○ 環境整備課長

前回の検査結果におきましては、支流において家庭雑排水等による汚濁がある箇所も見受けられます。しかしながら生活環境上の問題はないと考えております。

○ 川上委員

筑穂内住の産廃物の撤去の課題が奔出してはあるわけですが、これを意識した調査結果はどうなってますか。

○ 環境整備課長

お手元に配布いたしております資料の中で、ページ数で申し上げますと127ページ、128ページになりますが、先ほど言いました50箇所中48、49、50という番号を振っておりますけれども、内住近辺の大野川3箇所について検査を行っております。

○ 川上委員

先ほどの答弁から言うと大丈夫という事ですか。

○ 環境整備課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

それではこの手数料の関係ですが、水質検査機関は入札で行われていると思いますけれども、過去はどこで検査してますか。

○ 環境整備課長

平成18年につきましては、北九州生活化学センターに検査をお願いいたしております。また平成19年につきましては九州環境指導センターをお願いいたしております。以上です。

○ 川上委員

この結果は市民にはどのように見えるように公表してますか。

○ 環境整備課長

現在のところ、例えば市報を通じて等そういった公表は行っておりません。

○ 川上委員

公表しない理由は特別にあるんですか。

○ 環境整備課長

特段の、先ほどから申し上げておりますように、生活環境に虞がないと考えておりますので、公表いたしておりません。

○ 川上委員

問題があればもちろんですけども、問題がなくても税金使って調査したんだから結果公表をしてもいいんじゃないですか。何かできない理由がありますか。

○ 環境整備課長

特段ございません。検討してまいります。

○ 川上委員

検討するような事じゃないでしょ。公表すればいいじゃないですか。それでね、公表結果をもってね、私は特に内住の皆さんと市長が懇談してもらいたいと思うんですよ。これは昨年わが党の楡井議員がですね議会で要望して市民環境部長が答弁しましたけども、是非実現してもらいたいと思います。どうですか。

○ 市民環境部長

内住の産廃問題につきましては、ご承知のとおり今回企画されまして、住民側が改めて控訴されている状況でございます。それで今お尋ねの内容でございますが、控訴されている住民側といたしましては改めて体制の見直しとか、要望事項を整理されている状況でございます。その中でそういうご要望も当然あることもあると思います。それでその辺で私どもは適切に市長が行かれることもあるかと思っておりますので、その辺で対応してまいりたいと思います。

○ 委員長

次に人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

106 ページの上段19節の負担金のところですが、福岡県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金と、これは毎年上がってるもんだと思うんですが、改めてこの浄化槽の普及促進の協議会、この設置目的、協議内容、そして実績等について報告できるものがあれば報告願いたいとこのように思います。

○ 環境整備課長

この協議会につきましては、福岡県下における浄化槽の普及促進およびその設置、維持管理の適正を図り、もって生活環境の保全、および公衆衛生の向上に寄与することを目的といたしております。事業といたしましては、浄化槽の普及および啓発、国・県に対する陳情および建議、浄化槽に関する情報交換、講演会等の開催等を行っております。近年の実績といたしましては、平成19年度でありますけれども、環境部廃棄物対策課より講師をお招きいたしまして研修会を行い、さらには浄化槽のメーカーの工場も視察いたしております。以上でございます。

○ 人見委員

それぞれの県内地域にあってこの普及促進のあり方についてですね、事情もそれぞれ違ったりとかいう中でどのように図っていくのか、図っていくことの将来的な意義だとか、環境的な意義だとか、諸々あるかと思うんですね。その辺りがねなかなかこうピンとは帰ってこないという、そこにはいくつかのやっぱり市町村自治体と県レベルの県の立場と国の立場と、この辺りがね複雑にからんだりとかいうことが見え隠れするわけですね。何とか僕も問題点提起してますけど、そういう風なことが忌憚無く普及促進に役立てる方向、建設的なそういう方向で協議をなされる場だとこのように思っているんですが、この認識は間違ってますか。

○ 環境整備課長

そのとおりでございます。

○ 人見委員

であるんなら、もう少し実のあるというか、何か協議会に参加しそこで議論され、県内押しなべて普及促進が図れる、なおかつ市町村の置かれた状況の違い等も踏まえてどのような形で出されているのかがもう少し目に見えて、例えばですね、先日来向こう20年間に渡る飯塚市の汚水処理の計画が、構想が発表されました。その中における浄化槽の処理、浄化槽を手段とした汚水の処理については、あくまで浄化槽の設置基数というのを年間二百二十数基というようなことで短絡的にそのあたりになっているわけです。それで果たして普及促進と言えるのかどうかとか、このあたりをこう意識したいわけですね。当然年月は経っているわけです。そしてたまたもう少し積極的にやろうよと県内は、これも環境対策の大きな柱だ、というようなことがきちんと位置付けておられるのであれば、設置の基数、補助金のあり方等がですね何らかのやっぱり変化が起こっていいのではないかと、という期待も出てくるわけですね。そのあたりを持っているので今後何か機会があったら、そのあたりの建議とか意見の申し立てみたいなことが可能でしょうかね、市として。いかがですかね。

○ 環境整備課長

当然今質問者が言われることにつきましては可能でございます。色んな場面場面で私も申し上げてきたところでございますけれども、この協議会もさることながら県の担当部署、それから浄化槽協会ですか、等もでございます。それから現実的には市内許可業者もおるわけですから、そういった所で十分今協議を十分進めておるところでございます。よろしく申し上げます。

○ 人見委員

いくつもの現実的な課題も大きいものも小さいものも含めるとあります、あろうと思います。しかし、この大きな環境整備のためにもですね、また市民生活の利便性やそうした向上のためにもですね、大いなる役割を担うべく存在だと思っております。是非是非そうした前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと、この要望をしておきたいと思っております。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

106 ページ、斎場費 飯塚市斎場指定管理委託料4,198万8,000円ですね。委託料、この金額になる根拠をお答えください。

○ 環境整備課長

この根拠でございますが、燃料費、光熱水費、そういった需要費、施設設備保守点検、そういった点検業務、清掃業務、一番多額なところでございますが、火葬業務と火葬受け付け使用許可、そういったところにかかる人件費等を積算いたしまして根拠といたしております。

○ 川上委員

資料が出ております。131 ページですね。株式会社九州互助センターに委託しているわけですね。そこで、指定管理者制度導入したわけですけれども、これについて現在どういう評価をされているか、サービスの向上という面と財政の面とあろうと思うんですが、両方についてお答えください。

○ 環境整備課長

まず、サービスについてでございます。このことにつきましては、指定管理者である九州互助センターが自ら飯塚市斎場の方にアンケート等を設置いたしまして市民の声、言い換えますと利用者でございますが、そういった方々の声をお聞きいたしております。そのなかではたとえば接待が悪いとかそういったものが入ったようなアンケートではございません。逆に6割近くの方々が接客マナーが良いという評価を得ているところでございます。また、財政的につきましては、直営のときと指定管理者で多少のとらえ方難しいところがございますけれども、端的に申し上げますと、人件費につきましては250万円ほど費用効果があったというふうに考えております。

○ 川上委員

筑穂園の場合は合併前は無料だったんですね。合併後経過期間をおいて現在大人が21,000円になっているんですが、これについては地域の住民の方からは有料化についてはどういう評価が出ていますでしょうか。

○ 環境整備課長

いまご質問の中で20,000円というような金額が出たかと思いますが、平成19年度では実際上で1万円かと思いますが、いまお尋ねの件ですけれども、そういった問題が一切ございません。

○ 川上委員

悲しみの最中に無料が有料になったのはなぜかという声は出にくいものだろうとは思いますが、それから、ちょっと先に行きますけれども、新型インフルエンザの問題です。これに対する対応を指定管理者にもよく相談しておく必要があるだろうと思うんですが、これについてはどういう方向性かお尋ねします。

○ 環境整備課長

インフルエンザによる死亡者の火葬に際しては国が策定しております埋火葬の円滑な実施に関するガイドラインにより対応するようにいたしております。そのことについては指定管理者と協定に基づく協議をしながら対応してまいりたいと考えております。また、必要に応じて保健所等関係機関の指導を仰ぎながら対応もしたいと考えております。

○ 川上委員

パンデミック状態になってくると、数週間のうちに、これはあくまでも県の数字から見て「飯塚市では」と人口比で私が考えたんですが、640人ぐらい数週間のうちに死者が出かねない

わけです。その遺体はウイルスの温床なんですね。これをどういうふう処理するかというテーマがあるんですね。それで、かなり関係機関の指導も受けながら詳細に対応しておく必要があるだろうと。とにかくこの労働者が、職員が一番に感染する危険性があるんですね。そうすると、だれかがまた代わりに来ないといけないでしょう。それでまた感染すると。きちんとした対応ができてなければ、ということになりますので、遺体の安置所の問題も含めてかなり詳細な研究が必要だろうと思うんですね。そのところまではまだ準備ができてないんでしょうね。

○ 環境整備課長

申し訳ありません。そこまでは準備にいたっておりません。

○ 委員長

引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

106ページ、同じく106ページですね、保健衛生費の病院費、病院事業会計補助金1億3793万6千円があります。これについては132ページにこの補助金内訳調という資料が出されています。この資料の説明をしてください。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

それではお手元の資料に基づきましてご説明いたします。まず初めに、国からの病院事業にかかります普通交付税措置分でございますが、病床数にかかる分といたしまして、1床あたりの単価が49万5千円となっております。市立病院は病床が250床ということから金額的には1億2375万円となります。次の病院事業債にかかる分といたしましては、病院事業会計の方で2億1460万円の借入をいたします。その借入をいたしましてその償還に対します国からの交付が22.5%の措置がございます。従いまして平成20年度の償還金は利子のみとなることから、540万1746円としております。その分の交付税措置分は22.5%をかけまして、121万5千円となります。次に、先ほど申しました病床分と償還分を合わせまして普通交付税で措置されます金額は1億2496万5千円となります。次に救急医療病院の特別交付税措置分でございますが、これは算定上では2530万円となります。その2分の1を1265万円を交付金として補助するようにしております。その他でございますが、病院管理人協議会等にかかります費用弁償、また旅費、それに消耗品等の運営費補助といたしまして32万1千円を補助金として計上させていただいております。以上で説明を終わります。

○ 川上委員

交付税ということなんですが、そういうことも含めて国の財政出動は基本的には1番と2番ということになりますね。3番は市独自の財政出動ですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

その通りでございます。

○ 川上委員

もともとこの労災病院の問題についてはですね、国が責任を持って運営、継続すべきものだろうと私は思うわけで、ここで1番と2番で国が出動しているものについてはですね、通常の病院開設の時の措置でしょ。だから国が「自分は知らない」と、「飯塚でがんばれ」と、「自治体でがんばれ」というときに、特別に「国の責任の分だよ」という風に言った出動がこの中にありますか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

この中にはございません。

○ 川上委員

国のやり方というのはですね、非常に責任を全うしないやり方だと。この財政出動の面でも

思うわけです。それで関連してですね、この過去に出ている市立病院管理運営協議会はどういう構成でどういう活動をするんですか。お尋ねします。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

構成といたしましては、市から3名、市長・副市長・担当の部長。そして飯塚医師会、会長を含めまして3名。そして地域医療振興協会の指定管理者でございますが、理事長を含めまして4名。この10名で飯塚市立病院の業務の内容、色々問題点、課題点をですね協議するように考えております。以上でございます。

○ 川上委員

この間茅ヶ崎病院が肝炎の問題で事故を起こしましたね。そこで少し調べたことがあったんだけど、その病院にもですね実はこの運営協議会があるんですよ。メンバー見ましたらね住民の方々が入っているんですね、医師会だけじゃなくてね。それで、そういうところでも事故が起きたのかと私は思ったんだけど。これはまだ要綱が決まってないんですかね。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

管理運営協議会に関しましては規則を定めるようにしております。

○ 川上委員

そこでこの地域住民の代表の方がねやっぱ一定の比重を持って選定・選任の方法は色々あると思いますよ。けど一定の比重を持ってねここに参加する必要があるんじゃないか、と思うんです。全国のね自治体病院にはこういう組織がありますよ。住民の方多く入っています。で、飯塚は排除してますね。これは改善できませんか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

管理運営協議会の他に、飯塚市立病院の市民会議を4月に入りまして公募いたしまして、20名の構成で立ち上げるように考えております。その中に市民の代表、また患者の代表、色々な医師会関係の開業医さんの代表とか、そういう方ですね色々な市立病院の医療にかかわります件につきまして意見とか提案をいただくように考えています。その意見・提案等を持ちまして先ほど申しました管理運営協議会の方にそういった問題点とか課題点を提出していただくように考えております。以上でございます。

○ 川上委員

全国でしている方法はそういうことじゃないんですよ。やっぱこの中に住民が入るんですね。そこでこの運営協議会は公開でなされるんですか。それとも非公開ですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

基本的には公開で考えておりますけれども、まだそのところを規則を今作成しておりますので、もう少し検討させていただきたいと思っております。

○ 川上委員

公開ということになると協会の企業秘密が守れなくなるんじゃないですか、指定管理者の。どうですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

色々業務の内容、先ほど市民会議からの意見等もございますので、その内容によっては非公開ということも考えられる、と考えています。

○ 川上委員

だいたいね、市民病院なのに非公開とかありえないですよ。確実に公開にして、私は住民が直接ここに参加すべきだと思いますね。そこでこの運営協議会というのは、医師の確保に責任を持つところですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

医師の確保につきましては、管理運営協議会の方ですね、責任という言葉ではありません

が、医師の確保について広くです飯塚医師会の意見とか、また他の病院との連携も行っていきますので、そういったところの医師の確保については協議をさせていただくように考えております

○ 川上委員

12診療科250床でスタートしようとしているわけですがけれども、医師は3分の2しか間に合いませんね。そうしますとね、スタートまでもそうですけど、スタートと同時に市民病院の責任者が全力を上げないといけないのは医師の確保ですよ。これは全国的にも状況を見ても分かってあるとおりでですね。そうするとこの医師を確保する責任の最高責任者は誰になるんですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

指定管理者となりますので、指定管理者の方で管理者という方を設置するように考えております。他に病院長とか副院長とかおられますが、最高責任者は管理者でございます。

○ 川上委員

その管理者というのは協会の方なんです。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

そのとおりでございます。

○ 川上委員

それだったらですね、この病院はですね医師は増えませんね。市長でしょ。市長が医師確保に責任を負う、ということじゃないんですか。

○ 企画調整部長

私あの再三本会議それから委員会でご答弁させていただいてますように、医師の確保につきましては一時的には協会でございます。しかしながら設置者でございます飯塚市長もこの地域医療振興協会と飯塚市が一体となって、今医師の確保に向けて努力しているということでございます。

○ 川上委員

私の質問はですね、4月以降この市立病院にとってはね医師確保というのが最大の仕事の1つですよ。この仕事はね、市長が責任を負うべきではないか、という風に聞いているんですよ。ただいま市と協会が一体となってね努力しております、そんなのは分かっているじゃないですか。誰が最高責任者で最後の責任を取るのか、ということを知っているんですよ。だから昨日も言ったんだけど、この問題はね市民の命をどうするか、という問題ですよ。毎日のようにねNHKでも民放でも医師不足のためにね助かる命が失われていってる状況が告発されてるでしょ。そのことを言ってるんじゃないですか。だからあなたの答弁ではなくってその市長の決意を伺うそういう質問にしたいと思えます。

○ 市長

本当に川上委員のご心配も我々も分かっています。皆さんも今もお話があったように全国的に医師不足という形で、それこそ内々の話をしていかどうか分かりませんが、自分の親戚の医者が東京におるけどその医者をやめさせてこっちに帰ってこさせようとか色々な形を考えながら本当に医師不足に対しては責任者として今やっているところでございまして、実際に本当に難航はいたしておりますけれども全員で努力をして色々な形でそれを責任という、辞めるという形の責任じゃなくて、どうかして成し遂げるという責任の中でね私はやり遂げていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を11:10とします。

休 憩 11:03

再 開 11:10

委員会を再開いたします。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

109ページ衛生費、清掃費の委託料、下の方です。旧最終処分場湧出ガス調査委託料110万円ですね。資料が出ております、資料集は133ページですね。まずこの旧最終処分場の場所を確認してください。

○ 環境整備課長

飯塚市鯉田上坂埋立地でございます。

○ 川上委員

資料集の134ページに地図があるんですね。オートレース場のなんて言いましょうか、向かい側にある原野ですね。そこでこの旧最終処分場なんですが、いつからいつまで利用してですね、どんな物がどの程度埋められておるのかということをお尋ねします。

○ 環境整備課長

昭和51年3月から平成10年3月に渡り、埋立物は不燃物・粗大ゴミ・焼却灰等でございます。埋め立てた表土につきましては17万8800㎡でございます。

○ 川上委員

平成10年の3月まで使ったということで、内容は安定しない物が大量に入っているという認識でいいですか。

○ 環境整備課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

調査実施はいつから行っているのか、また、いつまでの予定なのか、お尋ねします。

○ 環境整備課長

平成10年度から実施いたしております。調査今後の期間でございますけれども、これは毎年地元の方々とは協議をしながら決めておりますので、今のところ最終年度については決めておりません。

○ 川上委員

前回結果について資料が出てはいるんですけど、前回というか、3カ年の結果が出ておるんですけども、過去異常値が出たことがありますか。全体としての評価はどうでしょうか。お尋ねします。

○ 環境整備課長

平成10年度以来調査を実施してきたわけですが、ここ3年間は落ち着いた状態でございますし、また外から見ましてもガス等は発生しておりません。

○ 川上委員

過去に異常値が出たことがありますか。

○ 環境整備課長

異常値が発生したとは聞いておりません。

○ 川上委員

聞いていないということですね。そこでこれらの結果については、市民にはどのように公表されていますか。

○ 環境整備課長

一般市民につきましては公表はいたしておりません。先ほども少し触れましたけども、地元の方々とは毎年1回は少なくとも話し合いを進め、その中で状況も当然報告いたしますし、それを受けまして今後どうするかということ十分に協議いたしておるところでございます。

○ 川上委員

市民全体に公表しない理由が特別な理由がありますか。

○ 環境整備課長

先ほども申し上げましたとおり、これはガスの調査でございますけども、言い方を変えますと目視でそういったガスは出ておりませんし、この調査そのものがこの埋立処分場の中の状況を調べておるところでございます。これについて特段の問題は全くございませんので、公表する考えはございません。

○ 川上委員

隠さなければならぬ理由がない限り、合理的な理由がない限り、情報公開するというのが齊藤市長のスタンスじゃないですか。隠さなければならぬ合理的な理由がありますか。

○ 環境整備課長

これは地元の方々には十分にお伝えしておるところでございますので、隠しておるとかそういうつもりは全くございません。

○ 川上委員

こんなことで先に進めなくなるとは思いませんでしたけれども、今言ったとおりですよ。公表してくださいよ、市民全体に。インターネットでも市報でもいいじゃないですか。どうですか。

○ 環境整備課長

その点につきましても地元の方々とお話し合いをさせていただいた中で検討してまいります。

○ 川上委員

いや、私は地元の方と相談するのはいいですよ、いいと思いますよ。けどあなた方が隠すべき合理的理由ないでしょ何も。むしろあそこはねあれですよ、ここは旧最終処分場の跡地ですよ、というところを明確にしてね、あまり立ち入ったらだめですよ、というようなことを書いてあそこに張りださないけないんですよ。市民の皆さんにここのガス調査はこういう風にやっています、と、その結果はこうです、と市がここが安全だっていうことでね監視を続けておりますよ、っていうのを大きい看板か何かでね出して当たり前ですよ。それをあなた方おかしいじゃないですか。環境整備課でしょ。ちょっとお願いしますよ。

○ 環境整備課長

ご意見承っておきます。

○ 川上委員

そんなことじゃないでしょ。あなたの今の態度はね福岡県と同じですよ。きちんとね公表してください。これは要求しておきます。質問を終わります。

○ 瀬戸委員

これガスの一応湧出調査ということですが、当然埋め立てておられるということは、土壌汚染も考えられるわけですね。今回土壌汚染の予算組んでございませぬが、できましたらそちらの方も予算が組めるんだったらいつの時点かで組んでいただいて、きちんと検査・調査をしていただきたいなと要望しておきます。

○ 委員長

次に人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

110ページ、ごみ処理全般に関わることになろうかと思えます。旧飯塚市のクリーンセンター始め、現在合併後は桂川町にある桂苑、それから旧稲築町、嘉麻市にあります清掃工場と、それぞれ炉の形式、処理のあり方、違う中で合併後3つの清掃工場を持つにいたっております。あわせて清掃工場を持つということが処分場についてもそれぞれ持たざるを得ないということ

になっております。そしてその運営は直営の分もあれば組合を形成しての運営ということもあります。そうした中でいずれにとっても建設・埋め立て処分場の確保をようやくと終えたかと思えば次の計画にも入っていかないとなかなか難しい問題が過去の経験則上もあるわけですね。合併をはたして新たな自治体の中でそうした難しさ、困難性も正直新たな困難性も生じておるのではなからうかと思うわけです。そうした今後のごみ処理の処分場も含めてあり方等を論議、整理する、これは当然、一面、収集のありようにも関わってくる問題なのかなと、このような気がいたします。聞けば今年そうした合併後の調整も含めて今後のあり方等検討すると言われる、そうしたことを踏まえて全体、どのようにお考えなのかを聞かせていただければと、このように思います。

○ 環境整備課長

ご指摘のとおり、現在飯塚市におきましては、特にこのごみの処理施設については3施設抱えております。当然ながら設置された年度が違っているものですから、それぞれの耐用年数等を勘案してみますと、早いところで桂苑になりますけれども、平成20年から25年、これは使用状況にも関わってくるわけですが、今後使用状況を考えていったとしても早ければ平成25年度には考えていかなければならない。それからその次のところが飯塚市のクリーンセンター清掃工場がございます。ご質問者が言われましたように当然福岡県央のほうにありますごみ燃料化センターも然りでございます。また、埋め立て等につきましてもクリーンセンターに隣接する埋め立て処分場につきましては今のところ44.8%を埋め立てております。また、福岡県央のリサイクルセンターのそばにあります埋め立て処分場につきましては36%という状況がございます。質問者が言われますとおり、このことはごみの収集・運搬・処理というすべてのことに関わってくる問題でございます。ごみの処理につきましてもいろいろ検討課題がございます。また、ごみの分別。資源化、週休2日制の問題と、いろいろございます。これをいままですに担当課といたしましてはそういった基本方針を定めまして関係機関等々調整を図っておるところでございます。

○ 人見委員

いまこうやって協議を重ねられておることですけれども、単にこれ、庁内協議というわけにも行かない側面が私はあると思います。先日の一部事務組合の議会の中でも若干触れさせていただいております。ひとつはトップ同士の今後の広域のごみ処理のありよう、そしてそこにさらに越境的に小竹町の存在なんかもあったりもします。桂川街の存在もあったりもします。そうした意味でのトップ同士の協議とあわせて運営の現場は組合です。組合の現場の実情等もしっかりと踏まえる必要もあるだろうと思います。したがって私思うのは、複数的に協議が必要なそういう時期にもあるのではないかと、このあたりの視野までしっかりと踏まえてという思いがしているんです。今回、全般の清掃費の予算についてはそれだけの重みがあるような気がするんですが、より私のいま述べたような観点からどのような方向性をお持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

○ 環境整備課長

当然将来を見据えたごみ処理、またはし尿浄化槽、いろいろあろうかと思えます。十分に今検討を始めておるところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○ 人見委員

一面、住民の方々の声とか思いだとか、こうしたことも受益者負担が関わってまいります。当然関わってくるのは収集のあり方です。同じ組合でも桂川町と旧筑穂町、旧穂波町は変わったわけですね。そうしたやっぱり不満不足もある種出てきたりもしております。どちらが合理的でどちらが今後のごみ処理にあって、資源かも含めてどうかという面もあろうと思うんですが、住民の参加について、住民の立場の考慮についてはどのように考えておられますか。

○ 環境整備課長

ひとつには合併後、タウンミーティング等いろんな場所々々で市民の声をお伺いしております。また、担当課といたしましては環境基本計画そのものも見直しをし、いま印刷に移っているところでございます。その基本計画を策定する中でも市民の声も承っております。また、今後先ほどもちょっと触れましたけれども、ごみの分別とうに関わってそれぞれの地域に入りながらご説明し、またご意見を伺っていきたいというふうに考えております。

○ 人見委員

最後にですが、そうしたスケジュールについてご説明願えますか。

○ 環境整備課長

先ほどから申し上げましたように、諸問題に関わる担当課としての基本方針、十分今策定しいろいろなところで協議を重ねておるところでございます。今お尋ねのスケジュール等に着きましても十分作成し実施したいというふうに考えておりますが、答弁しますと長々となりますので一つだけ、市民に対する啓発という中では本年度秋から3、4ヶ月かけて地区懇談会とかいろんな場面でご説明をしたいというふうに考えております。

○ 人見委員

せめてそういうふうな経過を踏まえて、僕は長くなっても構わないですよ。だってね、なかなかやる機会がないって言っているでしょうが、こういうふうな場面が。だからどこか不良になっちゃう、消化不良に。したがって、これの最終的にどのような、さきほどチラッと出た基本計画なるものが明確に立てられて、実施計画という流れになっていくのであればいつつまでにこの計画を立てて、いつから実施されるのかと、このようなことまできちんとお示し願いたいと思います。

○ 環境整備課長

申し訳ありません。ご質問の理解不足でございました。申し訳ありません。そのことにつきましては、今月中に基本方針は定めたいと思っております。補足いたしますと、両施設組合、構成団体、それからその先になりますけれども、ごみの収集運搬等々につきましては許可業者なり委託業者に様々な方との話し合いもあろうかと思っております。そういったもの、それから先ほどお尋ねになられました市民に対するいろんな説明なりご意見を伺う場所等も考え合わせて、とにかく平成20年度中に一定の方向付けに結び付けたいと思っております。

いろいろこれに関わる課題がございます。一つの課題は先ほどから申し上げておりますように、旧飯塚市において出されております7分別に合わせて旧4町も行うというところでございますが、これにつきましては平成21年度実施に向けましていま努力しているところでございます。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

111ページ ごみ処理費の役務費ですね、中ほどに資源ごみ処理手数料があります。併せて資料が資料集の136ページに出されています。この資料を見ますと、18年、19年がですね各自カレットとか茶カレットとか色々書かれてあるんですが、これ見ますと横ばいに見えるんですけど、その合計を見ますとね重量が548トンが538トンということで、下降気味の横ばいかという風に思うんですね。予算ベースで見ますとね、564トンということになってますので、これは今時代の流れというのがありますけれども、資源ごみ回収リサイクルへの決意の表れが数字で見えるのかなと思ったりするわけですがけれども、ごみ処理手数料の問題ですがけれども、この処理の仕組みがどのようになっておるかをお尋ねいたします。

○ 環境施設課長

お答えいたします前に申し訳ありませんが資料の訂正をお願いいたします。平成20年度の合計の欄の金額が139万4千円と記入しておりますけども、139万5千円が正しくなっております。お詫びして訂正させていただきます。それではお答えいたします。回収されました空きビン・ペットボトル・白色トレイにつきましては、国の基本方針に基づきまして財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡しを行っております。直接引き取りを行います事業者につきましては、この協会の方で決定されまして回収されまして再資源化されております。以上でございます。

○ 川上委員

具体的にごみの流れをですね、資源ごみのそのものがどこにどう流れていくのかを説明してもらいたいんですが。

○ 環境施設課長

回収されました資源ごみにつきましては、リサイクルプラザにあります2つのラインによりまして手選別で作業を行っております。以上でございます。

○ 川上委員

具体的に市民のところからリサイクルプラザまで持ってくる業者はこの日本容器リサイクル協会が指定する、ということなんですね。それでこの日本容器リサイクル協会とはどういう団体なのか、これは財団法人ですね、ものなのかお尋ねします。

○ 環境施設課長

この日本容器包装リサイクル協会につきましては、再資源化された成果品を処理する業者でございます。財団法人 日本容器包装リサイクル協会につきましては設立目的は、容器包装にかかる分別・収集および再商品化の促進等に関する法律に基づきまして、特定事業者等から分別基準適合物の再商品化を受託し、併せて容器包装廃棄物の再商品化に関する普及・啓発ならびに情報の収集および提供等を行うことにより、わが国における生活環境の保全および国民経済の健全な発展に寄与する目的として設立されております。以上でございます。

○ 川上委員

私が誤解をしたようですね。そうするとこの日本容器包装リサイクル協会というのはリサイクルプラザで選別されて資源ごみとして繊維化された物を若松の西日本とかペットとか行き先を決めるという所なんですね。そうすると市民から市民が出した物をリサイクルプラザまで持ってくるのはどういう流れになってるんですか。

○ 環境施設課長

現在のところは家庭から出されました資源ごみをパッカー車で委託によりまして収集するものと、拠点ボックスによりましてその回収を行って委託業者によりまして回収を行っております。以上でございます。

○ 委員長

引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

同じく111ページです。下の方にゴミ収集業務委託料 5億7370万4千円の予算が計上されています。関連の予算資料は138、139になってます。そこでまずこの業者選定は随意契約になっておるのかどうかお尋ねします。

○ 環境施設課長

委託の業者選定につきましては現在の業者と随意契約を行っております。以上でございます。

○ 川上委員

その随契の理由をお尋ねします。

○ 環境施設課長

この業者におきましては飯塚市の一部地域において本市の実地事務を代行し廃棄物の収集運搬業務を行ってきました。本業務は地方自治法の自治事務であり、本市の一般廃棄物処理計画に基づき市町村の自治事務の私人への委託として、地方自治法施行令167条の2第1項第2号により随意契約とするものでございます。

○ 川上委員

資料の138ページですね、表と表の間ですが、小さい字ですね※印の2業者は平成18年度から委託業務を実施、となっておりますね。一番上の表の左の方に飯塚市クリーンセンターという中にですね、これ有会社ですね、(有)イブキアメニティサービス、それから一番下が、(有)ファミリーエムケイ、ということになってます。で、これは18年から業務を開始しているようですが、これどういう事情でこういうことになったんですか。

○ 環境施設課長

お答えいたします。第3次行財政改革の更なる取り組みの一環といたしまして、環境施設業務関係のごみ収集直営収集業務を縮小すること、および合併協議の中で収集体制につきましては、合併までに効率的な運営方法を総合的に検討することを受けまして平成18年度より直営収集部門の可燃ごみ収集の一部委託、および資源ごみ等の委託を実施したものであります。

○ 川上委員

イブキアメニティサービスが可燃ごみの一部委託、それからファミリーエムケイが資源ごみの一部委託と、これはアルミ缶ですかね。

○ 環境施設課長

資源ごみにつきましては、拠点ボックスに置いてあります資源ごみ、例えば新聞・雑誌・ダンボール・ペットボトル・トレイ、それから有害ごみ等の回収でございます。

○ 川上委員

第3次行革というのは分かりますが、一部委託と一部と言われましたね。今市の直営は当時市の直営はどのくらいあって、そのうち一部委託というのはどれくらい委託したのかお尋ねいたします。

○ 環境施設課長

直営部門の8台を6台に縮小いたしまして2台の縮小ということになっております。

○ 川上委員

資源ごみの方はどうですか。

○ 環境施設課長

資源ごみにつきましては、直営でやっておりましたものを委託という風に切り換えたものでございます。

○ 川上委員

そうすると、18年度この業者の選定はどのように行ったんですか。

○ 環境施設課長

一般廃棄物収集運搬業務選考委員会での業者選定を経て現場説明を行いまして業者入札を行っています。業者決定につきましては公募を行いまして可燃ごみ収集業務は15事業者、資源ごみ等の収集業務は14事業者等の参加資格審査申請がっております。

○ 川上委員

そこで予算には5億7370万4千円が計上されているんですけど、まあ前年実績ということなんですが、このイブキとですねファミリーエムケイは直営とやる場合と比べてどのくらい財政削減効果を生んでいるのかお尋ねします。

○ 環境施設課長

手元に資料を持ってきておりませんのではっきりした数字は分かりませんが、約3割

程度の削減効果があったんじゃないかと考えております。以上でございます。

○ 川上委員

分かりにくいですね。それでファミリーエムケイもそうですか。

○ 環境施設課長

申し訳ありませんけれどもこちら資料を持ってきておりませんのではっきりしたことが言えませんけれども、同程度ではないかと考えております。

○ 川上委員

ファミリーエムケイは市の直営に変わって入ったんでしょ。だから3割程度ということになりますかね、どうですかね。

○ 環境施設課長

ちょっと具体的にはあれなんですけれども、直営の時には水曜日の1日で収集を行ってまいりました。で、委託に変わりました水曜日から火曜日までの1週間で取るような格好で変更になっておりますので、その辺を考慮いたしますと、3割程度じゃないかと考えております。

○ 川上委員

そこですすね、委託料予算、先ほどから5億7千万超えてという風に言っておりますが、この予算の算出方法はどうかになっておりますか。139ページに委託内容と委託地域が記されておりますけれども、これは地域ごとに聞いた方がよろしいのでしょうか、お尋ねします。

○ 環境施設課長

お答えいたします。それぞれ違っております。飯塚地区につきましては人件費・車両費・関係経費を含めまして算定を行いましてそれを基に決定をいたしております。支所につきましては、見積を参考にいたしまして決定をいたしております。以上でございます。

○ 川上委員

支所のその見積を参考に、というのは、誰の見積ですか。

○ 環境施設課長

業者の見積でございます。

○ 川上委員

参考にする場合はどの辺を参考しているんですか。

○ 環境施設課長

現在までの相当年数を業務担当されておりましたので、その実績を基に参考にしております。以上でございます。

○ 川上委員

旧飯塚と支所のその委託料の関係で、何かこう共通基準で比較できるものがありますか。

○ 環境施設課長

確かに合併いたしましたのでそれぞれの基準の見直しということが当然合併協議会の中から問題視しておりましたし、その調整を3年で仕上げるということにしております。今ご指摘の件につきましては、それぞれの旧4町それから飯塚市それぞれ基準が多少違うところがございますので、今後そこを調整していくというところでございます。

○ 川上委員

ごみ収集業務についてはですね、し尿もそうですけれども、自治体の歴史的な経過の中でサービス提供の形態というのはそれぞれあるんですね。しかしいずれにしても公が責任を負わないといけないのはもうはっきりしているわけですよ。その公が責任を負う中で直営を維持しているところはですね、これを外す理由は基本的にないんですよ。やっぱり直営ががんばらないと全体の公的なサービスの維持ができない、という風に私は思うわけですよ。ところが2年前にですね合併と同時にパッカー車8台のうち2台を民営化すると、民間委託をすると。そ

れから資源ごみについても一部民間委託しているわけですね。これによって住民サービスが向上したかという点についてはどういう風に思われますか。

○ 環境施設課長

それにつきましては変わらない住民サービスが行われているものと理解しております。

○ 川上委員

そうでしょうか。それではですね、旧飯塚がそれに先立って行財政改革の中で祝祭日のごみ収集を止めましたね。当時それによる財政効果は数百万程度ですよ。その後市民のものすごい批判を浴びましてね、休日が連休に入ったりして2週間も収集に来ない、っていうことになってくると大変なので。特に夏場とかは特に工夫してあなた方の手で少し改善しましたでしょ。しかし元には戻っていないわけですよ。ここのところをね本当の意味でのね住民サービス向上の行財政改革をやるというのであればね、この祝祭日の問題についても早急に検討して委託料をね上げなければならぬのだっただけですね、予算措置も含めて祝祭日の収集ね元に戻してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○ 環境施設課長

確かに色んなご意見があろうかと思いますが、先ほどからのご質問にもお答えしてきましたとおり、特にごみの収集につきましては分別の問題、それから今言われております週休2日制の問題、収集方法の問題、それから今言われております祭日の問題、それからごみ委託料の問題、こういったものは全てですね色んなものが関わってまいります。その中で先ほどご質問のあった委託料のことにつきましても平準化を目指さなければならないと。そういったところの今方針を担当課として協議をし今月いっぱいには定めたいと考えておりますので、それ以後順次解決に向けて努力したいと思っております。

○ 川上委員

委託料の問題ではですね、例えば市のパッカー車は2人乗りで行ってますでしょ。で、事故が時々起こってますね。で、運転手の不注意とかね、作業員の不注意だとかいう風に議会に報告されるんだけど、そのパッカー車を改造したとしてもね2人運転というのがねどうかという問題があると思うんです、根本的に。で、民間に委託するときはその市の低い基準でね、ベースにして民間に委託料出すときに基準で考えてないかという心配があるわけです。その辺はどうですか。

○ 環境施設課長

委託を行いましてそういった観点で委託を行っておりません。

○ 川上委員

素人が言うんですけれども、市が2人でやっていると、で、民間は3人でやっているとばかりかどうか分かりませんが、3人でやっているとすればですね、だいたいその基準でやってくください、というようなことはないですか。

○ 環境施設課長

基本的には考えておりません。

○ 川上委員

基本的には、と言われるところに何か微妙さがありますが、支所の場合はね業者の方が見積を出してあなた方はそれを参考にする、と言われた。しかしどこを参考にするかはね、過去の歴史的な実績に基づくというような調子でね、住民サービスだとかいう観点、それから労働者の安全だとかね、道路強化はどうか、とかいう観点は考えられないでしょう、このままでは。だから行財政改革というのであればですね、住民サービスはどうか、だとか、その向上、それから働く人たちの安全、こういったところに着目した行財政改革をやる必要があると思うんですよ。それから言うとはですね、その観点からこの委託料だって出てくると思うんですね。だか

ら本格的な行財政改革、市民が喜ぶようなね公的サービスが充実するような方向でのですね、この分野の行財政改革を求めたいと思います。質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

休 憩 11:52

再 開 12:59

委員会を再開いたします。安藤委員に質疑を許します。

○ 安藤委員

よろしくお願いします。111ページ 指定ごみ袋購入費につきまして質問させていただきます。まずあの購入費単価アップって書いてありますけれども、この要因について教えてください。

○ 環境施設課長

この件につきましては、原油の価格の高騰によりまして単価がアップいたしております。

○ 安藤委員

この購入に関しては入札で行われてるんでしょうか。

○ 環境施設課長

入札でございます。

○ 安藤委員

私の知るところというか聞くとところによりますと、購入先が何社にもわたってる、という風に聞いておりますけれども、その理由っていうのはどのようにお考えですか。

○ 環境施設課長

種類ごとの入札でございますので、業者が複数になっております。

○ 安藤委員

種類ごとに業者さんが違う、っていうことだけですね。1つの袋に何社も入っている、ってことじゃないということですね。はい、分かりました。その単価が分かりましたらお知らせください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:00

再 開 13:01

委員会を再開いたします。

○ 環境施設課長

それぞれのごみ袋の種類によって単価が違いますけれども、例えば可燃のごみの大につきましては、19年度で143.74円ということになっております。

○ 安藤委員

それは可燃の大的1枚、市が購入するときの価格ですか。

○ 環境施設課長

失礼いたしました。10枚あたりでございます。

○ 安藤委員

じゃあ他の物はどのようになっていますでしょうか。

○ 環境施設課長

19年度の実績ということでお答えさせていただきます。失礼しました。18年度の決算の単価ということで説明させていただきます。再度、可燃ごみの大につきましては全て10枚あたりでございますが、146.895円でございます。それから可燃の中につきましては10

9. 2円、可燃の小が70.35円、缶ビンの、これは家庭系でございます全て、缶ビンの大が155.4円、缶ビンの中が113.4円、缶ビンの小が80.85円、不燃の大が155.4円、不燃の中が115.605円。それから事業系でございます。事業系が可燃の大が142.8円、缶ビンが155.4円、不燃の大が163.275円という風になっております。

○ 安藤委員

そのごみ袋を委託販売されているといたしますか、取次店といたしましうかね、そういうところがあるわけですがけれども、そこらへんの1枚というか10枚区切りになってますけれども、それを売ることによってどれくらいの利益を得られるということになりますか。

○ 環境施設課長

1枚につき3.15円、10枚の1巻きで31.5円という風になります。

○ 安藤委員

販売を委託されているわけですがけれども、その販売委託業務についてどのようにお考えでしょうか。

○ 環境施設課長

現在飯塚地区におきましてはシルバー人材センターの方に委託をいたしております。各支所につきましては支所の市民環境課の方で販売いたしております。

○ 安藤委員

そのシルバー人材センターからそこまで買いに行つて、ある部分、販売店さんといいますかね、小売店さんとかで販売されたりしているわけですがけれども、仕組みとしてはそういうところが取りに行つてそこでお金を支払つてごみ袋を持って帰る、という仕組み、それに間違いありませんでしょうか。

○ 環境施設課長

間違いございません。

○ 安藤委員

それですね、これはある所から聞いたんですけれども、ごみ袋が色々な種類あるわけですがけれども、一番よく出るのは家庭用の可燃の袋じゃないかなと思つたりするんですが、たまたま間違いですね、間違いといたしましうかもっと出るんじゃないかという事で、事業用のごみ袋をたくさん買ってしまった、と。それが交換できないのか、つていうことを聞いたら、交換できない、という風に言われた、と言つてるんですけれども、どうしてできないのか、つていうその理由をお示してください。

○ 環境施設課長

各販売所での毎日仕入数と販売数の在庫確認を行つております。途中の交換となりますと、確実な在庫管理ができなくなる虞がございますので、途中での交換は行つてはおりません。以上でございます。

○ 安藤委員

そこらへんちょっとよく分からないんですけれども、在庫管理ができないつていうことの理由だけでその交換ができない、というところでしょうか。

○ 環境施設課長

一番大きな要因というのは在庫管理だと思うんですけれども、その他にも先ほど答弁しましたように、代金につきましては前納制という事で行つております。そのことも1つの要因だと思つております。それから一応委託契約の中でごみ袋の全種類を置くという風にしておりますので、そうなりますと売れないものは置かないと、そうなりますとそれを買ひ求められる希望の方はそこでは買えない、という風になってまいりますので、そういう風な要因の中で交換はできてないという風に思つております。

○ 安藤委員

なかなかちょっと納得ができないところではありますけれども、まあ商売のシステムというか、私も商売させていただいてますけれども、そういう部分の交換というのはですね、しても別に問題ないんじゃないかな、という風に、まあ間違えてたまたま取りましたよ、でまあ1日ぐらいだったらそれも交換できますよ、っていうそれくらいの対応をしていただいているところも聞いておりますので、ちょっと日にちが経った分に対してでもですね、そういう交換という行為ができますようにですね、ぜひ要望したいところでもありますし、先ほど聞きましたら10枚売って30円の手数料と、ある部分市民に対するサービスの肩代わりっていいですか、そういう部分ではそういう出先の機関になってるわけですから、そういう部分で市の役目の一助していただいているということであればですね、そういう要望にできるだけ応えていただきたいという風に思っています。その予算書の中にも代金の返還っていう部分でありますけど、これはどういうことになるのでしょうか。

○ 環境施設課長

ここに挙げております還付金でございますが、これにつきましては店舗を閉鎖されるとか、それから店舗はあるけども、ごみ袋の販売の委託は辞める、という時につきましては還付を行っております。

○ 安藤委員

そういう仕組みもきっちり持ってあるわけですから、その交換ということに関してもですね、是非ですね今後取り組んでいただきたいと思います。まだ他にも色々要望があると思いますので、できるだけそういう要望にも応えていただきたいという風に思います。以上終わります。

○ 瀬戸委員

関連で1つだけ質問させていただきます。今の生ごみを出した時にですね、まあ野良犬はどうしようもないですが、カラス等ですね、カラスが来て突いてごみを引きずり出してしまおう、というよくあの光景を見てるんですが、この普通生ごみを入れる分は飯塚市は黄色だと思うんですけど、これはそういうこと考えて黄色にされてるんですか。

○ 環境施設課長

合併協議の時に旧飯塚市のごみ袋の色を変えたわけですが、これにつきましては、カラスの対策も1つの要因として考えて黄色を導入しております。

○ 瀬戸委員

これはあのテレビで見てるとですね、色はちょっと思い出さないんですが、カラスが全然来ないというようなごみ袋を見たことがあるような気がするんですが、黄色やったんですかね。じゃあいいです、結構です。

○ 委員長

次に兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

112ページのリサイクルプラザという選別ということになっておりますけど、実はこの項で言うのかどうかちょっと分かりませんが、色んな資源回収の奨励補助金等とごみの減量、それから一般の処理費等に関係ありますので、若干ここで質問させていただきます。実は今議会におきまして、飯塚市廃棄物の減量および処理の適正化に関する条例の改正がございました。その中で本会議はまだ通っておりませんが、一応委員会はおそらく通ったということですが、その中でですね、一般廃棄物として排出された空き缶空きびん等の再生資源物は所有権を飯塚市に帰属させると、ということになり、所定の場所に一般廃棄物として排出、ということになっておりますけれども、まず所定の場所に一般廃棄物として排出、とはどのようなことを指すのかお尋ねいたします。

○ 環境整備課長

条例の改正文の中では所定の場所を集積所等、と言っております。これにつきましては、ステーションや個人の家の前といいますか、そういったもの、それから拠点ボックスを指しております。

○ 兼本委員

旧飯塚市はですね、今言われる回収拠点ボックスをですね、各自治体、自治会ごとに1箇所もしくは数箇所設置していると思うんですね。で、その拠点ボックスの数と実際の管理はどのようになっているのかを分かればお尋ねいたします。

○ 環境整備課長

202箇所において31個置いております。管理はそれぞれ自治会において管理をいただいております。

○ 兼本委員

202自治会において31個ということでもいいんですか。

○ 環境整備課長

失礼いたしました。231箇所でございます。

○ 兼本委員

それではですね、今言うステーションそれから個人の家の前、それから回収ボックスという廃棄の、出す場合ですね、で、その中でこの再生資源物が飯塚市に帰属するのはどの場所とどの場所の分が飯塚市に帰属するわけですかね。意味分かりますかね、例えば、回収ボックスのやつは今自治会がしとるから自治会の物だ、ではないけど飯塚市には帰属しないと、資源回収、後で言いますけど団体等登録すればですね、という風にするのか。今家の前に置いてる、中に入っているやつについては飯塚市の物だ、ステーションの中の物についても飯塚市の物だ、と。どのようになるわけですか。

○ 環境整備課長

このことにつきましては、別途規則でも定めるようにいたしておりますけども、市が直営なりもしくは委託業者に委託しまして、その中で市が収集する物、という規定にしております。ですから言い換えますと、個人なり事業所なりが指定袋に入れて出された物、またお尋ねの中で言われたように、拠点ボックスの中でありましても、これも例えば資源回収団体に対しての物ではない、例えば有害ごみ等とかいう物もですねそういったボックスの中に入れますので、こういった物については市が回収すべき物ということで、市に帰属するという風に考えております。

○ 兼本委員

拠点ボックスの中に再生資源物を入れますよね。それを各自治体が登録しとればその自治会が登録しとればそれを販売して、そしてそれを町内会の活動資金に充てる。そしてまたそれを市の方に持っていけば市の方から9円か10円の補助金が出ますよね。で、この今言う231箇所の拠点ボックスの自治会が管理しているということですが、全部これはそういう風な団体として登録しとるわけですかね。

○ 環境整備課長

そういうわけではございません。その中でも自治会自らがそういった資源回収団体として登録されておる所もございまして。数で申し上げますと、63団体。それから自治会の中で子ども会および老人会等が回収団体という風に登録されておる所もございまして。またその自治会自らが登録団体でありかつ子ども会もという、併用と言いますか、ちょっと言葉あれですけども。その自治会の中に2団体あるという所もございまして。

○ 兼本委員

そうしますと今現状では登録した団体については、そういう資源回収ボックスの中の再生資源ごみを有効利用しながら活動資金として充ててる。登録してない所の団体についてはそういう風なことをやってない、という風に、自分のところで販売したりしてない、ということで理解していいんですかね。

○ 環境整備課長

そのように私どもも理解してますし、お聞きした部分がありましてそれも確認いたしました。現在はきちっと登録をされてそういった資源回収にあたっておるということでございます。

○ 兼本委員

なぜこのような質問をしますかといいますとですね、いずれにしましても4月1日から条例改正となりまして、これ飯塚市の所有物になるわけですよ。今飯塚市はそういうこともあんまり争ってないと思いますけど、全国的に古紙とかいう物の値段が上がりまして、家の前に出してあるやつを開けて持ってって裁判になって勝ったり負けたりするような判例があって、そういうことを防止するためにこういう風なことを条例制定されたんだろうと思います。非常に今自治会の中にも自治会未加入の方が増えて、自治会の活動資金も非常に困ってるということもありますので、こういう条例をせっかくつくるんだったら、自治会の方にもよく説明されて資源のそういう風に販売すれば販売益も出るし市からの補助金も出ますよ、ということでやればですね、これはまた再生するというので。今いう地球的な温暖化の防止ということにもなりますのでね、そういう風なPRもやっていただきたいという点が1点と、それから冒頭にも申しましたように、この拠点回収ボックスは旧飯塚市だけしかないんですよ。これはやっぱり旧4町の方にもですね広げていただきますと旧4町の方につきましても飯塚市と同じような同様な取り扱いをすることによってごみの減量、そしてそうすることによって燃やすことが少なくなるしですね、そういうようなものもありますので、旧4町に対しての取り扱い。先ほど人見委員が言いましたように3施設ありますので、それぞれすつと行くというわけにはいかんと思いますけどね、どのようなお考えかそれだけお聞かせください。

○ 環境整備課長

今質問者が言われましたように、また先ほどご答弁申し上げておりますが、ごみの収集の中の1つだろうと考えております。これは言うなれば地球温暖化防止とか例えば資源化とか色んなことを踏まえてのことだと思っております。それで実際今言われましたように色んな所で色んな方々とお話しする中で問題提議も受けております。そのことを踏まえながら先ほどから言っておりますように、基本方針を定めてそういったものも盛り込みながらですね、今検討を重ねておるところでございます。

○ 兼本委員

飯塚市だけで1箇所でするんでしたらそう簡単なんだろうと思いますけど、他市と他町との問題もありますし、負担金の問題とかいろんな問題でかなりの協議することもあろうかと思えますけどね。ぜひそういう風な意味で、ただ資源を無駄遣いするんじゃなくして再資源ですね、ぜひそういう形のものであっていただくと処理費も安くなるし、それから自治会等につきましても活動費を生むという、子ども会ももちろんそうです、老人会も同じことですけど。団体として登録しとる所の活動費も出るということですので、それこそ両方ともいいわけですね。そういうことをぜひご指導しながら処理費を下げながら温暖化防止に努めていただきたいということをお願いしまして終わります。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

同じく112ページのごみ処理費 リサイクルプラザ選別業務委託料、2695万円について

て関連してお尋ねします。資料集では136ページと142ページが関連しておるかと思えます。まずこのリサイクルプラザ選別業務の目的について改めてお伺いいたします。

○ 環境施設課長

目的といたしましては、回収されました資源物を手選別で行うということが目的でございます。

○ 川上委員

社会障害福祉の方で付け加えて答弁することはないですか。

○ 社会障害者福祉課長

先ほどの説明につきまして基本的に同じように考えております。

○ 川上委員

リサイクル選別を手作業でっていうことなんだけど、リサイクルを選別するというのが1つですね。手作業で、というのはどういう意味ですか。

○ 環境施設課長

現在リサイクルプラザの中のこの選別ラインは2つラインがございまして、クリーンネット飯塚連絡協議会の従業員の方がそのラインの両脇につきまして手で選別してる状況でございます。空き缶につきましては、スチール缶・アルミ缶につきましては自動でするんですけども、びんにつきましては、白、茶、その他ということで選別いたしております。

○ 川上委員

これは旧飯塚市時代からですね事業を始めたわけですけど、どういう経過の中でこの事業をスタートしたんですかね、お尋ねします。

○ 環境施設課長

行政自らが模範となりしょうがい者の就労的自立を図る必要があることから、市の施策の一環として飯塚市リサイクルプラザ選別業務を障害者の雇用の場として位置付けまして、クリーンネット飯塚連絡協議会に委託業務を実施しております。本市の清掃行政と福祉行政とが一体となり、しょうがい者に安定した就労の場を提供し、しょうがい者の就労的自立を図るため平成10年度から委託業務を開始いたしております。

○ 川上委員

そうですね。ですから目的は2つなんですよね。今言われた方をきちんと押さえておかないと、この事業はまずいだらうと思うんですよね。そこでこの委託先クリーンネットということですね。平成10年から随契で来てるんですね。来年度もその予定ですか。

○ 環境施設課長

来年度もそのようにびんのあるところは考えております。

○ 川上委員

正式にはクリーンネット飯塚というと思うんですが、どういう組織構成、人員になってますか、お尋ねします。

○ 環境施設課長

お答えいたします。クリーンネット飯塚連絡協議会はしょうがい者が社会的・文化的の他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、また就労的自立ができるよう援助し、作業することで働く喜びを享受できるよう就労の場を確立することを目的として、飯塚市知的しょうがい者育成会、飯塚市身体しょうがい者福祉協会連合会、精神しょうがい者いずみ会より組織された団体でございます。現在育成会2名、福祉協会連合会2名、いずみ会2名、学識経験者1名の計7名の理事と、監事2名、税理士・社協1名でございますが、(この人員で)理事会が運営されております。現在は作業員10名および指導員1名の計11名で業務を行っております。以上でございます。

○ 川上委員

仕事量とその評価はどうなっていますか。

○ 環境施設課長

評価につきましては、ペットボトルにつきましては評価の良い方から A、B とありますけども、当初の結果はすべて上級の A ランクに判定されております。また色分けされましたびんにつきましても、おおむね良という事務連絡がっております。以上でございます。

○ 川上委員

136 ページの資料先ほど見まして、基本的にこの間資源ごみの白カレットから白色トレイまで書いてありますけど、大体横ばいではないかという風に言ったんですが、20 年はですねこれは 502 トンなんですね。それでもともとペットボトルが大量に出る、それを回収する再資源化を図るというようになってるんですが、もともと地球環境だとかこれからのことを考えればですね、大量に出ること自身を抑制しなければならないと、ペットボトルそのものの見直しは国民的な生活スタイルの見直しを含めてですね、そういうのも必要だと思うんですが。当面現状はですね大量にペットボトルが氾濫している状況があるので、再資源化という業務が非常に重要になってると思うんですね。それでこの 502 というのはすべて、142 ページ見ますとリサイクルプラザにおいて選別するその量と合致していると思うんですが、その点から言えばですね、しょうがい者の就労機会を増やすということも含めて、このリサイクルプラザのラインを増やしていくというお考えはありませんか。

○ 環境施設課長

現在 2 つのラインがございます。建物の現状といたしますか、そういう物理的なこともありませんけども、現在のところ増設は考えておりません。ただししょうがい者の場を確保するためにワークシェアリング等実施して、しょうがい者の就労の場を増やしていきたいと考えております。

○ 川上委員

この点についてはですね、スタート時の経過もありますので、透明性を確保しながらですね充実させていっていただきたいという風に思います。質問を終わります。

○ 委員長

続きまして川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

同じく 112 ページ 清掃工場運転管理および熔融炉点検整備委託料 2 億 8500 万円が計上されております。これも長期にわたり随契が行われているようではございますけれども、この間の委託先はどこですか。

○ 環境施設課長

本熔融炉を設計・施工いたしました新日鉄の関連会社であります日鉄環境プラントサービス株式会社でございます。

○ 川上委員

それは 100% 子会社ですね。それでいつから委託になってますか。

○ 環境施設課長

操業開始いたしました平成 10 年 4 月からでございます。

○ 川上委員

随契ということですから随契の了承を契約課に求めていると思うんですね。それで随契の理由はどうなっていますか。

○ 環境施設課長

先ほども申しましたように、この本施設は新日鉄の設計・施工いたしました施設でございます。随契理由といたしましては、運転管理につきましてはメーカーから技術的な指導が送られ

ること、機器のトラブル等の緊急時に迅速な対応が可能であること等がございます。また点検整備につきましてもごみ処理に支障をきたさないよう短期間で確実な施工ができること、メーカーと直結することで特殊部品の調達が可能にできること、業務上の知識・経験が豊富であり、現場の状況にも精通し緊急時の迅速な対応が可能であること、多くのデータを集積・解析し市と施工業者と委託業者の連携によりまして円滑・効率的な業務が可能であること等が挙げられます。

○ 川上委員

この新日鉄の溶融炉と同型の清掃工場が名古屋で水蒸気爆発を起こしたことがあるのはご存知ですか。

○ 環境施設課長

申し訳ありませんがその点につきましては存じておりません。

○ 川上委員

それは調べてください。そこもですね同じ所が、同じ所っていうのもおかしいですけど、やっぱり子会社がね運転管理してたはずです。そこでですね私も資料を求めておけばよかったです。この子会社の委託料平成10年からですからもう10年近く経つわけですね。委託料の総額は相当なものになると思うんですね。30億円ぐらいになるでしょう。そうしますとねこの溶融炉清掃工場自身は170数億円ですよ。200億円ぐらい今までねそのことだけでかかっていることになります。大変な事業なんですね。それでこれからもこのまま行くとね毎年3億円近い委託料を払っていくことになるわけです。これを安くすることできないんですか。

○ 環境施設課長

現在新日鉄が施工いたしました施設の中で日鉄環境プラントサービスが委託業務を行っております。その中で委託料につきましては、この飯塚市につきましては協議を行いまして、他市と比べまして安価な委託契約で行っております。

○ 川上委員

他市と比べてというのはどういう他市ですかね。今言ったようなね新日鉄の溶融炉を導入している都市と比べて飯塚を特別安くしてくれてるという意味ですか、はい。

○ 環境施設課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

それはどうして飯塚だけ特別に新日鉄が安くしてくれるんですか。

○ 環境施設課長

これは平成10年の操業開始当時の記憶の中で決められたものと認識しております。

○ 川上委員

新日鉄がね飯塚市だけ特別に委託料を安くするというのは考えにくいです。具体的に今数値が言えますか。

○ 環境施設課長

具体的には今手持ちの資料がございませんので分かりませんが、そういう関係の課長が集まった会議がございますので、その折には情報交換の中でそういう情報が入ってきております。

○ 川上委員

だとすると、手嶋課長は正確なデータによって比べたことはないんですね。

○ 環境施設課長

今現在、今度のGMSの会議がございますので、その中でも皆さんに問いかけて資料を集めたいとも考えております。

○ 川上委員

ということは、先ほどの答弁は正確じゃなかったということですか。

○ 環境施設課長

申し訳ありませんが、正確な数字というのは持ち合わせてございませんが、情報交換の中でそういった情報として入ってきたものを答弁させていただきました。

○ 川上委員

じゃあそれは正確じゃないですね。事実に基づかないですね。聞いたという事実だけですね。それでですね、それにしても課長がそのように信じてるわけですよ。そうするとね、新日鉄はなぜ飯塚だけ特別に安くするのかということなんですよ。これから耐用年限いっぱいまでね必ず100%出資の子会社にね随契で仕事をやる、そういう約束でも飯塚市はしてるんですかね。

○ 環境施設課長

そういう約束はないという風に認識しております。

○ 川上委員

じゃあですね、私は先ほど言ったような技術的なこと、それから事故の対応のこと、部品のこととかいうことも言われましたけども、これらはこの子会社に随契をするね合理的な理由とは私は思いにくいんですよ。ですからこれは新日鉄が造ったんだから子会社が管理運営しなければならぬというようなね思い込み、まあ神話と言ってもいいけども、そういうのはやめてねよくよく考えて、今後はですね入札を導入する必要があるんじゃないかと思うんです。どうですか。

○ 環境施設課長

先ほども随契理由を申し上げましたように、その理由によりまして今後とも随契が一番妥当ではないかという風に考えております。

○ 川上委員

まあこれだけ市がお金がないと言ってね、子どもの幼稚園のバス代までね求めているような事態ですよ。だから3億円近い委託料です。これまでもこれからもずっと同じ会社に同じ値段でねお願いしていくというような態度ではなくって、可能性を追求してくださいよ。これは要望して質問を終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

112ページのし尿処理について一言お尋ねいたします。このし尿処理費の問題について市の行財政改革の方針はどうなってますか、お尋ねいたします。

○ 環境施設課長

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:40

再 開 13:41

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 環境整備課長

このし尿につきましては行財政改革には特に挙がってないと考えておりますが。

○ 川上委員

行財政改革担当おられますかね。し尿処理の関係が行財政改革に挙がっていないとはどうい

うことですか、お尋ねします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:42

再 開 13:45

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 環境整備課長

失礼いたしました。先ほどの答弁を訂正させていただきます。お尋ねの行財政改革の実施計画としてはこのし尿の分については挙がっておりませんが、全体の中で例えば処理経費の見直しとか、そういったものについては順次進めてまいりたいと考えております。

○ 川上委員

住民サービスの向上という点での行財政改革が必要なわけですね。全体の中で考えて経費の問題とか見直しておるといことです。それは当然だろうと思うんですが、実施計画に載っていないとはどういう理由ですか。

○ 財務部長

行革実施計画の中に個別に挙がっていない、なぜかということではなくて色々たくさんの環境施設を抱えております。この中で効率的な運営とか経費の節減というのをですね、当然先ほど質問者が言われたように、その中で全体的な中で含んでいるということで、個々の施設の中に見ていただいたら分かりますけども、特段目につくといえますか、そういうやつについては挙げておりますけど、他についてはですね例えば民営化を進めるとか指定管理を進めるとか施設の管理についてはそういう風なことで個別の中では挙がっていないということで、例えばその委託料が適正かどうかとか、経費がどうだとか、一般的な行革の中では範疇に入りますけど、個別にただ挙がっていないというだけのことでございます。

○ 川上委員

私が聞いたのはし尿処理行政全体についてのことなんですね。ここはそういう目では考えられていないということを確認しときます。質問終わります。

○ 委員長

引き続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

115 ページ 労働費 失業対策費 三軒家工場団地線道路新設工事 2億1400万円についてお尋ねをいたします。これにつきましては資料が提出されております。144 ページですね。それで新年度就労期間はどのように検討されておるかお尋ねします。

○ 土木建設課長

三軒家工場団地線の新年度の件でございます。お手元に配布しております資料の方は18年度と19年度でございます。平成20年度の工事長につきましては全工事長370mを予定をいたしております。

失礼いたしました。平成20年度には工事長370m、就労者39人で、吸収人員8151人を予定をいたしております。

○ 川上委員

私が聞いたのはね就労期間を聞いたんです。

○ 土木建設課長

就労期間といたしましては、4月の末日より平成21年度の2月を予定いたしております。

○ 川上委員

途中中断はないんですか、お尋ねします。

○ 土木建設課長

9月から10月にかけて若干の空き期間、後期の時期が始まりますのでその期間は空く日が出てくると思います。

○ 川上委員

その空きは他の事業をするということではないんですか。

○ 土木建設課長

そういうことはございません。

○ 川上委員

じゃあここです、この2億1400万円の財源内訳を聞かせてください。

○ 土木建設課長

予算書の114ページでございますけれども、2億1400万のうちの財源といたしまして9615万1千円、それから地方債3560万等を充てております。以上です。

○ 川上委員

39人の方々が働くということですが、誰がいつどこで働くかということについてはどこで決められますか。

○ 土木建設課長

業者選定をした後に入札が行われます。その後職安の方に業者さんが出かけられまして、就労紹介がございます。その場でその時に就労の場所それから現場等が紹介されます。以上です。

○ 川上委員

ちょっと分かりにくかったですね。もう一度お願いします。

○ 土木建設課長

施工業者さんが決まった後に職業安定所に行って紹介があります。

○ 川上委員

職安が紹介して事業所が受け入れるということですか。

○ 土木建設課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

その際にですね、トラブルが生じた場合はどういう風に解決するんですか。飯塚市の関わり方はどうですか。

トラブルという概念がちょっと分かりませんが。

○ 川上委員

穂波で過去起きたことがあるでしょ。例えばそういうことが起きた場合どうするのかと市としては、を聞いてるんです。

○ 土木建設課長

私はちょっと存じ上げておりません。

○ 川上委員

いや、あなたがそれを知らないのなら知らないでもいいんだけど、そういうトラブルが生じた時はどういう風に今後仕事するのかと聞いておるわけです。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:55

再 開 13:56

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 土木建設課長

ただいまの件に関して質問者の件に関しては私はちょっと知りえません。以上です。

○ 川上委員

過去のことは把握しておらないという風に言いたいことだろうと思います。しかしながらですね、今後この就労事業をめぐってですね就労者の間でのトラブルが生じた時はですね、職安任せだとかではなくってね事業主体でしょ飯塚市が。だから知らないとかいうわけにはいかない。きちんとね行政の立場で責任ある態度を取る必要があるだろうと思います、その場合はね。これは質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩します。再開を14:05とします。

休 憩 13:58

再 開 14:05

○ 委員長

委員会を再開いたします。人見委員に質疑を許します。

○ 人見委員

116ページ ワンストップサービスセンター飯塚の13節委託料ですね。ワンストップサービス飯塚運営委託料に関連してでございますが、この利用状況についてまずご報告をお願いしたいと思います。

○ 商工観光課長

ワンストップサービスセンター飯塚の利用状況でございますけれども、開設いたしました平成16年10月から本年2月までに4325人の方が来場しております。以上でございます。

○ 人見委員

一向に雇用状況だとか正規、非正規の雇用のあり方だとかずっと格差も絡めてですね、問題になってきております。特に若年者というのか若い世代の雇用のあり方についてですね、このワンストップサービスを通してこの4300人からの利用者のその後の経緯を含めてですね、現時点でどのような問題点なり、今後あり方に対する工夫なりが考えられるのか、そのあたりについてお考えあったら聞かせていただきたいと思っておりますけど。

○ 商工観光課長

就職状況についてでございますけれども、センターで把握してる数値は本年2月までで340人という風になっております。以上でございます。

それから少子高齢化の進む現在において、若い世代が就職して安定した生活基盤を築くことが極めて重要であると考えております。ワンストップサービスセンター飯塚には就職を希望しているが、どのような準備、心構えをして良いか迷っている人や学生が気軽に来場し、コンサルタントのカウンセリングや指導を通して自分の適性を見い出し、就職活動を行っており一定の成果を上げていると考えております。本市といたしましては、今後もこの事業を通じて若年者に対しての支援を行い、就業機会の拡大を図ってまいりたいという風に考えております。以上でございます。

○ 人見委員

この運営や負担のあり方についてはですね、これまでと同じなのか新年度もですね、若干こう変化があつてるような話も聞くんですが、いかがですか。

○ 商工観光課長

昨年までは地域提案型雇用創造促進事業の支援を受けておりましたけれども、今年度その事業が終息いたしましたので県と市で2分の1の負担ということで継続して事業を進めたいとい

う風に考えております。

○ 人見委員

このワンストップサービス飯塚に類似のですねこうした雇用創出というか相談事業も含めてですが、名称の違うようなサービス提供事業というか、こういうのが県内にありますか。

○ 商工観光課長

北九州市と久留米市に同じような業務をする事業所がございます。以上でございます。福岡県若年者仕事サポートセンターとなっております。以上でございます。

○ 人見委員

これとの違いは分かりますか、連携を含めて、どうですか。

○ 経済部長

県が設置しておりますのが先ほど言いました若年者仕事サポートセンター。それと併設いたしまして先ほどから課長が答弁いたしておりますワンストップサービス。これは県が各地区先ほど言いました3地区に設置した際に飯塚市としても併設しておこうということで置いておりますので、違いというのはございません。

○ 人見委員

すると飯塚にあるこのワンストップサービス飯塚の利用状況4300人からの相談者、来場者と言うんですかね、この範囲は筑豊地区、田川、直鞍含めて4325人なのかどうか、いかがですか。

○ 商工観光課長

そういうことでございます。はい。

○ 人見委員

昨日でしたか、答弁の中で有効求人倍率の話が出てまいりました。多分昨日の答弁の私の記憶じゃ平成19年12月だったか20年の1月だったか、の時点における国、県そして飯塚市の有効求人倍率がいくらかという話が出てまいりました。飯塚市の0.68だったかな、そのあたりの数字が示されておりましたが、これの根拠、算出方法はどのようなのかについてはご存知ですか。

○ 商工観光課長

飯塚地域になっておりまして12月では0.58%になっております。算出根拠につきましてはちょっと存じておりませんのでよろしく申し上げます。

○ 人見委員

質問通告の中に雇用状況とか失業状況等の把握の方法について聞きたいと私言ってるんですね。今有効求人倍率の話が昨日出てまいりましたんで、どのような方法で算出してるんだろう、国が出て福岡県に何らかの、要するに数学的な、というか数式的なものがあって、引き直す方法単なる引き直す方法なのか、さらに県が出せば飯塚市に引き直す数式なりがあるのかどうかと。まずここが分かれば何か手立てがあるのではないかと思ったりとかしてるんですけど、全くないですか。

○ 経済部長

有効求人倍率それから失業率につきましては、ハローワークの方から情報提供していただいとります。ハローワークの方で毎月、全国、福岡県、筑豊地域というような形でですね、有効求人倍率を出してあります。それから失業率につきましては県単位でしか出ておりませんので、この筑豊地域とか飯塚市単位ということでの数値は把握できておりません。

○ 人見委員

だいたいね何度か聞いてきたような気がするんです。何かあるはずだと。いつまでも県やら国に頼るばっかしじゃいかんのかな。要は的確にわが町の特にこうした景気に関わる状

況だとかいうものは何かやっぱり編み出す方法とか数式なりがあるんだらうと。単純にびしっとは行かなくてもですね、そのためには県が出しておるのであれば県にどういふ算出方法で出してるんだと、それを飯塚市で出そうとした場合には、何が数字を押さえられればちゅうことが資料として出てこないのかというのがじれったいんですが、いかがですかね。

○ 経済部長

質問者ご指摘のように私達もハローワークの方にですね失業率につきましては県単位でしか出ておりません。これも四半期ごとに3ヶ月に1回ですか、出ておりませんので、そういう県単位の資料に基づいてですねハローワークは県内各地区にございますので、そういうハローワークごとにですね出していただけるようなですね仕組みが取れないかということで申し入れはさせていただいておりますけど、なかなか回答が来ないというような状況でございます。

○ 人見委員

もう時代がねそんな時代じゃないような気もするし、何か明確な指標がきちんと押さえられてそしてそんなに変わりませんと、要するに国やら県が出す数字とはさほど変わりません、というよりはむしろ、飯塚市が独自でこの指標に基づいてだした雇用の状況、雇用率だとか逆に有効求人倍率だとかですね完全失業率だとか、この地域わが町のとかこういう風な方向に一步でも進むことは少なからず何がしかの示唆とか大きなものになっていくのではないかと、それを寄りよい方向に転換できる1つのこの材料にはならないかとか。どんな具合ですかその観点とか、やっぱりずれてますかね私が。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:17

再開 14:20

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 経済部長

先ほど答弁させていただきましたように、有効求人倍率につきましては各地域ごとに出ておりますけど、失業率等については県単位でしか出ておりません。それでハローワーク等に福岡県内の分をハローワーク毎に出していただけるようお願いをさせていただいておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

○ 人見委員

よりつぶさに聞けば難しい面も多々あるのかなという気がするんです。だけどだからといって安閑と、とかこれまでどおりでいいのかなと思うと、そうもいかんのではないかなというね、そういうものが伝わってこないとか、あってもいいんじゃないか、現実違うわけですから。何とかこう最善努力を図っていただきたいと思います。この質問の主意は最終的にそこだったんです、何とか数字がほしいと。そういう風なことでございますので、格段のご努力をよろしく願いいたします。

○ 川上委員

116ページの労働諸費について、負担金補助及び交付金に労働者福祉補助金が63万2千円計上されております。そこで補助目的をお尋ねします。

○ 商工観光課長

労働団体が実施しておりますメーデーや平和活動、その他福利活動に対しその事業費の一部を交付しているものでございます。

○ 川上委員

メーデー等ということですね。それで、これは報告書はもらってるんですか。

- 商工観光課長  
実績報告書はいただいております。
- 川上委員  
それには詳細に何にいくら使ったとか、それからその証拠書類も付いてるんでしょうか。
- 商工観光課長  
決算書が提出されておりますので、その中に記載がされております。
- 川上委員  
まあ例年の事だと思うんですけども、誰がチェックするのでしょうか。
- 商工観光課長  
報告書が提出された際に商工観光課の方でチェックをしております。
- 川上委員  
どういう点に気をつけてチェックされてますか。
- 商工観光課長  
目的どおり適正に支出されているかという点に重きを置いて計算しております。
- 川上委員  
今後はそれに加えて、法に反する支出がないかということも考えておった方がいいと思うんですよ。例えば選挙動員で日当を出すようなことがあってないとかね。それから政治家に対する寄付行為が当該地方公共団体の政治家、あるいはその公社に寄付行為がないとかいうのも併せてチェックする必要があると思うんですよね。その辺はどうでしょうか。
- 商工観光課長  
ご指摘の件につきましては、状況報告書が提出された際に確認したいと思います。今回いずれの団体も確認いたしましたところ、そういう事実はないということで回答を得ております。
- 川上委員  
これで注意しなければならないのはですね、あるいは難しいと思いますのは、この諸団体が法に抵触するようなことを支出していないかというのは、市から出した補助金についてのみのことじゃないんですよね。だから市から補助を受けた団体が財源はどうであろうと、というところが重要なんです。その証拠書類見ながら全体を見ることがこの団体については対象にしてないんでしょうけども、それは気を付けておく必要があるだろうと思いますので、これは指摘で終わらせてもらいます。
- 委員長  
引き続き川上委員に質疑を許します。
- 川上委員  
同じく116ページの負担金補助及び交付金の労働会館運営費補助金 46万8千円に関連してお尋ねします。  
労働会館というのはどういう施設なのかお尋ねします。
- 商工観光課長  
労働者の福祉の向上を図ることを目的に労働会館の管理運営を行っているものでございます。
- 川上委員  
労働会館をいつ誰が建てたのか、それからこの土地は誰の物なのかということも含めてお尋ねします。
- 商工観光課長  
建設年月日につきましては、昭和45年6月30日になっております。財産といたしましては市有財産となっております。
- 川上委員

土地も建物もですね。

○ 商工観光課長

そのとおりであります。

○ 川上委員

そこで、145ページ 提出された資料を見ますと、18年度はこの運営費補助金は飯塚労働会館運営協議会に交付されています、57万6千円。新年度も同じこの協議会に交付予定ですか。

○ 商工観光課長

同じ協議会に交付する予定としております。

○ 川上委員

それではこの飯塚労働会館運営協議会というのはどういう協議会ですか。その目的とか構成メンバーとか、活動状況をお願いします。

○ 商工観光課長

飯塚労働会館運営協議会に基づいてされている団体でございまして、構成メンバーといたしましては労働者代表委員、公益代表委員、10名以内を以って構成をすることとなっております。

○ 川上委員

それは規則か何かを読み上げられたんですか。

○ 商工観光課長

飯塚労働会館運営協議会規程でございまして。

○ 川上委員

それは協議会自身の規程ですか、それとも飯塚市の規程ですか。

○ 商工観光課長

協議会の規程でございまして。

○ 川上委員

飯塚市としての規程はないんですか。

○ 商工観光課長

飯塚市での規程はございません。

○ 川上委員

では、まあ任意の協議会、組織ということなんですが、メンバーを具体的に10名以内と言われましたね。具体的にはどういう構成メンバーになってますか。

○ 商工観光課長

構成メンバーといたしましては、連合嘉飯地区連絡会地域共闘会議 3名、福岡県友愛連絡会筑豊地区友愛会、福岡県高等学校教職員労組嘉飯山支部、全自交筑豊タクシー労組、飯塚市議会議員という風になっております。

飯塚労働会館運営協議会規程の中に10名以内ということになっております。連合嘉飯地区連絡会地域教頭会議、福岡県友愛連絡会筑豊地区友愛会、福岡県高等学校教職員労組嘉飯山支部、全自交筑豊タクシー労組、他となっております。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:31

再 開 14:31

委員会を再開いたします。

○ 商工観光課長

大変失礼しました。協議会は労働者代表委員、公益代表委員10名以内を以って構成する、協議会の委員は労働団体の推薦を以って充てる、ということになってます。構成の団体でございますけれども、連合嘉飯地区連絡会地域共闘会議、福岡県友愛連絡会筑豊地区友愛会、福岡県高等学校教職員労組嘉飯山支部、全自交筑豊タクシー労組、それから市議会議員という風になっております。

○ 川上委員

あなたが今読み上げた資料の名称を教えてください。

○ 商工観光課長

飯塚労働会館運営協議会規程でございます。

○ 川上委員

委員長、ただいま答弁のあった資料をですね要求したいと思うんですが、取り計らいをお願いします。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:33

再 開 14:45

委員会を再開いたします。執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○ 経済部長

団体の方に聞いてみたいと考えております。

○ 川上委員

部長からそういう答弁ですけれども、大変な答弁ですね。まず1つはですね、あなた方がその運営協議会に来年度補助金を出すと、46億8千万予算を計上した団体ですよ。しかも昨年度は57億6千万円交付済みとなっている団体ですよ。その団体の規程をあなた方が今手に持っている、

(金額の単位が違うとの声あり)

失礼いたしました。18年度は57万6千円を交付済みの団体です。こういう団体の規程が当然ながら執行部の手元にあると。予算特別委員会がその資料を要求したと。そしてその相手団体に出せるかどうか聞かないといけないというのは異常ですね。絶対異常です。異常と分からない方がおかしい。それでね、しかも今答弁聞くとね、労働組合の名前以外に飯塚市市議会議員、飯塚でしょ、市議会議員という言葉まであったわけですよ。予算特別委員会が重大な関心を持つのは当たり前じゃないですか。それを団体に聞かなきゃならないと、協議会に聞かなければならないというのはね、あなた方とこの協議会のね関係はどういう関係かということになるわけです。それでね、資料要求については総括の方に回したいと思いますが、あなた方の責任でね出せる物ですから、団体との相談なしでも。総括できちんと出すようにしてください。要求しておきます。

ということなんですが、補助金の目的について伺います。

○ 商工観光課長

先ほど申しましたように、労働者の福祉の向上を図ることを目的にしております。

○ 川上委員

それではですね、この入居状況をお尋ねします。

○ 商工観光課長

現在入居しておりますのは、連合嘉飯地区連絡会地域共闘会議、福岡県友愛連絡会筑豊地区友愛会、連合福岡連合遠賀川地域協議会、福岡県高等学校教職員労組嘉飯山支部、全自交筑豊

タクシー労組、ムゲンファの会の6団体でございます。

○ 川上委員

それは3階と4階と分けて言ってください。

○ 商工観光課長

まず3階の方から申します。連合嘉飯地区連絡会地域共闘会議、すみません、福岡県高等学校教職員労組嘉飯山支部ここだけが4階でございます、後の5団体が3階に入っております。

○ 川上委員

ところで、この3階と4階は市の財産としてはどういう性質の財産になりますか。

○ 商工観光課長

普通財産となっております。

○ 川上委員

入居条件というか、これは市が貸しているわけですね。そうすると貸す条件はどうなってます。

○ 商工観光課長

貸付条件といたしまして無償で貸付をしております。その他労働者の福祉の向上を図ることを目的として使用し、その他諸団体にも福祉の向上を図るため利用に供すること、ということになっております。

○ 川上委員

そうすると、入居の調整はどこがしているんですか。

○ 商工観光課長

労働会館の入居につきましては、飯塚労働会館管理規程に基づき、労働会館運営協議会が決定をしております。

○ 川上委員

運営協議会が決定しているということですね。その運営協議会は実態が今分からないわけですが、管理規程と言われましたね。管理規程とは市の管理規程ですか。それとも運営協議会が自ら決めている管理規程のことですか。

○ 商工観光課長

この規程につきましては労働会館運営協議会が作成しているものと思います。

○ 川上委員

課長では分からないという答弁ですね、それは。誰の管理規程か分からないんですね、今言われたのは。分からないなら分からないという風に正確に答弁してください。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:54

再 開 14:58

委員会を再開いたします。

○ 経済部長

管理規程につきましては契約書の中で、借りる側といいますか協議会の方が管理規程を定めてなければならない、というようになっておりますので、協議会の方で作成してあります。

○ 川上委員

管理規程は協議会で作成しているということですね。契約書もあるということですね。そこで先ほど私の方から資料要求しました規程と、今言われました管理規程と契約書併せて、総括で改めて資料要求もさせていただいて、質問継続したいと思っておりますので、一応労働会館の4階と3階についてはですね、そういう扱いにして、2階と1階について続けて質問させていただ

きます。1階には1階・2階に入居している団体はどのような団体ですか。

○ 人権同和推進課長

1階・2階には部落解放同盟飯塚市協議会が入っております。

○ 川上委員

1階・2階とも部落解放同盟飯塚市協議会が入っているんですね。確認します。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

NPO人権ネット飯塚の住所が労働会館の2階という風になっております。これについてはどういふことでしょうか。

○ 人権同和推進課長

訂正いたします。1階が部落解放同盟飯塚市協議会、2階が人権ネット飯塚となっております。

○ 川上委員

これは1階・2階については同じ労働会館でも行政財産ですね。

○ 人権同和推進課長

そのとおりでございます。

○ 川上委員

この施設の入居資格、条件はどのようなことになってますか。

○ 人権同和推進課長

この施設は先ほど言われましたけど、昭和45年に嘉飯地区集会所及び3階・4階が飯塚市労働会館として建てられました。昭和45年7月の議会において、1階・2階について財産の無償貸付について市議会で議決をされて、貸付を行っております。

○ 川上委員

この労働会館運営費はこの1階・2階も含めて運営、水光熱費とか例えば、そういうのに使われているんですか。

○ 人権同和推進課長

1階・2階については使われておりません。

○ 川上委員

じゃあこの質問についてはですね総括の同和団体補助金のところで継続したいと思っておりますので、この質問は終わります。

○ 委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

他に質疑がないようですから、第4款 衛生費、及び第5款 労働費について質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を15:10といたします。

休 憩 15:02

再 開 15:12

委員会を再開いたします。

引き続き第6款 農林水産業費及び第7款商工費、117ページから135ページまでの質疑を許します。始めに質疑通告されております、119ページ、農林水産業費 農業振興費 中山間地域等直接支払い事業費補助金について川上議員の質疑を許します。

○ 川上委員

119ページ農業振興費、下のほうにありますけれども、中山間地域等直接支払い事業費補助金、1,163万3,000円について伺います。この事業の目的をまずお尋ねします。

○ 農林課長

中山間地域とは上流部に位置することから中山間地域の農業、農村が持つ水源涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止などの多面的機能にとって、下流域の都市住民を始めた下市民の生命・財産を守るという防波堤、あるいは都市の里山ともいえる役割を果たしていますが、近年では農業生産条件が不利な地域であることから、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている状況であります。対応策として、多面的機能を維持、管理を目的とした制度事業であります。

○ 川上委員

その昨年実績が今年の計画が146ページ、資料集に載っております。これによりますと、飯塚・穂波・庄内・筑穂が上げられております。それで、この間の数字的なことはこれで大体わかるんですが、計画としては、実績と効果についてどうであったかお尋ねいたします。

○ 農林課長

実績につきましては、この事業は当初、平成10年度から14年度までの事業でありました。以降、継続事業として平成17年から21年度まで実施しております。そういったなかで本市におきましては資料の146ページに掲載しておりますが、重要集落参加者121名に対し1,163万2,295円を交付予定しております。また、効果としましては現在14集落が協定を結び、約65.5ヘクタールの田畑を管理しておられますが、荒廃した水田もなく、また平成19年度当初から比較すると筑豊地域におきましては面積の増加などの多面的機能の維持に効果が上がってきております。

○ 川上委員

過去中山間地域の指定を受けてがんばっておったところで、何らかの事情で継続できなくなったところがありますか。あればその理由などについてお尋ねします。

○ 農林課長

いままでやめたところにおきましては、筑穂地域に3箇所あります。地域におきましては大野第2、山口の茜屋、並びに内野の弥山の3箇所があります。また、やめた理由としましては兼業農家がほとんどであり、仕事の都合などで作業に参加できない、また高齢化などの要因があったと思われまます。

○ 川上委員

今言われたような事情で、ということなんです、その事情というのはこの事業以外のところでも農家を圧迫する大きな要因になっておると思うんですね。それで、今度も14集落ということになっておると思うんですが、事業を成功するようにサポートする手だてが何か考えられておるかどうかお尋ねします。

○ 農林課長

新たな手立てといたしましては、今現在飯塚市で津原地区、八木山地区、津島地区で農地水環境保全対策に取り組まれております。この事業は地域の町内会、商工会、消防団、PTA等の団体が参加して、地元の農地、河川、農道を守る事業であります。そういう取り組みにサポートしていきたいと思っております。

○ 川上委員

そういうことも必要だろうと思うんですけれども、先ほども筑穂の3集落で事業できなくなったという要因のひとつに後継者問題があったと思うんですね。私は今後この事業がお金がついている間はがんばりましたと。お金がつかなくなったら「旧の木阿弥（もとのもくあみ）」というのではいけないと思うんですね。その間、中山間地域を守ったというのは残ると思うんです

ど、この事業を通じて若い後継者を育てたということが大事だと思うんですよ。そういう意味では先のほうで質疑項目にあげておりますけれども、後継者対策が重要だと思いますので、その点申し述べてこの質問を終わります。

○ 委員長

次に江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

同じく119ページ、負担金補助及び交付金、一番下ですね。地産地消拡大対策補助金がございます。こちらについて、どういったものかご案内いただけますか。

○ 農林課長

毎年2月イイヅカコスモスコモンイベント広場におきまして福岡嘉穂農業協同組合、飯塚市農業委員会、筑豊農業共済組合、大豆生産組合、飯塚市認定農業者協議会、飯塚ふれあい市を実施主体に構成された実行委員会で開催しております。筑前いづか地産大豆DE節分まつりに対する補助金になります。事業の内容といたしましては、地産大豆を使った豆まき、同じく地産大豆で生産された豆腐の無料配布や地元産農産物を原価で販売するなど、地産地消の推進を図るものであります。

○ 江口委員

例年行っているものなのですが、この部分で地産地消が果たして本当に拡大ができるのかというと、ちょっと疑問符がつくような感じがいたしております。それこそ、補助金の名前を節分まつり補助金とかね、変えていいような部分かと思っております。地産地消とここまで名前を打つにはそれこそ全体的な部分をきちんとやった上で結果が見えるものが必要だと思っておりますよ。そういった部分をあわせて検討していただきたい。またあわせて地産地消をこれから先どうやってきちんとやっていく、そのための指標の整備ですよ、飯塚市のいまこれぐらいが地元産品を使っている、たとえば給食の部分、どここの部分とかありますよね。そういった部分の指標をきちんと整備しながらこの補助金について名称等も含めて見直していただきたい。何も節分まつりがダメだという話ではないんです。そういった部分を含めて見直しをしていただきということを要望して質問を終わります。

○ 委員長

続いて川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

120ページ 畜産業費、23万5千円の予算計上です。資料集では148ページに本市畜産業の状況一覧が出ております。これを見ながら質問したいと思います。1つは、そもそも本市畜産業の位置付けをどのようにしているのかお尋ねしたいわけでありまして。というのが、畜産業費があまりにですね少なすぎると思うんですよ。基本的に負担金、補助金ということですので、位置付けを聞きたいと思っております。

○ 農林課長

本市の畜産は、平成15年度における農業産出額 54億1千万円の37.9%にあたる、20億5千万円の産出額で、農業の基幹部門としては重要な位置を占めております。しかし近年における酪農及び肉用牛を取り巻く情勢は、BSEや食品の不正表示の問題を契機として、食の安全、安心に対する市民の関心が高まっております。こうした中で生産、加工、流通の各段階に亘るリスク管理の徹底や消費者への的確な情報提供により、市民の食に対する信頼の確保を図っていくことが必要となっております。

○ 川上委員

本市農業の基幹部門の1つだということなんですよ。予算がどうしてこんなに少ないのでしょうか。

○ 農林課長

私個人事ですが、18年度に参りましてちょっと私も少ないなと思いました。そういった中でですね、私も予算要望につきましては努力しているところではありますが、今飯塚市財政が逼迫しておりますので、そういう中で現状のまま提出しているところでもあります。

○ 川上委員

しかもですね前年と比べると130万円減額になっているんですよ。同じ農林の関係でいいますと、他の部門はハード分野とかは国とか県の補助金が出ますね。ところがこの分野では事業そのものが出てないんですが、もう少し国、県の事業と絡めてメニューがないんでしょうか、お尋ねします。

○ 農林課長

先ほども川上委員の方から予算が130万円減っていると言われましたけど、負担金につきましては平成19年度、20年度13万円が変わりありません。そういった中でですね他との関わりについては、今のところ計画はありません。

○ 川上委員

現在この畜産の分野では飼料高騰による経営圧迫が困難の重要な1つになってるんですね。こういう状況については把握できてますでしょうか。

○ 農林課長

梶原部長が3月の代表質問の中で答えましたように、現在アメリカでとうもろこしを原料とするバイオエタノールの生産の関係で、急激に原油高騰ということで、飼料を圧迫しております。そういった中でですね、飼料代だけでも1トンあたり昨年から比べて7千円上がったということを知っております。

○ 川上委員

そういうことなんでしょうけど、この148ページ開いてみてくださいね、経営者数が36でしょ。だからものすごい行革の中で職員数も減ってなかなか大変だとは思いますが、経営者訪問をして実際に状況を把握されたことがありますか。

○ 農林課長

飯塚市におきましては17年以降経営者数の減はありません。養蜂場、養鶏場、養豚場等には顔は出しております。

○ 川上委員

どこから手を付けるかということもあると思うんですけど、やっぱり現場に行っただけでお話を聞くということが大事と思うんですよ。36全部というわけにはいかないかもしれませんが、この経営されている現場に職員の方が行かれて状況把握をされたらどうですか。そうすると、飼料高騰の問題以外にも市にこういうことができないのかとかいう相談、国の事業、県の事業であってはまるものがあるかもしれませんね。そういう意味での実状把握を早急にされてはどうかと思いますが、どうですか。

○ 農林課長

機会ある毎に現場に赴き、農家の方を聞いていきたいと思っております。

○ 委員長

引き続き川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

120ページの農業振興費、一番上にあります農業後継者育成対策事業費補助金14万4千円について、補助金交付先はどちらになりますか。

○ 農林課長

J A福岡嘉穂農業協同組合であります。

○ 川上委員

J Aはかなり大きい規模の経営体なのですが、この14万4千円をどのように使っておるのでしょうか。

○ 農林課長

若い営農者の急激な減少に対処するため、次代の農業を担う後継者の育成を図るものです。またJ A飯塚支所が事務局となり、学習会、先進地視察等研修、また消費者との交流等を積極的に行っているところであります。

○ 川上委員

その14万4千円の具体的な使途について状況が把握できてますか。

○ 農林課長

はい、把握しております。視察研修につきましては農業栽培技術向上や安定生産技術の検討等のため、各種試験場や先進地農場の視察研修を実施しております。行き先、場所につきましては福岡県農業試験場豊前分場、赤池町、今の筑前町ですが、栽培農場、個人の栽培農場であります。また九州沖縄農業研究センター、これは熊本にあります。

○ 川上委員

今のお話だと、J Aが企画している研修の費用の一部にこの14万4千円が充てられたということですか。

○ 農林課長

はい、そのとおりです。それから赤池町のことを筑前町と言いましたけど、福智町の間違いです。訂正させていただきます。

○ 川上委員

市長ね、この14万4千円という数字を見てびっくりしたでしょ。で私もびっくりしたわけです。畜産でもびっくりしましたけど。それで農業後継者がいつでも来いということで、たくさんおられるという状況なら考えようもあるんです。ところが現実には全く逆なんです。それで農業後継者が今どの程度おられるのかね。逆に言えば農業後継者は見通しのない農家が何割占めておるのかということになるかもしれませんけど、この辺の実状はどうでしょうか。

○ 農林課長

今現在飯塚市農業後継者協議会の会員数は7名であります。

○ 川上委員

会に入っていない後継者の方もおられるとすればですね、その後継者の見通しのない農家は何%ぐらいですか。

○ 農林課長

すみません、把握しておりません。

○ 川上委員

そのところだと思うんですね。それでどういう風に把握するか困難があると思うんですけども、農協が把握してるでしょ、J Aが。それで市長がなかなか難しい企業誘致に相当な力投入されてますよ。それも必要かもしれません。しかしこの地域は、市長も常々言われてることだけど、農業の地域ですよ。これからも可能性のあるところなんですね。農業後継者の状況が分からないという答弁ですよ。これで農業を基幹産業として位置付けておるかということになるんですね。それではですね、可能性の問題について少しだけ聞きますけど、農業生産の現状と農地の現状、併せてお尋ねします。

○ 農林課長

まず農地の関係ですが、水田面積が2,420ha、これは飯塚市全体1市4町全部です。その内水稲作付が1,470ha、大豆作付が196ha、麦の作付が72ha、キャベツ・

ブロッコリー・ほうれん草・大根等の作付野菜につきましては202ha、花きが12ha、果樹が33ha、休耕が487ha、計が先ほど言いました2,420haであります。

それから主な作付に対する収穫ですが、水稻につきましては6,520トン、大豆につきましては94トン、麦につきましては208トン、主な野菜ですがキャベツが379トン、大根が271トン、白菜が205トン、きゅうりが369トン等であります。

○ 川上委員

ここに149ページの資料の一番下に、休耕が487haと書いてあるんですね。鯉田工業団地の分譲予定面積と比較するのも変な話ですが、あえて比較するとね、30倍ですよ。30倍の基本的にはただちに努力すればということになると思うんですが、柳とか生えてなければね、ただちに生産開始できる土地ですよ。だから確かに若者が他県に出たり他市に行ったりしてる面もあるんだけど、たくさんの労働力がね、夢も希望も持った青年達がたくさんいると思うんですね。だから仕事がない、欲しいという展望を持った青年達と、この本市農業の現状をかみ合わせればね、大いに農業の展望あるだろうと思うんですよ。それで、市長から言わせると気楽という風に言われるかもしれませんが、例えばですよ、100人の農業後継青年を育てるということで、調整が必要な面があるんですが、仮に5万円の直接補償を100人の青年に毎月出すと、1年で6000万です。これを3年続ければ1億8000万でしょ。国の事業、県の事業があるかどうか分かりませんが、それくらいの規模で今の自民党農政の基でね3年間手離して大丈夫かという面はあるかもしれませんが、他の事業と併せてサポートすればね企業誘致による青年の声等と併せて考えてみてもね、かなり可能性があるのではないかと。お金のことあえて言うために試算しただけなんですけど、この14万4千円とかねいうのは考えられない。飯塚市の541億の予算規模からいえばもっと力を出せるはずだと思うんですよ。そのことを要望してこの質問終わります。

○ 安藤委員

少し質問させてください。この農業後継者協議会の会員数が7名という風になっていますけれども、この内訳はわかりますでしょうか、どのようなものを作っている方とか。

○ 農林課長

旧飯塚市だけの人で7名です。主にハウス野菜が多いかと思えます。

○ 安藤委員

ハウス野菜ばかりの後継者ということで理解していいんですか。

○ 農林課長

はい、そのように理解いただければ結構です。

○ 安藤委員

私がこの間代表質問か一般質問かちょっと忘れちゃったけど、梶原部長の方が商業者と農業者のコラボというのをやっています、っていうお話されてましたけど、たまたま私もそれに参加しておりまして、商業者側ということで参加させてもらってるんですけども、そこに農業後継者の若い人達が人数にして10名ほど来られてるわけですね。それも色んな畜産されてる方、それから野菜、特にぶどうとかをですね作っている方とか、色んなやる気のある若者達がそこに集まっているんですけども、何でそういう人達を救うと言いましょか、育てていくための施策が何でないのかな、っていうのがそこでよく思ったりするんですね。それでまた質問続けますけれども、この事業は交付先がJAだということですけども、じゃあ市がJAに対して何か交付している他の事業というのは何かございますか。

○ 農林課長

農業後継者育成対策事業補助金ということで色々普通作部会、果樹生産部会、花き生産部会、蔬菜部会、特裁米部会等に補助金を出しております。

○ 安藤委員

何か事業に対してといたしますか、そういうことでの補助というか交付というのはいないのでしょうか。

○ 農林課長

市単独というわけではありませんけど、国・県の支出に対して市が出しているものがあります。活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、強い農業づくり交付金、競争力ある土地利用型農業育成事業等で補助金を出しております。

○ 安藤委員

内容はちょっと分からない部分もあるんですけども、結構単発的な事業っていいですか、こちらの後継者育成対策についてのプロジェクト活動なんか見ましてもかなり単発的な部分だなという風に思ったりしますんで、できたら継続的な、一番プロジェクト活動の中で永昌会開催日に青空市を開催という風になっておりますけれども、もっと長期的な部分でなんていいでしょうか、空き店舗を使って後継者のためにそういう店舗の利用とかいうことが何かできないのかなど。私もいつも一般質問でもさせてもらってますけれども、農産物の直売所の活性化といつも言っていたらいいんですけども、なかなか目に見えてこないという部分でございまして、そこら辺を後継者を育てるという意味合いも含めまして、是非やっていただきたいと思っております。それと耕作状況について先ほど説明がありましたけれども、飯塚市の特産品って今言われております、ふきとかウコンとかいう部分の作付面積とか量とかいうのが分かりましたらお知らせください。

○ 農林課長

すみません、資料を持ち合わせておりません。

○ 安藤委員

特産品って言うわけですからそこら辺もしっかり把握していただいて、特産品を育てていくという風に答弁常にされてますんで、育てる、っていう意味があれば当然そこに関心が行かなきゃいけないと思っておりますんで、一言そのことを述べさせてもらいまして終わります。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

同じく農業振興費で有害鳥獣駆除対策事業補助金ということで、被害状況について詳しくどうか、被害件数とかどのようなものの被害とか、またその被害額とかが分かれば、教えてください。

○ 農林課長

被害状況は、だいたい分かりますけど、被害額というのは把握しておりませんので、被害状況につきましては、猪による米、野菜等であります。鹿につきましては、杉の皮を食べられたとか、そういう報告がっております。

○ 八児委員

そういうものに対して、どのような駆除をやっていくのですか。

○ 農林課長

地域の狩猟協会の方々に相談しまして、銃器で駆除したり箱ワナで駆除したりしております。ワナで捕獲したものは、箱ワナが殆どであります。また、駆除した頭数につきましては、平成17年度で197頭これ飯塚市全体であります。18年度が497頭、平成19年度が419頭捕獲しております。また、金額につきましては、平成17年度が197頭で1,722,000円、平成18年度は5,072,000円、平成19年度は4,015,000円となっております。なお、平成18年度につきましては、猪1匹9,000円でしたけど、平成19

年度につきましては、1匹8,000円となっております。

○ 八児委員

今は被害がかなりあるということで分かりますので、今後の被害状況と言いますか、4,223,000円あがっておりますけど、この内訳は分かりますか。

○ 農林課長

猪の捕獲頭数の455頭、それから個人47名団体3名に対する保険料、なお、諸経費等があります。

○ 八児委員

一応それではございますけど、今年の2月に鳥獣被害防止特措法という法律ができております。それによりまして、鳥獣被害についての国の補助が拡大されております。そういうものを是非使って対策をとっていただきたいと思います。そして、先ほど言われました農業後継者育成対策補助金とか、そういうものに一般財源をしっかりと使って飯塚市の農業後継とかにしっかりと対策を要望して終わります。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

124ページ農業費負担金補助及び交付金があります。これについて全部お話を聞くということにはいきませんので、二つだけお尋ねしたいと思います。一つは、上の方にあります上穂波東地区県営土地改良事業についてであります。概略というか、基本点については、提出予算資料に書いてあるので見ております。もう少し聞かせていただきたいと思います。

○ 農林課長

改良事業の目的についてご説明申し上げます。生産基盤の農地が整備されていないために、農作業効率の向上に大きな障害となっております。よって、農地の保線と荒土利用、意欲ある農家の規模を拡大、農業経営の低コスト化、特に担い手農家については、賃貸借により農地の集積などを行い規模の拡大を図るものであります。また、20年度で調査設計いたしまして、平成21年度から25年度にかけて面工事をする予定にしております。

○ 川上委員

それを、この上穂波地東地区でするのは何故かというのを聞かせてください。

○ 農林課長

現在、農地整備しておりませんし、地元からの要望があるからであります。

○ 川上委員

それでは、その次のすぐ下にあります、巡出溜池改良県営事業についてお尋ねします。これも、基本点は提出予算資料に書いてありますので、もう少しお願いいたします。

○ 農林課長

この溜池は、貯水量が6万トン灌漑面積20ヘクタールを有する比較的大きな溜池で、下流にありますこしいしづみ付近より漏水しているものであります。また、停滞のはりブロックが変形するなどして危険な状態であり、下流域には民家があり災害を起こす恐れがありますので、本年度調査設計をし実施するものであります。

○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

127ページの荒廃森林再生事業委託料についてお尋ねいたします。これは、資料の153ページに再生事業の概要等々がかなりありますので、事業、どういう趣旨でとかいうようなことはこれを読めばわかりますのでその点は省きまして、いずれにいたしましても今年の4月1

日から県のほうで森林環境税という形で我々の税を徴収した金額で行われる事業だと思っておりますが、森林環境税は個人が確か500円、法人が3%というような、法人だけ教えてください。

○ 農林課長

法人の場合は資本金が50億円を超えた場合は8万円カケる5%です。10億円を超え50億円未満は54万円に5%をカケた金額です。また、1億円を超えて10億円未満が13万円に5%をカケた金額です。次は1000万円を超えて1億円未満が5万円に5%をカケた金額です。上記以外につきましては、2万円に5%をカケた金額です。これが法人税の計算式であります。

○ 兼本委員

そうしますと個人の一人あたりが500円ということでこれで飯塚市からの環境税というのが総額で大体いくらになるのかお分かりであれば教えてください。

○ 農林課長

課税係にいただきました資料により説明させていただきます。個人の場合は飯塚市の場合5万6,384人に500円をカケまして、個人分が2,819万2,000円、法人の場合は計算式に会社数をカケまして、計が968万6,500円、合計の個人、法人合わせた金額が、3,787万8,500円となります。

○ 兼本委員

3,700万円でこれが飯塚市に来るのが2,600万円。これ見ますと、県補助10分の10ということで県から全額してもらっているような事業に思いますが、実質は我々が出した税金で行われている事業です。この点でお尋ねいたしますが、この事業実施で新たな雇用とまではいかないにしても、雇用の創出というものが何か期待できるものがあるのでしょうか、その点はいかがでしょう。

○ 農林課長

ブナの間伐、枝落し作業につきましては広く従事者を募ることで雇用拡大が図られることも考えられます。また、今回の事業は県の定めた基準に沿って行う事業でありますので、事業実施につきましては間伐を例にとった場合、対象森林内に標準地を設定し、標準地内の立木の状況を元に、対象森林全体の状況を推定し、間伐本数の決定と没木、抜刀木の選定をする必要があります。また、森林組合に訪ねましたところ、林務作業は高所作業、急傾斜等、危険を伴うため、相当な熟練を要し、誰にでもすぐできるような作業ではないと、また、現在組合では地元組合員約70名の労務班を確保しているそうです。また、チェーンソーを使用した伐木作業を行う者は林産業労災防止協会が実施する伐木チェーンソー特別教養を受講し、チェーンソー使用手帳の交付を受ける必要があるということです。その費用に対しては8,000円程度ですが、万が一の場合も労災保険適用に関わるものということです。また、森林組合といたしましては、上記手帳の交付を受けた者であれば雇用は検討できると伺っております。

○ 兼本委員

約10ヵ年で実施ということで、毎年2,600万円が入りますと10ヵ年で2億6,000万円、かなりな当然水の資源を保護するとか山の崩落防止とかいうような目的の下でやるわけですから、ただ単に事業としてとらえるのはいかなものかとは思いますが、森林組合に委託ということだろうと思いますが、森林組合だけが潤うんじゃないかと、できればこれだけ話題の税を持ってやる事業ですから、このような先ほどから言ったら求人倍率が少ないとかいような失業率が高いとか言う中ですので、雇用がそういうふうな形で8,000円くらいの講習でチェーンソーを使うのが、受ければ雇っちゃってもいいぞという感覚ですから、雇ってやって

いいぞやないで、ぜひ雇うという形でひとつやってもらいたいというふうに思うわけです。ただ、特殊な技術がいる仕事やろうから、誰でもかれでもが行ってできるような仕事ではないということは認識しておりますけどね。もう一点、間伐しますと、間伐材というのができるわけですね。間伐材はいろんなところでは間伐材を炭にして木炭にしてそれを利用するとか、河川の防止のために、四国なんかは木炭を入れるとか、そんなふうなこともやっている地域もあるんですよ。間伐材はどのように利用する目的が、再利用するのかその点はどのようなことやったですか。

○ 農林課長

県に尋ねましたところ、荒廃森林再生事業において間伐事業を実施した際に生じる伐木は林内の支障のない箇所にて捨て置くとのことです。また、荒廃森林再生事業は本来所有者が行うべき間伐材の森林整備を費用の全額を県が負担し市町村が所有者に代わって行うものです。その目的はあくまでも水源の涵養、土砂災害防止等のためのものであり、県民から徴収する森林環境税を財源として使用することからも、間伐材の売り払い等によって所有者に何らかの利益を生じることが容認できないとの回答を得ております。

○ 兼本委員

しかし捨て置くというのはですね。利用できる間伐材ですからね。これを個人が売るとか何とかいうことは出来ないにしてもそれはたとえばそのところで行政がどうかするとか、そして炭にするとかいうことで再利用というふうな形にすれば、10年間ですよ、これ。10年間切ったやつを捨て置くというのはあまりにも能のない施策だというふうに思いますけどね。いづれにしましても今回これは4月1日からの事業ですからね、今度捨て置くとか言うようなことについてはおそらくいろんなところから問題提供あると思うんですよ。当然山のないところの人についてはこんなこと全然関係ないけど、我々みたいに山を持っている地域においてはやはり捨て置くというのはそんな能のない政策はそれこそ誰かやないけど自公民ちこう言われるようなことになろうかと思しますので、ひとつ良く要望して、なにか再利用ができるような方法で検討を是非してもらいたいということを要望しておきます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

詳細な資料が出まして、ただ今前段で質問もありましたので、私の質問は取り下げます。

○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

名古屋事務所の経費についてですけどね、この名古屋事務所の経費の人件費を除くと12,214,000円ということで記載があがっておりますけど、予算書を見ますと名古屋事務所というのがはっきり明示してないんですよ。私が思うに、130ページの企業誘致アドバイザー委託料、それからその次の使用料の名古屋事務所事務機器借上げ料、それから住宅借上げ料、事務所借上げ料が主なものではなからうかと思っておりますが、それでよろしいですか。

○ 産学振興課長

ただ今ご指摘をいただきました名古屋事務所経費12,000,000円の主な経費につきましては、委員ご指摘のとおりでございます。

○ 兼本委員

それでは、この派遣された職員の職務の内容と範囲について、どの程度までやられるのかということについて、お尋ねいたします。

○ 産学振興課長



なんだろうとは思っています。そうした時に、案内者はアドバイザー、交渉もアドバイザー、こちらから派遣した人員は秘書と、こういうふうな感覚しか目に浮かばないんです。最初にこの話を予算書を見て聞いたときには、いよいよ妻子と離れ離れになって、まさに3年契約の一発勝負と、帰ってきたら副市長か市長の席が待っているというくらいの何かとんでもない成功報酬があってもいい覚悟くらい、この一大決心かと、このような観点とはまさに違うのかどうなのか、何かそういうふうなことがどこかしらあるのかなのか、いかがでしょうか。

○ 産学振興課長

名古屋事務所での企業誘致に関わる業務につきましては、4月以降新たに設置をされます企業誘致推進室が担当することになります。そのスタッフの一部が、名古屋に開設されます事務所で勤務をすることになるわけですが、そこに従事する職員につきましては、地理不案内な地域で企業誘致活動を日常業務で行うという、今までに経験のない内容になることが予測されます。新たに配置を予定しております企業誘致アドバイザーとともに、企業情報収集や企業誘致に向けた活動に積極的に取り組み、成果を出せるよう努力をしてみたいというふうに考えております。委員のご質問に関しましては、企業誘致を担当する他のスタッフとの関わり、他部門の職員との関わりもごございますので、名古屋事務所が短期間で成果をあげれば、臨時ボーナスというありがたい担当部署としてのお話ではございますが、困難性があると考えております。

○ 人見委員

行くからには、飯塚市なり鯉田の造成地なり、何らか全体の、飯塚のPRをするわけでしょうけども、そのツールというか、逆に私達が、皆さん方がいろんな業界業者からの営業活動を受けるときに、私も目にすることがあるんですが、プレゼンテーションをやるには、それなりの材料がきちんと用意されて、飯塚市とは、私どもはこういうことをやっておりますと、こういうふうな話を持ってこられると思うんですね。何か飯塚市から持っていくものというのは、既に準備されておるのでしょうか。

○ 産学振興課長

企業誘致活動に使用しますプレゼンテーションの資料等につきましては、現在デモをおこした誘致活動を行っております。これを名古屋に職員を常駐させて常日頃から日常的な活動として行うということでございますので、既に現段階でも持ってありますいろんな市を紹介する資料、それから市の地理的位置などをパソコンで説明するような資料が既に準備出来ておりますので、そういったものを活用しながら今後の誘致活動を進めていきたいと考えております。

○ 人見委員

それで、飯塚市には見合う工業用地、工業団地、まさに見当たらないので、鯉田のという話にもなるんだろうと思うんですけど、そうしたこれから造成に入ると言われる部分の、鯉田の資料もあるんですか。

○ 産学振興課長

現段階、まだ設計をしている最中でありまして。一応、19年度一杯で設計成果品が出来上がってまいりますので、そういった成果品を基に今後誘致活動に使う資料は早急に作成いたしたいというふうに考えております。

○ 人見委員

思い切った施策でありますので、困難な状況が待ち受けているんだろうと思います。あくまで、人脈だとかそうした材料を豊富に持ち得るかどうか、そしてまたそれが、きちんと誠実に伝わるかどうかとか、このあたりを常に連携を密にしながらやるべきだろうと思います。今のようないくつか出てきておるわけですから、そのあたりを十二分に自覚されて臨んでいただきたいと、それで簡単がごろっと変わります、逆に一面は飯塚市を売りに行くわけですね、

今度は飯塚市にとっては、これだけの投資をして企業に来ていただいた、この程度のこうした内容の企業が来れば、飯塚市においてはこれだけの雇用面における好影響があり、俗にいう経済的波及効果がこの程度見込まれるというような話をよく耳にするわけですね。先ほど、雇用状況だとか失業状況だとかの話にも似たような話になるんですが、そうした効果額だとか影響額、経済波及効果額とかこうした算出の基礎というものの、算出方法なるものは、既に飯塚市としてお持ちなのか、その点いかがですか。

○ 産学振興課長

企業誘致に伴います経済効果がどのくらいになるかというのを算出するための基本的な指標と申しますか、算式等を飯塚市はもっているかというご質問であります。一般的には誘致しました企業が市に収めていただく税金や新規雇用によります従業員の賃金等が考えられます。誘致企業によりましては、市内業者へ材料発注、それから輸送業務の依頼等が増えるケースなども多々想定されます。すした具体的な効果額を算定するというのは、誘致する企業内容によってはそれぞれケースが変わってくるというふうに考えます。でありますから、単純にそれを試算する計算式、指標というのは現在持ち合わせておりません。

○ 人見委員

数字というのは両面諸刃だと思うんですね。理想であったり課題であったり、そうしたふうにも陥りかねないとはいいつつも、やっぱり数字がひとつは指標になり、こういうものなのか、これほどまでに良くなっていくのかというような希望にもつながる。そうした諸刃があろうとは思いますが、そういうふうなより良いふうにとるとして、何かしらそうした額が出て来るような時期には、他人まかせじゃなくて、他が出してくるような数字ではなくて、何か市民にもワクワク感だとか、そうしたものが起こせ得るような時期なりを是非期待をしておきたいと、そういう算出のあり方についてもどこか意を持って臨んでいただきたいと思います。先ほどの答弁からすると、商業統計だとかそうしたところに最終的には成果としては見られていくのかなとも思いますし、最終的にはそういうふうな手段があるんですけど、せめてこの名古屋事務所の成果がどれほどかとか、タイミングを見てそんな数字が出せるものであれば、是非どこか頭に入れておいていただけたらと要望しておきたいと思います。

○ 瀬戸委員

名古屋事務所の思いはよく分かるんですが、営業経費なんかは全然いらないんですか。例えば、名古屋に工場が無くて東京の方に下請があるとか、新幹線で移動したりとか飛行機で移動したりとか、日頃行ってただ名詞を置いてきて、名刺交換だけのことで仕事にならないんじゃないですか。そういうものは他に予算として入ってるんですか。

○ 産学振興課長

先ほどご質問ございました委員の質問にもお答えいたしました。約12,000,000円ほどの予算計上をさせていただいております。その中には、今委員ご指摘の旅費、職員の普通旅費、それから誘致活動で車で移動する際の有料道路の使用料、それから駐車場の使用料等も予算計上させていただいております。

○ 瀬戸委員

それは予算書のどこに載っているんですか。

○ 産学振興課長

具体的な例を申し上げますと、先ず旅費につきましては予算書129ページの普通旅費という欄がございますが、3,408,000円という数字で掲げておりますけど、そのうち名古屋事務所に関わります経費が760,000円が入っております。

○ 瀬戸委員

せっかく行くんだったら、少しきちっと動けるような体制をとって、760,000円とは

1年間ででしょう。1ヶ月いくらですか、二人動いて、ちょっとこれでは動きがとれないと思いますよ。かえって年間40,000,000円くらい予算組むんだったら、不動産か何かに10,000,000円ずつやるからどこか連れてきてくれと頼んだ方が早いかもしれませんよ。だからもう少しきちっと予算をとってあげて、しっかりやったほうがいいと思います、これ要望しときます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:19

再 開 16:33

委員会を再開いたします。川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

132ページ商工振興費商工業振興費のうち中ほどあります企業立地促進補助金46,818,000円についてお尋ねします。当局提出資料の11ページを見ますと、この内訳は旧要綱分として6社、上のほうですね、31,047,000円ですね。それから新要綱分としてスギヤマプラスチックが15,771,000円ということになっております。そこでこの新要綱分は、新要綱というのは年末から年始にかけて相当大急ぎに作られたもののようですが、その概要についてお尋ねします。

○ 産学振興課長

今回予算計上いたしております企業立地促進補助制度の内容につきまして、概要を説明させていただきます。昨年の12月に全面改正を行いまして、本年の1月2日に施行をいたしております。概要につきましては、交付の条件といたしまして、等価固定資産総額30,000,000円以上で、市内居住者の新規雇用が5人以上の場合を対象といたします。補助金の種類といたしまして、等価固定資産額に対する企業立地促進補助金新規常用従業員の雇用に対する雇用促進補助金、新設事業所に係る県税に対する不動産取得補助金の3種類の内容となっております。合計で最大5年間にわたりまして総額120,000,000円の補助を行う内容となっております。

○ 川上委員

先ほども言いましたけど、12月議会では報告も無かったことなので、かなり急いで整備された要綱だと思われまます。ところで、スギヤマプラスチックはいつ創業開始ですか。

○ 産学振興課長

昨年の12月中旬であります。

○ 川上委員

この新要綱は、スギヤマプラスチックに適用するということを前提にして、整備されたものでしょうか。

○ 産学振興課長

そうではありません。

○ 川上委員

では、スギヤマプラスチックに適用するというのは、たまたまですか。

○ 産学振興課長

先ほど、制度のご説明の冒頭にお話いたしました、昨年12月に全面改正をいたしまして、施行期日を本年の1月2日といたしております。その関係でスギヤマプラスチックが該当するということでもあります。

○ 川上委員

スギヤマプラスチックの固定資産投下はいくらになってますか。

- 産学振興課長  
いち企業の設備投資額に関わることでありますので、お答えは控えさせていただきます。
- 川上委員  
では、30,000,000円以上であるか確認します、どうですか。
- 産学振興課長  
30,000,000円以上であります。
- 川上委員  
では、第2の用件として5人以上ということなのですが、スギヤマの場合はどうですか。
- 産学振興課長  
既に現在では、約30名の雇用がっております。
- 川上委員  
今の状況から見て、スギヤマプラスチックに平成20年度適用するということを前提として整備されたのは十分推測できるんですが、何かそのことが悪いことですか。
- 経済部長  
企業立地促進補助金につきましては、地域間競争をやっておりますので、他市に負けないような補助制度を作ろうということで、作っております。何も企業誘致は常時やっておりますので、たまたまスギヤマさんを昨年企業誘致しましたので、この新しい要綱に該当するというところで、スギヤマさんのために作ったわけではございません。
- 川上委員  
ちょっと無理のある話じゃないですか。スギヤマは、昨年の12月に進出してるんでしょ。進出済みじゃないですか。そして要綱を作ったのは、1月2日でしょ。誘致済みのところに、どうしてその、誘致しなくても来てるんだから、変でしょ、どうですか。
- 産学振興課長  
要綱の施行期日を1月2日といたしましたのは、固定資産税の賦課基準日が、毎年1月1日現在で固定資産税の台帳に登録し当該年度課税をするという課税システムになっております。そうした課税上の、台帳に登録される関わりの中で1月2日から施行したということでありますので、この要綱を改正することは、既に昨年の早い段階から着手をいたしておりました。
- 川上委員  
では、スギヤマプラスチック以外にこの新要綱に該当しそうなところはあったんですか。去年の要綱を検討を始めたという時期、それ以降。
- 産学振興課長  
スギヤマプラスチックさんが進出されております同じ松尾工業団地内に2社ほど自動車関連企業さんが創業を開始されておりますが、これにつきましては創業開始時期が19年の1月以降でありました。そういうことで、この新要綱の適用が受けられず、旧要綱の適用で補助金を2社に対しては出しているということであります。
- 川上委員  
しかし私の判断ではですよ、あなた方の話を聞いて私の判断では、スギヤマプラスチックにこれを適用するということを想定して、あるいは前提として新要綱を作ったのではないかと思われませんが、スギヤマプラスチックと事前に市との間で誘致の段階で、何か約束がなかったでしょうね。
- 産学振興課長  
約束はありません。
- 川上委員  
誘致交渉にあたった最高の幹部はどなたですか。

○ 経済部長

私が、県の工業団地ですので、県の企画振興部と一緒にやっております。

○ 川上委員

梶原部長が、飯塚市としてはトップだったということですか。

○ 経済部長

スギヤマプラスチックがこちらに工業団地を見に来た時に、市長にも会っていただいております。トップセールスということで、市長にも面会をしていただいております。

○ 川上委員

では、実質的には、梶原部長ということですね。先ほど言ったような約束はなかったですか。

○ 経済部長

企業立地促進補助金については、一切約束はいたしておりませんし、またこれは県と一緒に、県の工業団地ですので、県と一緒にやっております。それから、実際に公表は出来る段階ではございませんけど、去年の早い時期からもう1社、これは新たな工業団地ではなくて、既存の工業団地で撤退したところを買いうけると言いますか、そこで現実に営業だけ来てやっておりますけど、そういう企業誘致もやっております。これは、スギヤマさんと同じ時期からやっておりますので、スギヤマさんだけのために作ったというような企業立地促進補助金ではありません。

○ 川上委員

では、議会に明らかに出来ないような、約束事は無かったという答弁を確認しますが、いいですか。では続けて、平成20年度は15,771,000円ですね。これは何年間継続する予定ですか。

○ 産学振興課長

先ほど補助金の種類が三つあるというふうにご説明いたしましたが、企業立地促進補助金というのが、事業所の設備投資に投下された固定資産総額に渡って交付をする補助金であります。これが、最長5年間という規定になっております。それと併せまして、2番目にご説明いたしました雇用促進補助金というのがございますが、これが従業員5名以上6名目から一人あたり500,000円を交付するという補助制度でありまして、これは1年間の補助となっております。

○ 川上委員

先ほど農業のところで、市長に農業後継者、青年に一人あたり毎月50,000円直接保障していけば、年間600,000万円というふうに申しました。そういう数字を思い出すわけです。それで、もし新年度のこの予算がこのままの形で5年間支出されるということになりますと、総額でいくらになりますか。

○ 産学振興課長

先ほど申しましたように、既に進出されている企業さんでも2年目3年目というふうに工場を順次拡張されますと、その投下固定資産総額によりまして、補助金の額は毎年度変わって参ります。ですから、既に立地をされている企業さん、5年間でいくらになるかという試算は、いまのところ予測が付きません。

○ 川上委員

予測がつかないこともないと思うんですね。最大で、120,000,000円ということですけど、あなた方が期待しているとおり、予測しているとおり、この企業が伸びれば最大に限りなく近づくわけですね。だから最大で120,000,000円というのは、とりあえずラインを引いたというのではなくて、このスギヤマにとってかなり可能性のある数字ですよ。その一方で税収、この企業誘致による税収はどれくらいだと想定していますか。

○ 産学振興課長

先ほどご説明いたしましたように、この設備投資に関わる企業立地促進補助金につきましては、準投下固定資産総額というふうにいたしております。固定資産税額につきましては、設備投資に使ったお金から課税標準額というのを算出いたしまして、それに固定資産税率1.4%を乗じて算出するものであります。でありますから、その投下固定資産税総額と固定資産税課税標準額にはひらきがございます、概ね投下固定資産総額を100といたしますと、課税標準額の方は約80%程度になるであろうというふうなことで試算をいたしますと、企業立地促進補助金の最高額は5年間で90,000,000円ありますが、この90,000,000円を得られるケースを想定してみますと、投下固定資産税総額は750,000,000円、これの8割を乗じた600,000,000円が課税標準額ということで、1.4%をかけて8,400,000円が年額の固定資産税総額、税額になります。これを5年間でかけますと、42,000,000円ということになりまして、補助金の90,000,000円と固定資産税税額42,000,000円との差は、差し引き48,000,000円という差が出てまいります。

○ 川上委員

その一方で、雇用がすでに30人と言われましたでしょうか。誘致の段階で、地元の常用雇用をいくらまで伸ばすのだと、計画だというのがあられるでしょう。何人になってますか。

○ 産学振興課長

立地の際にお聞きしております計画人員は、100名であります。

○ 川上委員

この質問は終わります。

○ 委員長

引続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

132ページ中小企業資金融資預託金698,471,000円と貸付金が出ております。資料集では、157ページですね。そこで質問ですが、そもそもこの中小企業資金融資預託金の目的をお尋ねします。

○ 商工観光課長

この融資の目的は、中小企業の新たな企業事業開始に伴います資金を提供いたしまして、中小企業の活性化を図る目的のものであります。

○ 川上委員

そうですね、長年にわたって維持し続けた制度です。それが今振り返ってみますと、大変飯塚市の中小企業の支えになってきた時代があったわけですね。特に、平成15年の7.19大水害の時の市長の鋭断は、地元中小企業、小売業の大きな励ましにもなりました。実際の経営上の支えにもなったと思うわけです。ところが、現在どうなのかということです。157ページに資料が出ておりますけど、実績を紹介してください。

○ 商工観光課長

平成18年度末の実績でございますけど、貸付件数が376件、貸付金額といたしまして1,950,554,000円となっております。

○ 川上委員

そうですね。残高は、そういうことになっております。毎年の新たな貸付件数はどうなってますか。

○ 商工観光課長

平成16年におきまして、貸付が10件金額にいたしまして41,300,000円、平成

17年度におきまして件数2件12,200,000円、平成18年におきましては件数が3件金額にいたしまして11,000,000円、平成19年度におきましては件数が1件金額にいたしまして4,500,000円となっております。

○ 川上委員

平成18年に、本市は新たに1市4町合併してスタートしたわけですが、この18年度の数字はその年の数字ですね。ですから、貸付対象の事業者は増えてると思うんですが、何倍ぐらいになってますか。

○ 商工観光課長

大変申し訳ありませんけど、数字の把握は行っておりません。

○ 川上委員

いずれにしても、貸付対象者は増えている。しかし、貸付件数は増えないというところか、本当に微々たるものですよ。制度の存在意義が問われるような状況だと思うんですね。担当としては、どういうふうに思われますか。

○ 商工観光課長

貸付の件数、申し込みの件数だけ見ますと、今議員さんから言われるとおりでと思いますけども、実態につきましては相談件数等もかなりあっておりまして、他の融資等とも相談にのっております。利用件数が少ないとのご指摘につきましては、平成15年度の災害時に多数の方が申し込まれておりまして、現在その返済を行っておられますので、追加した新しい融資の申し込みが少ないというふうに考えております。

○ 川上委員

先ほどの新しい企業立地のための促進補助金、お話聞いてますと、スギヤマプラスチックには常用雇用5人以上6人目からは、1人増えるごとに500,000円の立地補助金を出すということです。これについてあえて言えば、小泉構造改革のもとでは、一人リストラすると企業に国が何百万円も補助金を出すというようなことをやりましたね。それから比べると、どうかということもあるんだけど、いずれにしてもそういう手厚いことが一方で行われながら、こちらのほうでは、もう存在意義が問われるような状況です。何故こういうことになるのかということについては、今ひと言言われましたけど、実際に何人かの方々に聞いてみますとね、いつも言ってますけど、納税証明なんですよ。それで申し込みそのものが出来ないと、相談にも行けないということなんですよ。ずっと言い続けてますけど、確かに税金をもとにして融資をしようということですから、その税金を払っていない方に貸すかというふうに皆さんは答弁されてきたわけです。ここは久しぶりに質問してるんですが、その間に何か検討されたことはありませんか。

○ 商工観光課長

融資条件につきましては、中小企業者が利用しやすい融資制度とするため、市内での同一事業者6ヶ月以上であったものを、現に事業を行っている者とし、また保証人につきましても、法人は代表者のみ個人は不要とするなど、緩和のほうにつきましては実施をしているところであります。

○ 川上委員

納税証明が出せない方に、リスクはあるかもしれませんが、しかし希望もあるではないですか。それで、納税証明がない状態で、なくて融資をすると法律違反になりますか。

○ 商工観光課長

法律違反にはなりません。

○ 川上委員

新東京銀行の場合は、天下りの幹部たちが石原慎太郎知事に対して、事実を報告してこなか

ったという問題もあるようではないですか。あなた方は、きちんと事実を市長に報告してらっしゃるでしょう。納税証明が無くても、法律違反にはならないということになってくると、本当に商業都市飯塚は地元の商工業者を助けていこうという立場に立つのであれば、市長が決断すれば出来るのではないですか。いろんな不安もあるというのであれば、別の手立ても考えたらどうですか。調査を厳しくするとかね。納税証明ですよ、問題は、ここを何とか突破しないと、この資金融資の存在が問われますよ。止めると言われると困りますけど。だから是非この納税証明のところを突破して、あなた方が重視している、こんなに予算組むわけですから、重視されているのが本当に役割を發揮できるようにしてはどうですか、お願いしますよ、答弁求めます。

○ 経済部長

議員がご指摘してあります納税証明書、これにつきましては、いろいろ水害の時は、あのような状況でしたので、緩和させていただきました。ただ、この融資につきましては、保障協会の問題もございます。現在のところ保障協会は、一応納税証明を付けなければ保障しないというような立場です。これは、福岡県の全市町村ですので、飯塚市だけ納税証明付けないというわけにはいきません。それで、水害の時は筑豊地域、穂波も含めましてありましたので、県の方に相談に行きまして、保障料も下げてもらおうとか、納税証明書も緩和してもらおうとか、そういう中からああいう制度が生まれております。我々も、保障協会とも話してはみましたが、なかなか飯塚市だけ特例というのもなかなか難しいというような回答も頂いておりますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

経済部長は、保障協会と話をして、そのように言われて納得して帰ってきたのですか。

○ 経済部長

納得してというか、保障協会の置かれている立場と意うですか、我々の立場も分かるけど、保障協会のことも理解してくれというような話の中で、いろいろ我々も貸しやすいという制度を考えて何とかならんかという話はしましたが、なかなか他市町との兼ね合いもございまして、難しいというような話を聞いて帰ってきております。

○ 川上委員

経済部長は、納得してないということのようですね。だから、飯塚市だけということじゃないんですよ。よその町の中小企業だって苦しんでいますよ。同じような状況ですよ。だからそのへんのことがあるんだったら、それも変えさせないといけないけど、それぞれの自治体、融資制度を持っている自治体が、決断しなくてはいけないですよ。ですから、先ず決意を固めてよその自治体との連携が必要なのであれば、よその自治体と連携したらいいと思うんですよ。それで、福岡県にも働きかけて、是非こういふことでやらせてくれと言えいいじゃないですか。それぐらいね、7.19の時も大変な被害だったけど、今の経済状況も深刻でしょう。原油の高騰が来るし、消費税だって払えないじゃないですか、多くの方が、謝金して消費税払おうかと算段している状況ですよ。それをあなた方よく知ってるでしょう。ですから。ご理解願いますとか言わないで、向こうに言ってくださいよ、保障協会とか、それを強く要望してこの質問を終わります。

○ 委員長

引続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

同じく132ページの商工業振興費工業用地造成事業特別会計操出金7,427,000円についてです。この操出金は、なんのためでしょうか。

○ 産学振興課長

この操出金につきましては、工業用地造成事業特別会計に係る地方債充当後の一般税源不足

額を一般会計から繰入れるものであります。

○ 川上委員

不足額は、繰出金から、一般会計から出さなければなりませんか。

○ 産学振興課長

平成20年度の工業団地造成事業特別会計の歳出総額を申し上げますと、961,745,000円であります。この歳出総額に、充当を予定いたしております工業団地造成事業債、地域開発事業債と言われる地方債でございますが、これが954,300,000円、先ほどご説明したこの収支の差は特別会計上なんら収入財源がございませんので、一般会計からの繰入金に頼るしかありません。

○ 川上委員

この工業団地の分譲予定面積は確定しましたか。

○ 産学振興課長

現在、設計を委託発注してつめている段階でありまして、まだ確定はいたしておりませんが、約15ヘクタールにつきましては、何とか確保出来るようにお願いをしております。

○ 川上委員

鯉田の住民説明会では、15ヘクタールという説明ではなかったと思いますが、鯉田ではどういう説明をしましたか。

○ 土木建設課長

鯉田の説明の時は、約16.2ヘクタールとご説明申し上げました。

○ 川上委員

16.2とかなり細かいところまで住民の方には説明してるけど、議会には15と報告すると、どういうことでしょうか。

○ 産学振興課長

まだ分譲に関わる造成の区画割等を計画中でありまして、確定はいたしていない段階でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○ 川上委員

ところで、三菱マテリアルからこの42ヘクタールは既に取得しているんですか。

○ 企画調整部長

鯉田工業団地敷の確定測量が終了しまして、この地積が確定しましたので、この地積の課税確定に基づいて、現在飯塚市と三菱マテリアルとの間で土地の売買契約書に向けての最終協議をさせていただいている段階です。

○ 川上委員

共産党市議団として、企画調整部長に取得は済んだかと訪ね続けて4ヶ月です。その間に、最終調整だと言われ続けております。もともと一昨年12月議会で、共産党は反対しましたが、取得の予算がついてるんですね。三菱マテリアルの都合で、土地は売らないと、しばらく、ということだったんですね。マテリアルの都合でしょう。違いましたかね。

○ 企画調整部長

三菱マテリアルということではなくて、中にシャモットとか頁岩の採取業者が中におられまして、その方と三菱の間での協議がありまして、それが少し長引きましたものですから、そういうことで18年度の予算を19年度に繰り越したというかたちで、現在に至りましたけど、それも解決して、そして今現在最終的な土地の売買契約というふうな協議をすすめているという段階でございます。

○ 川上委員

三菱マテリアルの責任だと、むこうの申し出じゃないですか、この間のあなた方の説明は、

今の答弁はちょっと変すぎますよ。3月中に契約ができるんですか。

○ 企画調整部長

3月一杯に向けて、今鋭意協議を行っているという段階です。

○ 川上委員

繰越明許が入ってるんですか、これに、土地所得費が、入ってないんでしょう。3月一杯に向けて鋭意がんばるとはどういう意味ですか。

○ 企画調整部長

平成19年度予算に繰越明許が入ってますので、19年度の売買契約ということで今協議に入っているということでございます。

○ 川上委員

今日は、3月14日ですよ。いつ契約するんですか、答弁求めます。

○ 企画調整部長

遅くても、3月末までには売買契約を締結いたします。

○ 川上委員

そういう状態のところ、特別会計に、不足分があるからといって、一般会計にね、いくらですか、7,427,000円出してくれというのは、まだ早すぎますよ、いくらなんでも、私は事業そのものについて、問題ありと、賛成と言う議員も沢山おられますけど、大慌てで補正出して一昨年12月に予算組んでおいてね、今はもう一年以上過ぎたんですよ。最終局面、最終局面と言いながら、3月14日、あと2週間じゃないですか。今の段階で何日に契約結ぶというのを予算特別委員会にも言えないというのは、おかしいんじゃないですか。あなたが、どこで苦しんでいるのですか。何故議会でいつには契約書を交わすと言えないんですか。言えない理由を聞かせてくださいよ。

○ 企画調整部長

何も苦しんでいるわけではないのですが、今は最終的な協議を行いまして、3月31日までには売買契約を結ぶということでございます。

○ 川上委員

そういうような答弁は、納得できません。指摘して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、人見委員に質疑を許します。

○ 人見委員

次に、観光費134ページになるんだろうと思うんですが、下段の方に旧伊藤伝右衛門邸駐車場等管理委託料、この委託料は、現在の駐車場の使用に関する管理委託料ですかね。

○ 商工観光課長

この旧伊藤伝右衛門邸駐車場等管理委託料につきましては、身障者用駐車場、それから大型バス駐車場のシルバー人材の方に管理をいただいているものの委託料でございます。

○ 人見委員

リサーチパークの駐車場の管理費というか、委託料というのはどこにあるのですか。

○ 商工観光課長

リサーチパークにつきましては、市有地でございますので、特にこの管理委託料というのは発生しておりません。

○ 人見委員

今は、遠賀川の改修に合わせて、川島橋の上流下流のところに駐車場の整備が行われております。これの共用開始はいつごろですか。

○ 商工観光課長

現在、遠賀川河川事務所の方が、旧伊藤邸あたりの河川敷に駐車場を造成しておりますけど、この駐車場につきましては、3月末の完成で4月1日からの共用開始ということで聞いております。

○ 人見委員

どのあたりで、何台分で、ちょっと詳しく分かれば教えてくださいませんか。

○ 商工観光課長

川島橋の上流に普通車の駐車場ということで約150台、それから川島橋の下流の方に大型バスの駐車場ということで約10台程度停めれる駐車場を現在建設中でございます。

○ 人見委員

4月から共用開始される、そうするとここで、20年度の当初予算で少なくとも現在使っているバスの駐車場と合わせて身障者用の駐車場、これについては引続きこれも利用するということですか。

○ 商工観光課長

身障者用駐車場につきましては、引続き現在のところが一番近いので、使いたいと思っております。それから、大型バスの駐車場につきましても、梅雨時期の大雨の関係がございますので、当分の間はそのまま引続き利用したいと考えております。

○ 人見委員

大雨の時だけ使うの、普段も使うの。どちらを優先して使うの。

○ 商工観光課長

当分の間、両方使っていきたいと考えております。

○ 委員長

どちらを優先するんですか、来たときに。

○ 商工観光課長

河川敷駐車場の方を優先的に使いながら、先ほど言いました関係もございまして、当分の間は併設して使っていきたいと思っております。

○ 人見委員

利用者の方が、勝手に決められるんですか。そうではなくて、今言われたように河川敷から先ず停めてくださいという話で周知徹底していくの。

○ 商工観光課長

団体客につきましては、事前に予約等もございまして、河川敷の方に誘導したいと考えております。今年度の当初予算に駐車場への案内看板作成委託料のほうも計上させていただいておりますので、そういうものを利用しながら誘導していきたいと思っております。

○ 人見委員

河川敷は、有料ですか、駐車場は、無料なの。

○ 商工観光課長

無料でございます。

○ 人見委員

この管理で市のほうが、何か支出するようなものというのはいないわけでしょう。

○ 商工観光課長

管理に伴う費用は、予定しておりません。

○ 人見委員

優劣から言うと劣ですよと、補充のために2,000,000円を払うわけですか。

○ 商工観光課長

大変、申し訳ありません。身障者用駐車場の方には、大変狭くて車が来た時の誘導の関係が

ございますので、この分につきまして管理委託料ということで、シルバー人材を、職員を置いて誘導しておるところでございますので、その分に関しまして費用が発生するというところでございます。

○ 人見委員

今、大型バスを入れてるところは、緊急な大雨の時とかのために、一応あそこ市の土地じゃないでしょう。あそこの使用についてはどうなのかというのが、ちょっと分からないんですね。あそこも含めた管理委託料という説明が、最初に受けたような気がするんですよ。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:19

再 開 17:21

委員会を再開いたします。

○ 商工観光課長

現在使っておりますバス駐車場につきましては、老人会や足の不自由な方も、高齢の方も来られますので、引続きそういう方達のために利用して行きたいと考えております。

○ 人見委員

先ず、バスの関係から言えば、まさに現地に行ってみれば、今の河川敷の新設されているあの駐車場から、とてもじゃないけども高齢者、車椅子の方、やっぱりしんどいよと、折角使用出来るのであれば、そちらをそういう方々については当然優先すべきだろうと、こういう気がしたわけでございます。引続き、管理料のいらぬ今の一般車両を停めているリサーチパークの駐車場、ここについては今後どのように考えておられるのか。

○ 商工観光課長

先ほどもお話いたしましたように、併用して利用させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。建設省が今作っていただいている駐車場の方を優先的にと先ほど言いましたけど、河川敷の遊歩道につきましては、河川の美しさとか、あそこの白蓮の歌碑も作っていただいておりますので、そういうものを利用推進してまいりたいということから、優先的にそちらの方を使っていただきたいという観光課としての考えがございますので、そういう先ほどの説明になっております。駐車場につきましては、併用して使っていきたいと思っております。

○ 人見委員

そうでないと、私も歩いてみて実際につくづく感じますよ。とてもじゃないけれど、特にリピーターになるとです、どこが近くて、どこが安心で、屋敷まで行かれるかと考えたら、とてもじゃないけど河川敷には止めようと思いません。ただ、あの河川改修のあの姿形の風情については、やっぱり引き付けるものがあると思うんです。だから、そういう意味では止められる方々が当然おられると、だから自由に優劣ではなくて今までどおりすべきじゃないかと強く思うんですけれどね。それでいいですね。特に、夏なんかは多分河川敷から、あの距離は歩けないと思いますよ。何の樹木もないですよ。日陰なんか一切ないですよ。橋の下だけです、本当に歩いてみてよく分かります。そういうふうなことがありますから、またこれは注視しておいていただきたいと思います。

○ 委員長

引続き、人見委員に質疑を許します。

○ 人見委員

同じく、伊藤邸に関連して、駐車場ではないんですが、一般質問で若干ふれそになったというか、後悔がありますのでごめんなさい。その前に、市長に、本会議場で私の質問中に至らぬ

発言があったような気がしております、この場を借りてお詫び申し上げたいと思います。それで、私の主旨は今回の3月3日までの雛のまつりの期間に、赤いJRのバスが盛んに来ておりました。それで、バスのツアーだけではなくて、SLのツアーなどはJRは考えてくれないのかとか、こういうふうな思いが実はしたわけでございます。そうした市民の声も聞いたということで、併せてこのSLの運行は何か手立てはないだろうか。併せて、この雛のまつりだけではなくて、宿場まつりもありますが、SLの運行については旧来の筑豊本線の方に走っておたわけでございます。そうしたことの意味合いからも。出来たら年に2回くらい、春と秋の時期に2度くらい走らせるということは出来ないのかなと、こんな提案に対して何か検討方のご返事等がいただけるかなと、このことでございますがいかがでしょうか。

○ 商工観光課長

SL蒸気機関車につきましては、平成10年度に県の観光キャンペーン、ディスティネーションキャンペーンで県がSLを走らせておりますし、平成13年度にJR九州が電化記念事業としましてSLを走らせております。現在、JR九州が保持しておりますSDLにつきましては、阿蘇ボーイのみでありまして、現在は修復中でございます。このSLの運行には、相当の金額が必要と考えますし、JR九州との協議も必要でありますので、今後検討させていただきたいと考えております。

○ 人見委員

ありがとうございます。何分、そういうふうな事情が横たわっているんだろうと思います。しかしながら、折角観光でという思いからすると、もう一段引き付ける何かがあってもいいのではないかというような気がいたしますし、田川の市長さんだっと思うんですが、石炭にまつわるこの筑豊の何か観光ルートなりというのを模索したいという話もありました。そうした折でございますので、何かそうしたイベントが考えていかれてもいいのではないかと、そういうのも是非是非検討の中に加えていただきたいと、このようなことを改めてお願いして終わりたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:28

再開 17:36

委員会を再開いたします。川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

旧伊藤邸関連委託料について質問通告をだしてございましたけれど、総括の方でも旧伊藤邸を中心とするまちづくり交付金事業についてを出しておりますので、委員長申し訳ありません、総括の方に回したいと思います。

○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

135ページの飯塚観光協会補助金について、ちょっとひとこと苦言を言わせていただきます。この観光協会の位置づけと運営の主体はどうなっているのかお尋ねいたします。

○ 商工観光課長

飯塚市の観光における観光協会の位置づけは、飯塚市の観光振興を図り、文化、厚生及び経済の発展・向上に寄与することを目的としております。現在のところは飯塚山笠をはじめとする観光イベントや、祭りに対する市補助金の交付事務や観光の問い合わせ、対応業務、観光支援自販機の設置、まつり・イベント対応の支援、協力などを行っております。次に、運営の主体であります、観光協会の構成は飯塚市、飯塚商工会議所、飯塚商店街連合会、飯塚嘉穂旅

館組合、JA福岡嘉穂、伊川温泉協会から選出された役員と、企業や事業者による評議員44名、会員30名で構成されております。したがって、行政や経済団体関係事業者などが連携した運営がなされているといえるのではないかと思います。

○ 兼本委員

いま計画をしております飯塚観光振興基本計画案の段階ですけど、この中にも観光協会の位置づけと申しますか、そういうことで観光関連行政の協会加入促進や観光支援時半期の増設、市民による寄付、民間事業者などからの広告収入などの導入により自主的な運営を図りますと、いわばこれは観光協会というのは飯塚市とはまた違った自主的な運営をする団体ではないかというふうに私は考えております。それで、今回この観光協会にこの予算を見ますと、組織体制の充実というような名目で平成19年度は210万円であった事業運営費を580万円ほどに増額しております。各お祭りの補助金等々につきましては下がったやつもあるし若干増えたやつもあるというような形で新規のやつもありますけど、この補助金は今まで慣例として飯塚市がどんたくとか山笠、いろんなところに飯塚のお祭りだというような名目で補助金を出されておったのでこれについてはとやかく申しませんが、この組織体制の充実という形で約370万円ほどの税金を投入するということになっておりますが、この組織の充実というのは当市の責任で行うのかどうかということに、私は若干疑問があるわけです。この基本計画の中にも、自主運営にがんばりますよということを言っておいて、そして方や行政がこの組織の運営というかたちの中で、370万ほどの増額をすると、他の項目、今まで予算を見てきましたけど、いろんな本当に必要な団体については補助金をカットし、いろんなかたちで行財政改革の中で非常に厳しい予算措置を講じられながら、この運営については組織の充実ということで増額するというのは、飯塚市の責任であればこれは当然やらなければならないと思いますけど、これが飯塚市の責任で行うべきものかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思いますが、いかがなものごさいます。

○ 商工観光課長

観光協会の目的とするところは、地域における観光事業の健全な発展、振興を図ることであり、地域経済や文化の発展、普及などに寄与することにあります。協会において、会費制度を設けて会費を徴収しておりますが、公的機関であるという理由から会員、非会員を問わず公平な地域観光に関する観光情報の提供や資料の作成、観光事業の推進などを行っているが現状です。このようなことから、組織運営に要する補助金を市が交付しているものであり、このような資金支援は都道府県の観光連盟や他の市町村の観光協会でも同様な対応がなされております。また今年度で作成しました飯塚市観光振興基本計画においても、観光協会は観光関連諸施策の先導的な実行組織としての役割を果たし、観光まちづくりのリーダーとなるよう計画をしているところであります。観光協会がそのような活動を進めることで、観光産業の振興をはじめとする経済効果や社会的文化的な効果が期待されますので、観光協会の事業拡大に伴う資金支援につきまして、ご理解をお願いいたします。

○ 兼本委員

当市が、今伊藤伝右衛門邸それから大浦荘等を核として観光行政に新たな施策をてんじろうというのは分かります。これは、飯塚市が、行政が責任もってやる事業なんです。飯塚市ががんばらなくて、よその団体ががんばってくれといたって出来ないことだろうと思うんですよ。だから、飯塚市がそういうものにがんばるために予算を使うのであれば、それは先ほどの名古屋事務所と同じようにひとつの大きなことをやるために予算を投じることについては、何も文句は言いませんけど、観光行政を行政の柱としてやるのであれば、観光行政をやる主体はどこですか。観光協会がやるんですか、行政がやるんですか。観光協会は、あくまでも観光協会としての位置づけで、ここに書いてあるように自主運営やりますと言ってるんでしょう。だ

から、そのために例えば今の段階では自主運営をやるための予算に困っておるから、1年か2年くらいこれでお手伝いをしてやって、向こうが出来上がったらうちは引きますよというような位置付けであればいいんです。そういうふうな意味としてとらえていいんですか。どういう意味ですか。これは例えば1、2年くらいは、観光協会がまだまだそういうかたちで、今の商工業が非常に厳しい時代ですから、商店街からのお金も出ないと、だからどうしても観光協会を立派に働かせるためには、飯塚市が少しお手伝いを1、2年間してやろうと、そのかわり観光協会が充実したらこの分は引きますよというようなものでとらえられるのであれば、しょうがないかなという気持もします。しかし、そのところがよく分からないわけなんですよ。あなた達が答弁したら、観光協会が充実するのはよその自治体もやってるから当たり前やないかと言うけど、当たり前やないですよ。当たり前は、他のことに使うお金が沢山あるんじゃないですか、私は思うんですよ。だから、そういうふうな意味で当初言いましたように苦言を申しますというのはそこです。あなた達が、結局そういうところで観光協会が充実するために、ちょっと1、2年お手伝いのためにこれを出させてもらうということであれば、まだまだ分かりますけどね、他の所は補助金カットとかやってるんですよ、これが飯塚市が本当に観光行政を柱としてやるということで、やるんだったら主体はどこですか、飯塚市でしょうか、行政でしょうか、よそにまかせとって何で飯塚市が観光行政が発展出来るですか、どうですか。

○ 経済部長

観光都市飯塚を目指して、今観光に鋭意取り組んでおります。観光協会の充実ということで、先ほど課長が答弁いたしました、議員ご指摘のように観光協会今まで観光都市飯塚ではなかったものですから、いろんなイベントをするだけの観光協会というような位置付けでございましたので、今後観光基本計画もたてまして、市が当然ハード面ソフト面は整備してまいりますけど、そういう中で観光協会に先ほど課長が言いましたようにリーダー的な存在となって、いろんな観光を支えていただきたいと考えております。昨年、観光自販機を付けて自主財源確保のためにいろいろ観光協会も取組んでありますけど、まだまだそういうところまでいっておりませんので、質問者1、2年と言われましたけど、1年になるか3年くらいになるか分かりませんが、当分の感しっかり我々もサポートしながら観光協会独自でやっていただけたらいいかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 兼本委員

行政のやれる役割と観光協会の役割、これはきちんとけじめを付けて、そして行政のやる役割は観光行政を目指すなら、行政がしっかりとがんばらないかんですよ。観光協会もそこで側面から応援してもらうということは考えられますよ。だから、観光協会が例えば飯塚市のどこに行きたいときには、観光協会に問い合わせれば一発で分かりますよとか、そういうようなかたちで充実するというようなかたちの中で、観光協会を充実させようとするのは分かりますけど、この中にも書いてありますように自主運営の確保ということは確実に書いてあるわけですよ。これはひも付きで、行政からああしてくれこうしてくれと言われてたって、観光協会独自の団体ですから、行政とは違った感じのものですよ。観光協会独自で、いろんなものをイベントを企画してやるかも分かりませんよね。だから、そういう意味で言うと、確かに観光協会というのも充実させなきゃいかんという意味は分かります。しかし、これを永久にこういうかたちをやるということじゃなくして、これは決算審査をしながらどういうふうな推移にいくのか、一日も早く自主運営が出来るように、あなた達も、商工観光課もしっかり、商工観光課で出来ることはやらないかんですよ。観光協会に何もお願いしなくても、出来ることはやれるはずですからね。だから、時間が遅くなりますから止めますけどね、隣から睨まれよりまずので止めますけど、そういうことで永久にこの補助金を出すというような考えではなくして、観光協会が充実すれば、そういうようなかたちのもので、いろんな意味で今言う例えば道路マ

ップとか何とか作る時に、嘉穂劇場はここですよというところの下に広告を入れるとかですね、そういうふうな事業を観光協会が飯塚市のマップを無料で貸しながら、観光協会が広告収入をとるとかですね、そういうふうなかたちをしていけば、収入は絶対にとれるはずですよ。だからそういうふうなものをやりながら、観光協会が充実出来るようにお手伝いすることは、するなどは言えませんからねしますが、許容はしますがひとつ苦言を呈しときますので、是非そういうふうなかたちで自主運営が一日も早く出来る観光協会になるように、あなた達と側面から手を組んでがんばってやってください。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

私も同じところなんですけど、資料を出していただいておりますので、それを実ながらお話をさせていただきたいと思っております。資料の163ページに観光催し物支援対策調べというのがあります。そこで、筑前飯塚雛のまつりについて質問させていただきます。事業主体と効果について、分かれば教えてください。

○ 商工観光課長

実行主体につきましては、雛まつり実行委員会が行っております。効果につきましては、雛まつりを通じて経済効果の発展や郷土芸能の伝承と言いますか、雛まつりの良さを皆さんに見てもらおうということが目的になっております。

○ 八児委員

効果を先に言いましたけど、目的も言って頂きましたけど、とにかく資料が出ておりますのでお話をさせていただきたいと思っておりますけど、資料で一番来場者数が多いのは雛のまつりになっております。それに対して、市の補助金が90万ということではささか少なすぎるんじゃないかと、催し物をやっておられる方が何とかして欲しいという実情があるわけです。162ページに旧伊藤邸の月別の来館者数の推移表も載っております。ここに2月の1日あたりの平均も出ております。8月の来客数も出ております。これを見ると約3倍の効果が出ておると思えます。こういうふうな飯塚の雛のまつりに一生懸命約20日間がんばっていただいております。現実には、市の方も職員の派遣等があるという話をこの前の一般質問の中でお聞きしましたが、一番大変な思いをされてがんばっておられて、こういう結果を出されているところに対して支援が薄いと思っておりますけど、いかがですか。

○ 商工観光課長

この件につきましては、補助金以外に期間中は延べ326人の職員を動員するなど、人的な支援を行っているところであります。来年度につきましては、他の補助金等が削減される中、雛のまつりにつきましては補助金を増額しているところでありますし、他の祭との補助金等の調整につきましても、観光協会と協議を行ってまいりたいと考えております。期間中は、大変多くのお客様に来ていただいておりますので、来年度につきましても関係各課と協議しながら人的支援を含めて支援して参りたいと思っております。

○ 八児委員

ちょっとそこらあたり、努力するとかがんばって増やすとか、何かありましたら、私の同僚の女神も来ておりますので、是非嬉しい答えをお願いしたいと思います。

○ 商工観光課長

この祭につきましては、雛まつり実行委員会の方との関係もありますけど、市といたしましては先ほど言いましたように、関係各課と協議しながら、支援につきましてはがんばっていきたいと考えております。

○ 八児委員

ともかくがんばってください、要望して終わります。

○ 委員長

次に、安藤委員の質疑を許します。

○ 安藤委員

先ほど兼本委員の方がほとんど聞かれましたので、1点だけ聞かせていただきたいのですが、この584万円の使い道と言いますかね、組織の充実となっておりますけど、どのように使われるのか、その点だけお聞かせください。

○ 商工観光課長

事業運営費につきましては、事務局長それから臨時職員1名の人件費と事務所借上げ料、それから観光ボランティアの育成費、まち歩きマップ作成費等でございます。

○ 安藤委員

今、ボランティアの育成費とまち歩きマップ作成費もこの中に含まれるということになるんですか。

○ 商工観光課長

事務運営費の中には、今言いました観光ボランティアガイド育成費、それからまち歩きマップ作成費も入っております。

○ 安藤委員

私どもが頂いた予算資料によりますと、事業運営費として584万とあがってまして、その上に観光ボランティアガイド育成補助で20万、まち歩きマップ作成で58万8千円というふうにあがっておりますけど。

○ 商工観光課長

大変申し訳ありませんでした。事業運営費の商工観光課のちょっととらえ方が間違っておりました。今言われました584万円の中には、先ほど言いました観光ボランティアガイド育成補助金20万とまち歩きマップ作成費58万8千円は含まれておりません。

○ 安藤委員

それではもう一度確認しますが、その事業運営費はどのようにお使いになる予定でしょうか。

○ 商工観光課長

先ほど申しましたように、事務局長1名臨時職員1名の人件費と事務所借上げ料がこの事業運営費となっております。

○ 安藤委員

人の充実を図って、組織の充実を図っていくというところになるわけでしょうか。

○ 商工観光課長

その通りであります。

○ 安藤委員

何か心もとないと言いますか、先ほど兼本委員からも随分出ておりましたけど、それで金額を増額されて本当に大丈夫なのかなと気もいたしますので、これから先を見続けていかないといけない事業だと思ってますし、私が思うに観光資源が一つ増えて飯塚の魅力が一つ増えたんだなというふうに思ってますので、そういう部分でこの事業に対してしっかりとした施策を持っていただきたいというふうに要望しまして終わります。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

同じく観光協会の補助金についてお聞きいたします。今回も雛のまつりでバスが回っていた

わけですね。そしてまた、古墳の同時公開等もございます。そういったときに、やはり観光に来られるお客様の利便性を考えると、そのお客様は地理に不案内なことが考えられますね。そういったことを考えると、このようなバスは非常に有効だと思っておりますが、今回そのような部分も含めて予算組となっているのかお聞かせください。

○ 商工観光課長

今年の雛のまつりにつきましては、実行委員会の方でシャトルバスを出してございまして、議員ご指摘の巡回バスにつきましては、来年度予算の分には含まれておりません。

○ 江口委員

これには含まれていないということですね。あとですね、地域の飯塚市内の小学校中学校等がございまして。そういった小学校中学校等におられる子ども達に、先ず飯塚というものをよく知っていただく。それを観光というところに広げていただくためにも、そういった子ども達が見る機会というのをきちんと確保していく。それは伝右衛門低もそうでしょうし、いろんな古墳等も歴史資料館も同じだと思っております。そういった部分に関しての支援という部分は、観光という部分では考えていますでしょうか。

○ 商工観光課長

今言われました子ども達の市内の視察等につきましては、教育委員会等と関連各課と協議しながら、対応につきましては進めていきたいと考えております。

○ 江口委員

観光協会補助金としては組んではいけないけど、そういったかたちで進めていきたいということですね。是非、よろしく願いいたします。それは、教育委員会の方、あと飯塚市が持っているマイクロバスがありますよね、バスの利用の方法についてという部分で、先の決算委員会等でもお話があったかと思えます。是非、地域の宝である子どもが、もう一つの地域の宝である観光資源としっかり知っていただいて、ある意味観光大使として子どもがちゃんとPRできるような配慮をお願いしたいと思います。そういったことを考えなきゃいけない観光協会の組織に関してです。先ほど、兼本委員から発言がありました。この組織がきちんと自立しなければならぬ、私自身もそう思います。その時に、自立しなくてはならぬ組織が、きちんと出来るかどうか。それは、今回言われた事務局にかかってくるんだと思っておりますが、その事務局長はどのようなかたちで人選がなされるのか、その点についてお聞かせ下さい。

○ 商工観光課長

人選については、まだ正式には決まっておりますが、現在の観光協会につきましては、飯塚商工会議所から事務局長等が派遣されて業務を行っておられます。1年間の観光協会での業務経験があることや、地域の実情把握、商工会議所や商店街連合会などの経済団体との連携も図っているとの理由から、引続き観光協会の事務局長の業務を行っていただきたいとの考えは持っております。

○ 江口委員

飯塚市観光振興基本計画案、この中にも観光協会について、観光協会の果たす役割は極めて重要なことから、観光関連団体及び観光関連民間事業者との情報交換を行いながら連携を強め、広報活動や誘客活動の共同展開、旅行商品等の共同開発、更には各種コンベンションやイベントの企画運営の参画などに積極的に関わることが期待され云々とあります。本当にやっていただく部分は、非常に大きいわけですね。この観光で成功しているところは、観光協会の事務局長等をどうやって選んでいるか、成功している事例で事務局長の公募をやっているところがかなりありますよね。この公募自体もある意味イベントになるわけですよ。それ自体がニュースとなって、全国に発信できる部分があります。そして、そこに今商工会議所というお話がありましたけれど、まだまだその方々が実際にやれるかということ、旅行商品の共同開発等、今言った

部分を考えると非常に厳しいものがあると思っております。現実には、飯塚で行われているイベントがありますよね。雛のまつりもこのように成功をおさめている。雛のまつりもある意味スタートした時は、おかみさんたちが力を合わせてやっていた。その中でも、強く引っ張っておられる方々もおられる。そういった方々と、いろんなどころとの調整役をしなくてはならない。本当にこの方は、結果を出さなければならない方です。そのことを考えると、果たしてその人選が今考えておられるかたちでいいのかどうかについて、私は疑問に思っています。公募型で何年契約、ある年では何万人を超えたらボーナスが出る、そういったかたちもあるわけです。結果を出さないといけない立場の方です。その人選については、再度観光協会と検討していただきながら、やっていただきたいと思っています。それは、飯塚市が観光都市飯塚としてやっていく部分でも同じです。飯塚市が例えば、観光部門のセクションを担う人材を3年でとるといふものもあるかもしれません。そういったものを併せて検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○ 商工観光課長

事務局長の公募につきましては、先ほど言いましたように正式にまだ決まっておられませんし、今後引き続き商工会議所あるいは観光協会と協議しながら進めていきたいと思っております。

○ 江口委員

是非、しっかり協議をしていただきたいと思います。自立するためには、その方はいろんな「企業を回って、すいません、お金出してくださいと言わなければいけないわけですよね。会費として、利便性、プラスを受けてますよね、すいませんがこの部分を負担してくださいと言っていくかなくちゃならない、そしてまたこのまつりからこのまつりへとお金を動かすことも考えなくてはならないわけです。その部分を考えると、非常に担う役割は大きいものがあります。それに合わせて、市の方も財政出動の中で、お話を聞く中では、観光協会に関しては、運営補助金と行事の補助金と、このように資料の中にも、167ページの資料の中でも、観光行事の補助金と事務運営補助金と2本に分かれています。ここが、ネックとなっている部分があるかもしれないと思うわけです。観光協会に渡すお金は1本で、そしてその部分を上手くやっていただくか、そしてそれをきちんと成果があがるかどうかをチェックしながらやっていくと。そして、それに負けないように市の方もやっていくという姿勢をお願いしたいと思います。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

他に質疑はないようですから、第6款農林水産業費及び第7款商工費について質疑を終結いたします。次に、「第8款 土木費」および「第9款 消防費」、135ページから160ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

143ページ河川費委託料、上の方になりますけど、排水機場操作管理委託料が10,025,000円計上されています。これについてお尋ねしますが、関連した資料が172ページに出ています。過去5年間の実績が出ているわけです。そこで、この資料について最初に伺いたいと思うんですが、この1から8番までの排水機場は、市営と国営があるかと思うんですが、内訳はどうなっておりますでしょうか。

○ 土木管理課長

資料の172ページの表でございます。この表の1番から8番まで、番号を左端に打っておりますが、番号で申します。番号の3番、これは市でございます。番号の6番と7番、これも市でございます。あと残りの番号につきましては、国の委託を受けて市が委託を出しているというような状況でございます。

○ 川上委員

そうしますと、この国の委託を受けている分については、5つの排水機場については、財源はどのようになっていますか。

○ 土木管理課長

財源は、国の5箇所につきまして受託をしておりますが、この5箇所の分については、8,919,389円の財源を頂くように国と話をしております。

○ 川上委員

市営の3つの排水機場の方には、国からの支援がありますか。

○ 土木管理課長

ありません。

○ 川上委員

新年度は、入札を行うんですか。

○ 土木管理課長

おれは、去年もそうですが、昨年と同様に今年度も指名競争入札というような方法をとらせていただきたいと思っております。

○ 川上委員

指名入札ですか。それで、これ資料見ますと、平成16年から当初請負額に対して、変更請負額というのが記載されています。15年は、ありません。この関係はどういうことでしょうか。

○ 土木管理課長

15年の時の当初契約をしたのですが、その当時の仕様書の中身につきまして変更はしないという項目がございまして、変更をしてないということです。その後、いろいろ協議をした中で、16年以降につきましては、そういった突発的な、契約よりも多くでなくてはいけなとか、契約よりも少ないという状況がいくらか出てきましたものですから、変更をやるというような状況で契約を変更した経緯がございまして。それ以後、出ずらに合わせて変更契約をしてきている状況でございまして。

○ 川上委員

そうしますと、20年度も同じように変更制を採用するのでしょうか。

○ 土木管理課長

20年度につきましても、19年度以前の16年度までの状況で、状況が変われば変更するというような方向で考えております。

○ 川上委員

どういう状況の変化が考えられるのかということなんですが、例えば7番の徳前排水機場ですね、平成19年度210万からかなり減額になっていますね。34万くらいですか。これは、どういう事情で変更になったのでしょうか。

○ 土木管理課長

当初予算の中で、設計金額の中で、過去5年間というような考え方で設計をするんですけど、この徳前排水機場だけは、明星寺排水機場が完成しました結果、よその排水機場と違いましてこの排水機場は川の上にポンプ場がございまして。そういった中で、いろんな試算をしましてでずら自体がよそのポンプ場よりも多くでるわけですね、実際は。この年については、雨があまり無かったと、明星寺排水機場の方に水が先に行って、大きな水位が上がれば徳前排水機場の方に入ってくるというような仕組みになっておりますので、ジョジン機と言いまして物をあげる、そのあげる作業の労務費がずっと減ったというような状況で、こういった減額というようなかたちになっております。

○ 川上委員

例えば、そういうことだったんですね。そこで、大雨が降る場合です。遠賀川流域、いろんな支線がありますけど、この8つの排水機場が統一的に稼動する必要があるのではないかと思います。この統一的な対応については、どこが指揮をとるんですか。

○ 土木管理課長

この排水機場への操作については、契約の中に注意報が出れば一人入りなさいと、警報になれば二人配備しなさいというような文言を入れております。そしてなおかつ、市の職員の中で、市の土木管理課の方から、そういった契約の方に連絡をとると、注意報が入ればどんな状況だろうかということで、ポンプ場の方に電話をかけるという確認をしております。

○ 川上委員

問題は、ポンプはじめだと思えますよ。その指揮は、誰がとるんですか。

○ 土木管理課長

土木管理課の方でございます。

○ 川上委員

土木管理課が1番から8番までの排水機場に電話か何かでポンプはじめの連絡をするわけですね。その土木管理課は、どういう判断でそれをするんですか。

○ 土木管理課長

各排水機場によりまして、運転水位というのを設定しております。その運転水位になれば、運転しなさいというような仕様書の中でうたっております。その運転水位を、常に土木管理課とポンプ場との連絡の中で、連絡を取り合いながらその水位に近づく状況が出てきます。そういった時に、いろいろ指示をしながら運転の開始を始めるというようなことであります。

○ 川上委員

それは、土木管理課の役割が非常に重要、現地も重要ですけど土木管理課も重要だと思うのですが、その土木管理課は、そういう警報時何人体制で対応するようになってますか。

○ 土木管理課長

警報についての配置というのが、ちょっと今手元にないんですが、だいたい職員半数ほど出ております。注意報で、職員が二人ないし三人出ます。警報になりますと、だいたい半数程度出ます。そういった状況でございます。人数は、分かりずらいところがありますが、自主的に出てくる場合もあるし、呼出で出てくることもあります。

○ 川上委員

十分な人数を揃えるということのようですけど、そうしますと基本的に指揮は土木管理課がとるのであって、元々のルールに基づいて指揮をとられるんでしょうけど、排水機場間の連絡は特段ないわけですね、そういう状況ももとの。

○ 土木管理課長

排水機場との連絡というのは、業者が注意報ないし警報で場内に入りましたという連絡は入れていただく、そういった連絡はあります。けども、先にこちら側から電話入れる場合もあります。交互に連絡のとりあいをしています。

○ 川上委員

排水機場同士と言いましょか、その連絡は基本的には無いということでしょうか。

○ 土木管理課長

排水機場同士、委託業者同士はありませんけど、この排水機場に職員が警報になった場合に、職員が待機します、1名、別にですね。その職員同士の連絡はあります。

○ 川上委員

それは警報の段階で、8排水機場に土木管理課の職員が配置されるということですね。

○ 土木管理課長

土木管理課の職員ということじゃなくして、警報が起こった時に水防の中の配置ということで、各ポンプ場に職員を配置しなさいという水防計画書の中の人員が入るということで、ご理解ください。

○ 川上委員

市の職員じゃなければ、誰を配置するんですか。

○ 土木管理課長

市の職員を配置します。

○ 川上委員

土木管理課の職員ではないけれども、市の職員は配置されるということですね。そこで最後の質問ですが、雨季を前にして遠賀川事務所の方もあるんですが、私は市内で遠賀川事務所、国と市とそれから委託業者、それから地元の人の代表とかですね、各ポンプ場ごとがいいのか全体がいいのか分かりませんが、一度意見交換といいたいでしょうか、そういったことが必要ではないかなと思っておりますけど、雨季の前にですね、どうお考えでしょうか。

○ 土木管理課長

雨季の前にということで、意見交換会ということの正式な話は今まであまりないんです。というのは、意見交換会じゃなくして操作手順の説明会と講習会、そういったのを雨季の前にやっております。委託業者、市の職員、国交省交えて講習会等をやっている状況です。地元の関係者を含めた中で、交流会というのは今まではやってきた経緯はございません。

○ 川上委員

分かりました。出来れば、地元の方も意見交換会ですか、操作説明会か、その時に同席出来るようにしていただいたらどうかというふうに思いましたので、これは感想を述べたということにします。質問を終わります。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 18:23

再 開 18:40

委員会を再開いたします。川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

予算書の144ページ河川新設改良費幸袋十玉排水機場敷購入費10,000,000円についてお尋ねします。資料が、173ページに出ています。この敷地を買うに至った理由についてお尋ねします。

○ 土木管理課長

この十玉排水機場につきましては、都市計画街路、県施工の鯉田・中線の事業の用地にかかるため、移転ということで、移転先の用地の購入ということでございます。

○ 川上委員

ちょうどこの県道鯉田・中線が十玉排水機場既設のものに向かって線が引かれているような感じがするわけですね。だから移転ということなんでしょうけど、排水能力は移転後の新しい排水機場、能力はどうなりますでしょうか。

○ 土木管理課長

飯塚市といたしまして、現在0.5トン毎秒の能力が現在ありますけど、排水能力的に約1トンに増量いたしまして、県の方にその旨を伝えて、それで保障の問題等いろいろ協議を続行しているところでございます。

○ 川上委員

以下、財源関係の質問があるわけですが、総括でまちづくり交付金事業についての通告をしておりますので、そちらの中で続けさせて頂きたいと思いますが、よろしくお願いたします。

○ 委員長

引続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

続きまして147ページ公共下水道費下水道事業会計補助金505,000,000円についてお尋ねします。これについては、資料集176ページに関連の資料が出ております。この補助金の目的についてお尋ねします。

○ 財政課長

この補助金の目的でございますが、これにつきましては、本市は昭和45年から公共下水道を実施しておりますが、それを実施する中での一般財源で対応しなければならないということで、操出基準が設けられております。その中で、ここ176ページに記載しておりますように3条4条、こういう中で操出基準が定められておりますので、それに基づいた数字を積算いたしまして交付しているものでございます。

○ 川上委員

合併前に、駆け込みで旧飯塚市が目尾地域振興基本計画を見直しをしました。その中で、目尾地区の公共下水道の整備について500,000,000円を一般会計から繰入れて、手当して実施するんだということになったわけです。本来、この目尾地域振興基本計画というのであれば、事業の最初の方で行うべきであったらと思うわけですが、今回の補助金505,000,000円の中に、この目尾地域振興基本計画見直しに伴う下水道整備に係る手当分はどの程度入っておるのかお尋ねします。

○ 財政課長

公共下水道の事業の展開につきましては、事業をする中での財源措置として、公共事業債を借ります。その中で、財源手当を行いまして、その償還の中で先ほど説明しました操出基準の中で、その額があがってくるというかたちになりますので、当面の事業に対しての補助金の算定ということにはなりません。後年度の算定の中に算入されるということになります。

○ 川上委員

これにつきましては、かつて一度か二度かお聞きしたことがあるんですが、目尾地区の下水道工事も始まって何年かなと思うんですけど、今の段階でもどれくらい一般会計から投入したか推定は出来ませんか。

○ 財政課長

その金額については、今のところ把握いたしておりません。なお、事業につきましては、単独事業ということで、約500,000,000円程度の事業を計画いたしておりますけど、面積約95ヘクタールでございますが、そのうち20年度までの予定につきましては、28.5ヘクタール、約30%の進捗の予定であります。

○ 川上委員

この質問は終わります。

○ 委員長

引き続き、川上議員に質疑を許します。

○ 川上委員

147ページ流域下水道費下水道事業の下にあります明星寺川流域下水道事業費負担金9,587,000円についてです。この明星寺川流域下水道事業とは、どういう事業なのかお尋ねいたします。

○ 都市計画課長

これは、平成13年から枝国・潤野の浸水地区の解消のために、都市下水道が始まりまして、その後7.19を踏まえまして、更に流出抑制の必要があるということで、明星寺流域の上流の方に流出抑制を含んだところでの浸水対策の事業でございます。

○ 川上委員

平成13年に、この都市下水路の事業が始まったときには、基本的雨が降ると本線の水位が上昇する前に、明星寺川から遠賀川本線にポンプアップして出してしまうという排水思想で事業が取組まれたと思うんですよ。ところが、平成15年の7.19を受けて、そういう設計思想では間に合わない、条件は変わったということで、一刻も早くポンプ場まで運んで、そして本線水位が上がる前に出そうというのは止めて、いわばゆっくり水には来てもらうということで、遊水池を準備しようというようなことになったのではないかと思います、山北さんどうですか。

○ 都市整備部長

今、質問者が言われたとおりですね、平成15年の雨が降りまして、一気に遠賀川に水を出すことが出来ないところから、流出抑制が必要ということで、下水道法の改正が行われまして、それから確井の流域下水道という取り組みになっております。その中で、上流域に調整池を設置するといったかたちで今動いております。

○ 川上委員

この調整池を作るということについては、当時の飯塚市の市長をはじめとして、大変な努力の中で県が動き始めた、国も動き始めたということだったろうと思うわけです。そこで、この9,587,000円の負担金はどういうものなのかお尋ねします。

○ 都市計画課長

事業認可区域拡大のための、都市計画変更の手続きに必要となります図書作成のための委託料に係ります費用でございます。

○ 川上委員

市の負担率は、どのくらいですか。

○ 都市計画課長

係ります費用の2分の1でございます。

○ 川上委員

2分の1が、この9,587,000円ということですから、かなり大きい調査費ということになるわけですね。ところで、この件につきましては、地元の説明会はどのような状況になっておりますでしょうか。

○ 都市計画課長

地元説明会でございますが、市と飯塚土木事務所におきまして共同で、昨年4月と11月の二度、地元説明会を行っております。

○ 川上委員

調整池あるいは遊水池ですから、住民の方がどういう心配をされるかなと思うんですが、そこに水が集まるようにするわけですから、その水が安全な状態で溜めることが出来るのかというようなことなど、地元の心配があったのではないかなと思うんですが、全体として住民の方々の声はどうでしょうか。

○ 都市計画課長

説明会の席におきまして、幸いなことに本来下流の方々のために自分の財産を差し出すというのは抵抗がありましたけど、下流のため飯塚市民のために我々は協力をするという返事をいただいたところでございます。

○ 委員長

次に、人見委員の質疑を許します。

○ 人見委員

149ページ遠賀川穂波川潜り橋の工事の内容について、先ずお聞かせください。

○ 都市計画課長

潜り橋の概要ということでございますので、どういうものかということの説明したらよろしいかと思いますが、先ず潜り橋の定義といたしましては、堤外側に設けられる橋でございます。洪水時には橋面が水面下に没する橋とされておりまして、簡易性とか利便性に富みまして、水辺に近いことから浸水性の高い日本の河川の現風景のひとつとして評価を受けているところでございます。呼び方につきましては、地方によってまちまちでございますが、ちなみに四国の高知県の四万十川にかかっております橋は沈下橋、また関東の方のくじ川にかかっております橋は地獄橋とか呼ばれておりますような橋でございます。なお今回計画しております橋は、幅2Mの人道橋としておるところでございます。

○ 人見委員

それで、飯塚にしては潜り橋と、それでこれは今までそういう似たような橋というのはかかってなかったんですかね。

○ 都市計画課長

穂波川の方には、現在赤橋のちょっと上流の方に旭町橋と、それと旧穂波町の若菜の方にも2箇所ございました。

○ 人見委員

新芳雄橋の歩道からも、中の島には降りれるようになってましたよね。中の島に吉原町側から入って、更には飯塚病院側からというか、対岸からも中の島にずっと河川敷から入れるというようなかたちにはなるわけですよ。それで、もう一つ関連してね、この同じ149ページの負担金のところに花いっぱい事業費補助金407,000円というのがあるんですよ。多分今年の秋には中の島にまたコスモスが咲くのかな、来年なのかなと、今年の秋には例年と同じように咲くんですかね。

○ 都市計画課長

この補助金は、市内に現在あります167団体を抱えます花いっぱい推進協議会に対するお金でございますけど、今質問者言われましたコスモスでございますけど、以前は群生させるような植え方が出来ておりましたので、コスモスには最適でしたが、今度の整備の中で花壇を、各ブロックごとに分けました花壇を作る計画になっておりまして、果たしてコスモスがその花壇にマッチするのかどうかというのは、花いっぱい推進協議会を含めまして検討しておるところでございます。

○ 人見委員

市花は、どこにいったの。大丈夫ですか。

○ 都市計画課長

旧飯塚市は市の花でございましたので、やっておりましたけど、遠賀川の中の島も市外の方にも大分有名になっておりますので、何とか潜り橋と芳雄橋の3点からちかづけるようになっておりますので、より良い花壇作りをしていきたいと考えております。

○ 人見委員

市花は、決める気はないの。提案しないの。コスモスになる可能性もあるの。それで、花壇の花もいいんですけど、167団体あって多分市長の思いの中にもよく語られる花の咲香おるまちづくりにしては、407,000円ではちょっと寂しいんじゃないかなと、多分市長は今言いきらないんじゃないかなと思うんですね。折角167団体も協力しようとする人達がおら

れるわけですよ。今後の、中の島の花壇も含めてこうした面での花いっぱい事業については、今後どのように努めていかれるのか、その点、ちょっと橋の話から恐縮なんですけど、どうでしょうか。

○ 都市計画課長

花いっぱい推進協議会は、年々拡大をいたしております、会員の方もご高齢のわりには、もの凄い情熱をもってやっております。それと、補助金につきましては、407,000円でございますけど、消耗品の方で年々削減される中で、5,400,000円ほど2年間上積みをしていただいております。市長の方からも、花いっぱいのまちを必ず作りなさいと、そういう命令を受けておりますので、ありがたく思っ、その金を十分に活用させていただいて努力していきたいと考えております。

○ 人見委員

ありがとうございます。消耗品とは、どこの、この11の需用費の中の消耗品費の中に含まれているということですか。

○ 都市計画課長

148ページの需用費の中の消耗品費の中に、7,689,000円の中に5,400,000円ということでございます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

この遠賀川・穂波川潜り橋等設置工事について質問通告しておりましたが、総括でまちづくり交付金事業を通告しておりますので、そちらの方でお願いいたします。

○ 委員長

次に、兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

149ページ、勝盛公園の改良工事について、工事の概要をお願いします。

○ 都市計画課長

勝盛公園の改良につきましては、平成19年度から22年度までの4カ年の計画としておりました、19年度、本年度は一番上にあります芝生広場に大型すべり台と幼児向けのコンビネーション遊具を設置しておるところでございます。20年度は公園の南側にあたります交通コーナーでございますが、これを健康ゾーンといたしまして、健康遊具を設置、改良するようになっています。また老朽化しております管理施設の倉庫、またフェンスの設置替え、休憩施設の整備などを計画いたしております。21年度でございますが、20年度に引き続きまして、管理施設の整備、園路の舗装、これゴム系の舗装を今考えております。照明施設の改良と池のしゅんせつを行いまして、池周辺の快適性を向上させたいと考えております。最終年度の22年度におきましては、児童用の大型のコンビネーション遊具を設置いたしまして、四季を通して市民に親しまれて利用されております勝盛公園の今回の改良を終了したいと、この4カ年で実施したいというところでございます。

○ 兼本委員

よく分かりました。健康遊具につきましては、筋力トレーニング的な、できたらそういうふうなものもつけてもらいたいというような要望もあっております。それから先ほど池のしゅんせつについては、いつの日か言っておりました。臭気対策ということでやっていただけるということでありがとうございます。これは、あそこが溜まり水ですからね。しゅんせつやっただけではまた何年かするとまた恐らく夏になると臭気がかなりするんじゃないかならうかと思っておりますので、しゅんせつをやられるときに同時に根本的な臭気対策をひとつ講じていただきたいと。せ

っかく合併特例債使ってやるわけですから、そういう点も一つ検討していただきたいと。それから健康遊具についても今言われる遊具をするなら、柴田さんからぜひ健康のための遊具をぜひつけてもらいたいというようなことを言っといてくれということだから、先ほど会派の部屋で要望がございましたので、付け加えさせていただきます。臭気の方とひとつよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

152ページ住宅管理費委託料の中に、浄化槽維持管理委託料5,143,000円があります。これについて、説明をお願いいたします。

○ 住宅課長

ここに計上いたしております浄化槽維持管理委託料につきましては、今計画で建替え中、全ての計画が完了してない部分で、何期かに分けて建替えている住宅につきまして、その浄化槽の既に入居もある程度終わっておりますので、その関係でその浄化槽の維持管理の委託料でございます。また、完全に完成いたしまして入居が終わりましたら、入居者に管理をまかせるといふかたちになりますけど、その途中まではそういうかたいになっております。主なものとしては、新弁分住宅が大きなウエイトを占めておりますけど、全体の建築戸数が155戸、これに対しまして、現在までに3期工事で完成し、入居済みの戸数が120戸、のこり35戸につきましては、平成20年度から21年度にかけてまして建築を予定しております。全ての戸数が完成し、入居されるまでの期間は浄化槽の維持管理に係る経費のうち120戸の入居戸数分の共益費を市が収入で受け入れて、35戸分を補填のうえ委託料として全額支払うといふかたちの経費でございます。

○ 川上委員

この委託料は、どちらに払うんですか。

○ 住宅課長

これは、維持管理を委託します業者に支払うものです。

○ 川上委員

そこで、この新弁分団地の120戸の関係ですが、ここの浄化槽の維持管理に関わる分の各戸の負担は、どういうふうになっていますか。

○ 住宅課長

新弁分住宅につきまして、だいたい委託費となります経費が弁分で総額4,385,000円ほどございます。これにつきまして、最後の完成戸数155戸で割りくずした額が、1戸あたりの1年間の負担になります。これを12月で割って、1か月分だいた2,300円ほどが1戸あたりの負担になるというふうになります。

○ 川上委員

この入居者から、要望をお聞きいたしました。検討をいただけないかと思うんですが、高齢単身の方、ひとり暮らしの方も1戸あたり今言われた計算だと、月に2,300円になるんですね。4人家族の方も2,300円ということになると、それで不公平感を感じるというふうに言われるわけです。その不公平感を軽減する方方としては、人数割という考え方もあると思うんですよ。同時に、そもそも市の補助を増やして、市の負担分を増やして、全体として一人暮らしのかたも四人暮らしの方も、負担が軽減するというようなことも考えられると思うんですね。ですから、不公平感を無くし、かつ入居者全体が負担が減るという方向を検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 住宅課長

今委員の方から新たな提案という考え方をお示しいただきました、現在のところ先ほども申しましたように、1戸あたりわりくずしまして2, 350円ほどがかかるような状況になっております。確かに、一人暮らし、当然流される排水の量、それも当然少ないと、三人暮らし四人暮らしとなれば当然多いだろうということの考えでございます。実際に浄化槽を維持管理するうえで、流す水の量だけで全ての経費がわりくずせるものではなくて、費用の中には平等割としなければならないような、量とは関係なく年1回止めて清掃する分とか、動力費的なものは量に関わらずかかる経費もございます。そういう部分も含めていく中では、市に対してその分負担するという事は、新たに市が負担してその分安くするという事は、なかなか難しいかと思っております。また、その不利益を蒙っていると言うかたちでございますが、この浄化槽につきまして流量的だけでそれがとらえられませんので、多くの方から賛同が得られるような、特定の方だけが不利益をこうむることのないような方法を今後検討したなかで、皆さんも賛同を得られるようなものがありましたら、検討していきたいと思っております。

○ 川上委員

だから公共下水道の場合の下水道使用料、その考え方も是非参考にさせていただいて、検討していただきたいと思っております。そういう道があったら検討するんじゃないかって、そういう道も探るといことでお願いいたします。

○ 委員長

次に、引続き川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

153ページ住宅管理費各町空家危険住宅解体工事について質問いたします。もう時間の関係も気になりますので、端的にお聞きいたします。立岩小学校の前に、旧久世ヶ浦住宅があります。これは基本的に市営住宅としての使命を終えたということだったと思っております。その後、どうする方向になっているかお尋ねします。

○ 住宅課長

委員ご指摘の久世ヶ浦、甘木、松本公営住宅の建替えの関係の今現在残っております旧久世ヶ浦住宅の跡地の問題でございます。ここの跡地でも、当初計画では住宅を1棟建てる予定でございましたが、入居予定者の減少などから計画変更になりまして、平成19年の10月まで松本公営住宅の建て替え工事に伴う仮住宅として使用しておりました。松本住宅完成後は再び空き家となり、平成19年度末までに解体し、用地を払い下げる予定にいたしておりましたが、解体せずにそのまま払い下げることも可能であるとの県の見解も新たに示されたことから、解体せず、解体費用を相殺する形での払い下げも選択肢として、経費を節減し、より有利に処分を行うよう、現在検討を重ねているところでございます。

○ 川上委員

有利な方向に検討ということですが、あのまま売却した場合、まあ、売却するかどうかというのもあるかもしれませんが、あの施設は、施設というか建物は、耐用年限を越えて危険状態に陥っているわけではないんですか。

○ 住宅課長

耐用年数はまだ2年ほど残っております。

○ 川上委員

住宅課ですから、現地見られてますよね。これ、耐震基準との関係ではどうですか。現在の新・耐震基準との関係では。

○ 住宅課長

耐震基準につきましては、建築年度が古うございますので、新・耐震基準に適合しているという状況ではないと思っております。

○ 川上委員

もともと松本住宅新築の時に、これは基本的に廃止するという方向だったと記憶しております。で、仮入居は民間のところに入るんだということだったと思うんですよ。ところが、市の行革の流れの中で、お金を節約したいという説明だったですかね、と思いますが、急遽、あの危険で古いところに入っていただくということになって、いろんな手当ても市としてはされたわけです。ですから、一度は廃止しようとした、で、諸事情のもとで延命したわけですが、そしてもう一度廃止しようとしたけれども、もう一度延命しようとしてる。で、何ですか、耐用年限はあと2年残ってる。しかし耐震基準からいえば、もちろんのことですけど、危険な状態です。桂川町に解放センターという施設があります。これは鉱害復旧対象になってるぐらいで非常に危険な施設ということで、先だって桂川町議会で共産党議員の質問に対して町長が「危険状態であります」という答弁もしました。で、桂川町としては責任を負わないといけないので、もうこれ以上入居を続けてもらうわけにはいかないのではないかと議論が出ておるんですね。同じように、この責任を負いにくいような施設を残して売却して、そこで仮に民間住宅ということになった場合にね、市に責任が生じるのではありませんか。

○ 住宅課長

今申されました、住宅を売却する時に、あくまでも住宅として、それとかそういう目的に、貸与をしてくださいという条件を付けて売却するようになったら、当然今委員の言われるように、重い責任は何がしか掛かってくるだろうと思いますけど、今の段階で考えているのは、解体とか含めて投資的費用をできるだけ最初に抑えて、その中で払い下げる方法を考えてるという形の中で、崩して払い下げるか、あるいはそのまま払い下げるかという検討を、今しているところでございます。

○ 川上委員

申し訳ありません、聞こえにくかったところがあるんですね。どういう条件を付けて売却した場合、責任が出ると言われましたか。

○ 住宅課長

払い下げるときに、その建物の利用の目的を、こういう形で使ってほしい、残してほしいという条件を付けて払い下げるような形でしたら、そういう形のものについては当然責任が出てくるだろう、と。そういう目的で使わせてますからね。ただし、今言われるように、耐震基準等がどうしても問題があるという形で、あらかじめ払い下げるときに条件は付けない、あとは買われた方が処分されるかどうかというのは、買われた方の判断に任せるという形で払い下げたいというふうに思います。

○ 川上委員

それは非常に無責任というものですよ。堀池に、堀池でしたか、市民プールがありましたね。で、市民プール、建物ごとトライアルに売却しましたよ。市が何億円も収入がありました。ところが、ちょうどその時、中心商店街対策も商工振興課が力を入れてた時ですよ。こちらでは中心商店街対策を強化しながら、中心商店街に大きい影響があるだろうというところを、行革か何か知りませんが、市が収入があればいいということで、まあ、国が要求したんですよ。遊休地をどんどん売れ、と。地方交付税やらんぞ、と。総務省はそういう方針を出したんだから、そういうのに従ったのかもしれないけど。とにかく、土地が売ればそれでいいということで、私は、中心商店街が今日も打撃を受けていると思うわけです。これについても十分な総括はないですね。今の市執行部としては。今度は生命にも関わる問題です、直接。ですから、今のような発想は直ちに改めるべきだというふうに思います。これは、自治体がやることかどうか、よく考える必要があるだろうと思いますので、これは指摘して質問を終わります。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

153ページ住宅管理費の各所改修工事各所維持修繕工事についてお尋ねをします。これにつきましては資料180ページに載っています。決算が見えてくるんですが、決算と今回の予算の比較がどうかというのもあるんですけど、予算ベースでですね、前年比でこの数字はどういう状況ですか、増えてるのですか、減ってるのですか。

○ 住宅課長

この予算につきましては緊縮財政において前年度と変わらない予算を計上いたしております。

○ 川上委員

変わらないというのは同額という意味ですか。

○ 住宅課長

そのとおりです。

○ 川上委員

同額というのは努力されたのかなとも思いますが、建物はどんどん古くなっていったわけだし、特に穎田の方とかそれだけではありませんけど早急に手を入れないといけない所もあったと思います。そういう意味では齊藤市長の行革の流れがあろうとなかろうとですね、本当はもっと充実しなければならない面があると思うんですね。そのことを述べてこの質問は終わります。

○ 委員長

次に芳野委員の質疑を許します。

○ 芳野委員

155ページ、住宅建築費の中で、浦田住宅建設基本計画というのがありますけど、この基本計画の概要についてお示してください。

○ 住宅課長

基本設計の概要でございますが、これは筑穂浦田住宅建設の基本設計でございますが、建替えにつきましてはあくまでも18年度に作成いたしました飯塚市市営住宅ストック総合活用計画に基づきまして、通勤、通学などの利便性の確保や50戸以下の小規模住宅を統廃合するという管理効率等を考慮し、長楽寺住宅跡地への集約を考えております。

筑穂浦田住宅建築基本設計につきましては、老朽化した筑穂浦田住宅32戸ございますが、また長楽寺住宅が建て替えを進めておりますが、まだ20戸ほど古い住宅が残っておりますので、その長楽寺住宅を合わせまして、旧長楽寺住宅跡地に新築し、入居者の移転を行うための基本設計でございます。内容といたしましては、建築戸数につきましては変動はこれからあると思いますが、予定では筑穂浦田住宅分30戸、長楽寺住宅分20戸、それに調整池、浄化槽、集会所、駐車場等を設置するように考えております。

○ 芳野委員

この工事のスケジュールはどのようになっておりますか。

○ 住宅課長

20年度につきましては、基本設計を行う予定でいたしておりますが、造成工事を22年度くらいまでの間に造成工事を予定しております。今のところ順調に協議等が進めばと、入居者等の話し合いもあっておりますので、そういう状況の中で予定では22年度中に造成工事というところまでスケジュールは考えております。建築はその以降になろうと思います。

○ 芳野委員

早い話が老朽化した浦田団地を解体して、3キロくらい離れてますかね、あそこの大分の長

楽寺に移転してもらおうという話ですよ。これについて地元の説明会が既にあったと思いますが、そのときの状況をお知らせください。

○ 住宅課長

地元説明会を2度ほど開催しておりますが、入居者からは建て替えについては異議はありませんが、建築位置については反対意見が出されております。

○ 芳野委員

あなたが言われるように、あそこら辺の人に皆さん意見聞きますと、ほとんどの方が新築に対しては大変うれしいことやと。ただども移転に関しては反対ですとほとんどの方が言われておるわけですよ。こういう状況に対してどのような対応をしていかれるか教えてください。

○ 住宅課長

入居者の多くが現地建て替えを希望されていることは説明会でお聞きいたしておりますので、理解しております。住宅課といたしましては、市の方針に基づき提案し、ご理解いただけるよう努めておりますが、今後とも入居者の声に耳を傾け、時間を掛け丁寧に説明を重ね、ご理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○ 芳野委員

粘り強くというのはいい話なんですけど、あなたが言われた例えば22年度までに造成が終わって、それでもまだ納得してもらえない場合、どのようにされますか。

○ 住宅課長

大変答弁を繰り返すような形で申し訳ありませんが、現段階で、あくまでも現段階では今後説明会を開催し、引き続きご理解をいただけるよう、粘り強く説明をしてまいりたいというふうに、現段階では思っております。

○ 芳野委員

言葉はいいけど、何が何でも説得してみせるというような言葉に聞こえますけど、ちょっと質問を変えますけども、あなたのところには地元の方のアンケートといいますか、アンケートよりももっと、決意文といいますか、そういったような書類が行ってるとは思いますけれども、その内容についてお示してください。

○ 住宅課長

現在、空家等もございまして32戸のうち30世帯ほどが入っておられますが、30世帯の中で27世帯の方が署名された、現地に建替えてほしいという要望書が提出されております。

○ 芳野委員

30件中27件ということは9割ですよ。皆さんが市の方針に従って一生懸命仕事をされているというのはよく分かるんですよ。ただどね、住民の方との意思の疎通がないで、仮に思うとおりで来たとしても、住民が喜ばないような形、そういったものが住みたくなるまちとか、そういう状態になるとは思いますか。

○ 住宅課長

今申されましたように、住みたくなるまちということでご指摘でございますが、あくまでも今回建ち上がる住宅につきましては、平屋ではなく中高層で建てます。70年という耐用年数がございます。その70年という長期スパンを考えた中で、若者定住とかいろいろ考えた中で、市の方針を出しております。その中で入居者の方とお話し合いを持っておりますので、現段階ではお話し合いを継続してる状況でございますので、努力するという形で答弁したいと思っております。

○ 芳野委員

確かに将来性を見据えた計画だろうとは思いますが、とにかく9割の方が今の時点で反対ということをしっかり受け止めて、地元の住民の意向を汲みながら計画の進行をよろしくお

願いたします。

○ 委員長

次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

155ページ住宅管理費、市営住宅の建替工事についてお尋ねします。まず今の建替工事なんですが、基本プランとの関係でいうと計画どおりにいってるんですか、それとも遅れてるのですか。

○ 住宅課長

18年度に作成いたしました取得計画、19年度中に委員会等報告いたしましてご了承いただきました計画に基づきますと、1,251戸ほどの耐用年数を過ぎた住宅がございます。それをできるだけ早い時期に建て替えるということで、限られました10年間の取得計画の間では大体900戸ほど建て替えると予定しておりますが、ただし計画どおりにはなかなかいかなくて当然財政的な面でも大変厳しい状況にありますので、半分程度か場合によっては半分を下回るような厳しい状況の中で、建替の戸数を少しでも増やしていけたらという形で今計画しているところでございます。

○ 川上委員

実は先ほど70年というお話がありましたね。今の市営住宅の使用から言えば70年は絶対持ちませんね。それで冷静に考えてみる必要があると思うんですね。今芳野委員のお話を聞いてもつくづく思ったんだけど、今住んでいる人達のこれから建て替わろうとしている所、あるいは建て替わった所の方々によく声を聞く必要があると思うんですよ。その声に基づいて、もう建っている所はあれなんですけど、今から基本設計をしようというような所はですね、慎重に考えないといけないですよ。先ほど課長の答弁の中で70年見越して若い人達だと、その思想もいるでしょ。しかし今住んでいる人達あなた方を相手にしないというような風にも聞こえるわけですね。だから何といても今住んでいる方達の声が大事と。そこでですね、なかなか国が金出さないからですね、計画どおりいかない。米軍住宅には道路特定財源から28億も佐世保で金付けたりしてるんですよ。でもこういったところには金なかなか出さないですね。それで遅れる危険性高いんだけど、考え方としてね住宅を建ててそこに入るというだけでなく、そこで快適な住空間を造るんだという考え方がいると思うんですよ。市営では久世ヶ浦が6階建ですか、建ってますけど、よく声を聞いてね、住空間全体としてできつつあるのかということで努力もしないといけないと思います。

これは県営住宅ですけども、相田団地一番高い所に6階建が建ちました。ものすごい景観になってます。あの景観を福岡県は最初から分かっておってあれ造ったんですね。つまり言いたいことは中層、3階建とかあるいは平屋だとかそういうことをよく考える必要があると私はおもうんですよ。近隣の自治体見てみましたらね、最近では宮若市だとか、嘉麻市稲築の方には長屋風ではありますけど平屋に努力するとか、色々景観もあると思いますけど、本当に住む人達の要望を聞いて、もしかしたらお金が少しかかったのかもしれないけど、そういう努力もされてるようですよ。ですから、市の方針に従ってとか言うけど市の方針作るのはあなた方じゃないですか。その市の方針は住民の声とか市民の声を聞いて作る必要があるんで、しかも今聞くとそれができる条件は時間的にあるわけだから、十分にそこ考えてみていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○ 住宅課長

住宅を建て替えていく上での全体の空間を言われていると思います。また住みやすいということでコミュニティということですね言われている話だろうと思います。当然のことながら移転させたり建て替えたりすることによって、今までの自治会とか組という形が変わったりそ

ういう地域というものが当然変わってまいります。建替後の自治会組織の形成等につきましては、建替により旧住宅から新住宅に移転させられていく中で、当然地元自治会長と打ち合わせを行いまして円滑な運営ができるように協議いたしております。また集会所や公園等を設置する等市営住宅の入居者も地元自治会の一員として地元の皆様と交流できるような環境づくりを目指しております。特に先行した団地につきましては緑地帯についてみんなで鼻を植えたり、草取りをするということで交流が生まれて、それから新たなサークルが生まれると。また孤独死等の監視じゃありませんけどそういうものもできる、というものも含めまして緑地、それからモータリゼーションじゃありませんけど車社会でございますので、駐車場の配置とかいうことでどうしても敷地的に限られた中で建てる以上は中高層という形、またバリアフリーもございまして、そういう形で建てさせていただいております。

○ 川上委員

広い土地がある所もあるんですよ。新弁分だってそうじゃないですか。低層高層にしようとしてるんでしょ、広い土地があるのに。ですから公営住宅は公営住宅法に書いているとおりですよ、住宅に困窮する低所得者のための住宅と。所得が上がっていけば、割り増しでそのままということも一定程度あるのかもしれませんが、移動するというようなことがありますよ。しかし今の本市の現状からいけばですね、何年経ったら出て行こうと思ってそこに入る方は少ないですよ。だからそこで次の住みかにするという覚悟で住もうとする人が多いと思います。ですからそういう意味では一生そこで住もうということなんで、努力を是非してもらいたいと思います。入居してからコミュニティが始まるわけではないんですよ。どういう建物を造り、どういう人間関係、環境を作っていくかということ話し合う過程からコミュニティづくりが始まっていくんじゃないですかね。だからそここのところ配慮していただきたいということを望んで質問を終わります。

○ 委員長

次に、安藤委員の質疑を許します。

○ 安藤委員

消防費の部分について、157ページになりますけれども、まず、報酬単価を統一していただきまして、本当にありがとうございました。私も穎田方面隊第2分団の団員としまして、一言お礼を申し上げます。それから、これは隔年予算ということになりますけれども活動服、アポロキャップ等、そこら辺の装備もしっかり調べていただいて、この点に関しましてもありがとうございました。ただ、その中で一点だけ、これ、昨年度の予算になってしまうんですけども、甲帽というのがございまして、皆さんご存知かどうかわかりませんが、この甲帽というのを、何と言いますかね、出初式の時にだけかぶるといような帽子と私は認識してるんですけども、その点、あってますでしょうか。

○ 総務課長

消防団員の装備につきましては、平成19年度に統一したわけですが、甲帽につきましては、出初式等のそういった式典で、よく利用しております。

○ 安藤委員

その式典だけでしかかぶらない、年1回しかかぶらないという帽子まで支給していただいたというところで、はっきり言ってちょっと無駄じゃないかな、と。それよりも、もっといろんな部分で待遇改善なり、ほかに装備にまわしていただけたら本当に良かったな、というふうに思ったりしております。すみません、早口で言ってまいりますけれども。それでは、合併して3年目を迎えて、いまだにやっぱり「旧穎田町」とか「旧庄内町」とかいう形で、どうしても旧町の枠組みというのがなかなか取れていかない。それも仕方ないところではあるかもしれませんが、「飯塚市」と一つになったわけですから、早くそういう部分では、そういう

ことを取り払っていかないといけないというふうに思ったりもします。境界線というのは目には見えないんですけども、やっぱりそれがしっかり、まだまだ残ってるというふうに思ったりするわけです。で、私が旧穎田町の口原というところに住んでるんですけども、このあいだの大水害の折には家の前は水没してしまったというようなところでございまして、消防団員の意識としましては、やっぱり地元のことは、というか、自分たちは自分たちで守っていくという、そういう意識はすごく強いわけですけども、今度、新市になって、うちの前は旧飯塚市の目尾地区でございまして、天災といいますか、災害があった時に、本当は、基本的には自分たちのことは自分たちの地域で守っていくというのは、それが大前提だとは思いますが、今言いましたように、境界線を越えてみんなで取り組んでいかないといけないことも当然あると思いますので、今後はそういった防災体制を考えてあるのかどうか、お聞かせください。

○ 総務課長

現在、風水害や震災の際には、団長以下の命令によりまして、各方面隊間の応援体制というのはとられるものというふうに考えております。火災の場合で申しますと、飯塚方面隊のほうでは、合併前からあらかじめ分団どうしで、すぐに応援するという体制が整っております。従いまして、平成20年度以降につきまして、各々方面隊間でも応援出動が整えられるように、消防団と、あるいは消防署とよく協議しながら、全市域を対象とした防災体制が整備されるようにしていきたいというふうに考えております。

○ 安藤委員

そうですね。火災に関しては、穎田方面隊でも各分団、協力し合ってやってるという状況があります。火災以外に、やっぱり水害とかになると、本当に水は低いところから入ってくるというところでもありますので、そういう部分での体制づくりとか、コミュニティづくりといいますか。まあ、私たち穎田分団の人たちはみんなわかってるんですけども、目尾の分団の方たちのことをほとんど知らないという体制でもありますので、そういう部分も含めて、ぜひ検討していただきたいと思います。以上です。

○ 委員長

次に兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

今日最後の質問でございまして、防災センター運営費という、ここに該当するかどうか分かりませんが、私は一般質問か代表質問か忘れましたが、災害発生時に地域の支援を希望するための登録制度を1つ考えていただきたいということを要望しておりましたが、その後どのようなになっているのかをお示しください。

○ 高齢化支援課長

高齢者の災害対策を含めた緊急時対策につきましては行政、在宅介護支援センター、まあ行政でございまして、飯塚市全市をカバーすることは困難であり、地域住民特に地域福祉ネットワーク委員会や社協との連携が不可欠と考えております。また高齢者の緊急時対応を進めるためには、まず始めにどこに要援護の高齢者がおられるか把握することが必要となっております。このため在宅介護支援センターに依頼し、地域福祉ネットワーク委員会の主要メンバーであります民生委員や福祉委員、自治会長のご協力を得ながら要援護者の実態調査を実施いたしております。

調査期間は19年8月から20年1月までの半年間で、対象者は75才以上の独居高齢者を主として見回りの必要な方、約5千人となっております。調査結果について現在整備しているところでございます。今後庁内の関係各課とも連携を図りながら、民生委員、福祉委員、自治会長の方々と災害を含めた緊急事態の対応や、日常の見守り活動等の協議を進めてまいりたいと考えております。

○ 兼本委員

その後進んでいるようでございます。これは反面、孤独死の防止というようなことにも大いに役立つことだろうと思いますので、今現在取り組んでいるということでございますので、そういう体制を1日も早く確立して、飯塚市が何次体制というような体制を災害時に作って、いっぱい集まるんじゃなくしてそういう人達がおればすぐそこに行って安全な所に避難させる、というのが人命救助の一番だろうと思います。それと同時に孤独死の防止とそういうことにもつながると思いますので、是非早急にその体制を整えていただいて私どもにこういうことになりましたよ、という報告をされることを1日も早く待っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

他に質疑はないようですから、第8款「土木費」及び第9款「商工費」について質疑を終結いたします。

おはかりいたします。議案第9号については本日の審査をこの程度にとどめ、3月17日(月)午前10時から委員会を開き審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。以上をもちまして平成20年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。